

改訂

地方凡例錄

九上

9

73  
4364  
9



大石猪十郎久敬著述

五篇

改正 補訂 地方凡例錄

見山樓藏版



門 保  
4364  
卷 9

改正補訂地方凡例錄卷之九十月錄  
卷之九上

- 一 普請方之事
- 一 堤築立算法之事
- 一 石出
- 一 蛇籠出
- 一 笈牛
- 一 大籠出
- 一 棚牛
- 一 大聖牛
- 一 杵出



改正地方凡例錄 卷之九十月錄

一尺木牛

一尺木垣

一棚木牛

一菱牛

一枕出并d枕柵

一根枕并d置枕

一土出并d羽口

一立竹

卷之九下

一浪除石垣之事

一用水之事

一坎樋

一線樋

一埋樋豎樋

一掛渡井笕共去

一関碎

一新溜池仕立方

一土橋

一板橋

一小板橋

一小石橋

一列橋

一 釣橋 藤橋共六

一 棚道 棧共棚橋共六

一 土取人足定法之事

一 石取人足定法之事

一 芝取人足定法之事

一 土掘浚人足定法之事

一 石砂利浚人足定法之事

一 溜井浚人足定法之事

一 枕打人足定法之事

一 橋角枕震人足定法之事

一 同九枕震人足定法之事

一 橋掛渡取崩人足定法之事

一 材木根伐人足定法之事

一 同持運人足定法之事

一 角物持運人足定法之事

一 麓系根伐持運人足定法之事

一 唐竹根伐持運人足定法之事

一 空儀繩持運人足定法之事

一 箭竹撥人足定法之事

一 堤筋麓系定法之事

一 立竹定法之事

一 釘錄其外橋鈇物寸法定法之事

皆折釘 平落釘 家釘 正録手違録 橋の板鉄物  
 男柱より笠木の板鉄物 板鉄物 地覆継手繋ぎ板鉄物  
 大丸頭鉄釘 小鉄釘 船中頭鉄物 木口包拵鉄物  
 一土石貫目積之事  
 一材木尺ノ之事  
 一通挽木挽一人三通挽定法之事  
 一杻一人長二間一尺角一本角取定法之事  
 一大工坪掛り定法之事  
 一未口物太りの事  
 一蛇簞坪詰之事  
 卷之十上

一度量衡之事  
 附斗搔 拵坐秤坐 絹布丈尺の始り  
 一社会之事  
 附常平倉之事 義倉之事 助郷穀之事  
 社跡米之事 老幼扶持之事  
 一銭盤觴之事  
 附本朝鑄銭之始り  
 卷之十下  
 一永楽銭之事  
 附九六銭起り并、銭と鳥目と云事  
 銭と何匹と云起り之事

一 永癸り之事

一分限扶持之事

附扶持米二合半始之事 代官并手代出役扶持諸入用定之事

代官陳屋引越入用定法之事

一 民間金銀通用始之事

附金銀本朝出始 佐渡金山始 信長金并よ甲金但馬南鯨

金銀量肩起 金百匹と唱る癸 金銀坐并包金 金銀孔通用

一切支丹類族制禁并鉄炮規則の畧舊関所之事

一 奇特百姓太右衛門褒美之事

改正補訂地方凡例録卷之九十目錄畢

改正補訂地方凡例録卷之九上

塘 高崎

大石久敬士恭 著述

一 普請方之事

堤防川除用水橋梁道路を修補するを國の大本より寺閭の事より

先上世禹王司空たりしと云九河と疏して海に注ぎ汝漢と決りて泗

挑し清血糖と修理し水と治ること外は八年三度其門を過り玉へど

も入玉と云孔子之と贊して禹を我間然と云ふと云ふ其徳より由

て中國食と得たり后舜の禪りを受け天子と成玉ひて天下を巡行し

自ら水土と治め玉ひし土地の至寶たるゆへあり孟子は諸侯の寶三

と云ひ其第一を土地より園圃を云ふ及云ふ山林原丘と云ふも空しく

水害の爲に破らるるを惜むべきことなりけり  
也命司空曰時雨將降下水上騰循行國邑周視原野修利堤防道達溝瀆通  
道路毋有障塞と云るに國政は悉く人々心と委ね其任は堪たる人  
と撰び邑里より出でて預て用水川除道橋の普請其外并利得失を考へ  
溝池堤塘を修補せしめ土地咸豊田圃の損廢もあらず用水順流し耕鋤  
の時と失はざる様よしと上を國は益し下を民の愁苦を救ふと役人の  
心掛肝要あり周礼は血祭廣各八尺溝を半之と有り時世隔絶國万里を  
異はくと云ども聖人の規矩廣深を方世不易の定數あり血を大井路溝  
を血と引分る小井路あり井路と井堰と云ふは川と堰留あり又大用  
ゆかりて凡て用水路の工と云ふ元來堰と云ふ川と堰留あり又大用  
水の路より方へ引分る為よ用ゆるの上の上げ若土俵枕箒あぐの用具と

以て水と閉止せしめ水致し其閉止たる處を堰と云然きども堰ハ則ち塞  
也水の通流する溝を堰と云ふは井筋井路井堰もど何れも井の字に  
付せしむる字義より當らざれども關東に於て大概用水堰筋と堰筋と  
里語に唱ふあり上州に於て水も堰の上げ口と小田と云あり  
一近世に溝池と云ふは修造せず粗畧なるゆへ水も堰筋と云ふは  
成り水下に水至らば早く早損せし川除水剌等も費用と厭ひ修理粗畧  
あるゆへ少々の出水も切好欠好等出来て水溢す所謂自給自足なる  
災多し堯の九年の大洪水湯の三年の旱魃有りて実々天災を聖人の遺  
難しと云ども入力の及ぶべき丈を吏の勤弁と民の精力と依て水  
旱の災を遁る儀有りきあり故に用水を耕作の第一あり云ふは  
及ぶ川除を洪水の防ぎとて欠損せしむるは薄田粗園等よ

て租税も取と收りし地所を川除等の修理に貸財を費せざる無事か  
りし等閑に心得租税の納めを修復の費用と心得費を論じ當前の利  
は趣り土地を弃るを有せしむる貨財の利益のより心を用ゆるを  
商賈の意よりと政務は與る者の心よりけり加之圖書の上よりと種  
ろの土地の潰きの様に見ゆれども國中若し潰きたる地所の所持  
する民の家業は離れ身代と潰し又居屋敷等欠崩れ下民を居処事  
宅は迷ひ寔は不仁是より其れをふし古聖の土地を惜とみふる聊  
利益の為よりけり土地を天下の至寶たる上民の憂苦を恤む仁心の  
至りあり此理を弁明し川除用水等の修理に心を用ひ大切にするべき下  
あり又道橋を修補するも天下庶民の助けあらざる曾と疎そくはを  
とにあらざ

一堤塘川除用水道橋普請の儀を其年夏秋出水の様子より依て秋の赤に至  
り其場所の破損の輕重を見合せ村より欠所附と以て願出たるを  
各村役入と差出し巨細を見分と為し吟味の上目論むべし諸川除の  
儀を大河小河石川砂川泥川谷川或は川中の廣狭川瀬の遲速水勢の強  
弱川上の山澤峻岨等々で能く考へ夫々應じ普請の仕方勘弁あり又  
前々其國其川の仕来りありて同じ石川砂川も水剌川除の仕方  
等々異同ありてあり同じ石川も上州上利根川烏川あど甲州駿  
遠の川筋とも水剌岸圍ひ地留の仕立を大に差ひあり又同じ泥川も  
も仮令を關東の川も土出し萱出し等々水剌岸圍ひを仕立或後國  
信濃川も泥川も川中川の模様も大凡利根川同様の者あるは此  
を土出し萱出し等々何れも杭出し根杭あり夫れ余國の杭出しとを



仕方異よして三角の杭を打ち梁木を引き真中を大木を牛と引き家  
組の仕立大なる杭出しを杭木は孔を彫り貫木を通はしてして関東  
どよよとまた杭出しの仕方あり勿論近邊は石澤山は石をどよよと  
も蛇笥音請の仕立をど丈夫あれども近川よと兎角近處は石をどよよと  
あり故り蛇笥音請の成り難きま付土出し杭出し等の色まよして水  
防ぐて多う上方関東奥方今五國は羽方今二國は分ちり何越後信濃  
中國西國等と其処々の仕方を能く知らざれば音請の功者とも云ひ難  
し杭出立竹木の仕方も河まよより色まよりの杭出しを五貫目打の鉢巻  
竹は掛らりり又小河の杭出しを屏風出しと云て杭を四五本間送  
り三本位並んで打ち柵を掻き水除をまらりり立竹も岸囲ひ根杭の  
内側立竹もよりの杭は上下押縁を當て立竹を垣根の様は結付らりり

是を小河の堰より大水たりとも水當り薄き川の岸囲ひよして大河よ  
を用ひ難し又江戸川中川邊の立竹も大竹を兼付して切尖らせ壹坪よ  
三本程在中へ五の目は挿し込と敷の様よまよして岸囲ひよあはりり  
尤も是を海口の沙除に用ゆるて上川よいあはりりあり沙除とて  
磯邊岩石りりて沙の差引強く當る處よを用ひば遠浅よと大沙の節と  
てゆ和らりり沙の當る場處よ用らりり川除用水とも名目の唱へる同  
様よとて仕立方を川々よ應じ品々の違ひりり既よ上州烏川は結倉と  
云ふ音請あり又牛よ似たる物りり川底を水通らりりてメ切等よ利  
方の音請あれども余國の川よよと當て見當らば大河のメ切等と又牛  
よと保ち難きものも柵を用ひ結倉と柵を省畧したる様成りあり烏  
川附の村よよと結倉の外よ又牛柵牛等の音請ありてを知らば又同

川の取上ロ月月の輪と云音請と前より仕来りたる之ハ土儀を以て  
川を瀬切り浮水何まを延敷やと多く用以水路水と引會せりあり  
即ち外より用る洗堰あり尤も少く仕方を異あねども先ハ洗堰の  
あり上方関東遠國より月の輪と唱ふる音請の名目と関り又筑後國  
より土居と云石出筆出と荒筆と云ひ又在方音請奉行の役名  
と荒筆奉行と云ふ又肥後國より土居と塘と云ひ在方音請奉行の塘奉  
行と唱ふ堤塘と云ふと訓むれども余國より塘と云ふ処を関り  
是高崎より云堰奉行のてあり海内廣きては音請の名目寺のてを  
色々の唱へ多しうべし又大筆出し大聖牛と云川除と甲州金無川笛吹  
川富士川の赤流遠州大井川天竜川等より至て大造ある川除あり  
右体の大河を上方より河川宇治川木津川関東の利根川荒川筋矢野

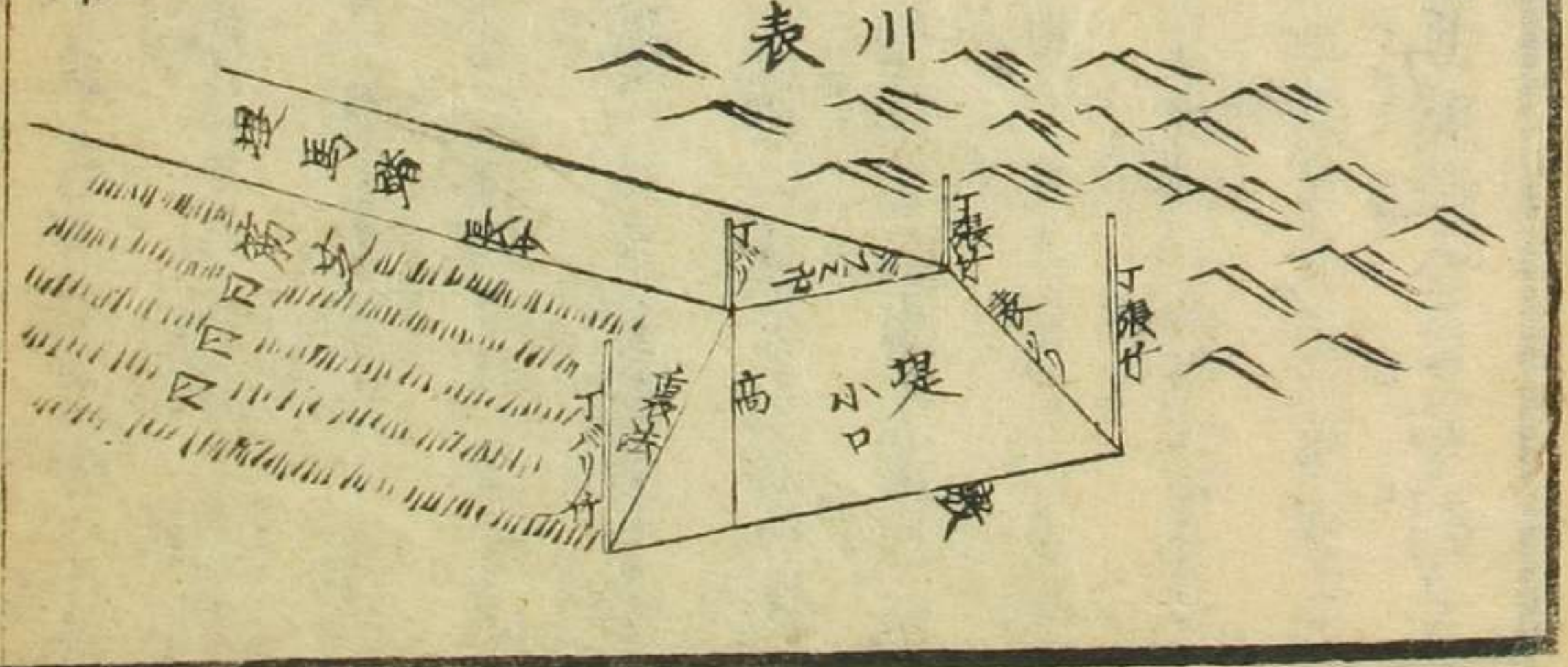
川吉田川奥州の阿武隈川羽州の取上川信州の筑摩川犀川越後の  
信濃川九州筑後川等日本は響なる大河より何れも上る石川中ハ  
砂川の達瀬より其外國より右体の大河何れも大聖牛の上方関東  
遠國より余國よりあり又大井川天竜川富士川の達瀬より大聖牛を用  
ひて外の川除水刻りてを保ち難し然れども其國々其処より仕  
来り音請と往古より験し置たるより付一概心得其処より仕付  
る音請を為して大は間違ひ出来りゆ此所の勘考を数年國々の音  
請を見聞し又各自より仕方巧者の入る多し尤も水當りを考へ常  
水と出水とを水の當り処大は違ふあり又年々目論見を濁水のと  
致すゆへ平水の流を見ても川除水刻等を仕立てる大水の節一向  
用立を夫の功者ありゆの水刻を仕立てる大水より破るは不

巧者成りの普請と大水のよた破損強く仕立の終りて川除の多足は  
とあふれ却て外の処中を大破は及ぶて河の之を平水の水行を見て普  
請と仕立大水の水行を知らざる不鍛練より由りあり右の趣より川除の  
仕方を種々をさども其大略を繪圖と加えり以て左に記を其委りたる  
を他日地方堤防全書に記載せしむべし

一堤築立築法之事

新堤を先づ馬踏の寸法を極め土堤を法一割砂堤あり法一割五分石  
堤を五分よりよしむ堤を丈夫よきより土堤より一割二三分砂  
堤を一割七八分石堤を一割ありては夫より坪敷多く人足も多分は  
掛りもへ大際當時を前条の積り致してあり去るまで至ての大堤大  
河等より洪水の節水勢至て強き川筋ありては伏令土堤は仕立るも一

割の法よりと危し一割二三分五分より致しむべし  
古堤の立足しと高さ馬踏とも古堤は準む新堤  
の繩張と川筋と水繩を引くて堤の曲り目  
々々も丁張を為し貝形を取る此丁張と云ふ堤  
の形を繩より張るとあり竹四本の内二本を  
敷の端に立二本を馬踏の角に立つ伏令を馬  
踏一間高さ一間一割五分の法ありて高一間  
は一割五分を掛け打法一間半宛二本立まむ  
馬踏一間と成敷の竹の土際繩を結付高一間  
馬踏の角の竹よりわくを付け堤の形を繩より張  
ると丁張と云ふ堤の形出来たるを見目と云ふ川形



正地凡例録 卷之九止

よ由り堤曲らざる曲り自々丁張をふん尤も直道よても十間目程丁  
張と為し其繩は依ひ土を持つあり堤を元来紀州流りてを川表一割ふ  
まど内の方を一割三分積る大堤ありが川表を一割二分内法を一割  
四五分よして大水のとれたの保ち方の丈夫を肝要は仕立るとありしは  
當時を保ち方の考へもあく少しも入用の減ると功とし又目論見の時  
築法も六のしわくは帳面も仕立よく且つ手廻しを第一よまふ何  
時よあく紀州流は目論むりのあく両法とも同じ切倍は致まると成た  
又又蒲鉾形と云へる之を馬踏よ法よ少し宛の丸を付け蒲鉾  
形の様は築立ちあり是又持方を格別宜しければ土坪の積り方六  
のしわく入用も増よめへ今と箇様の丁寧あることを知りたる入り少し  
一土堤を法高一間よ送る五筋を宛筋を引き馬踏縁へ之を引く

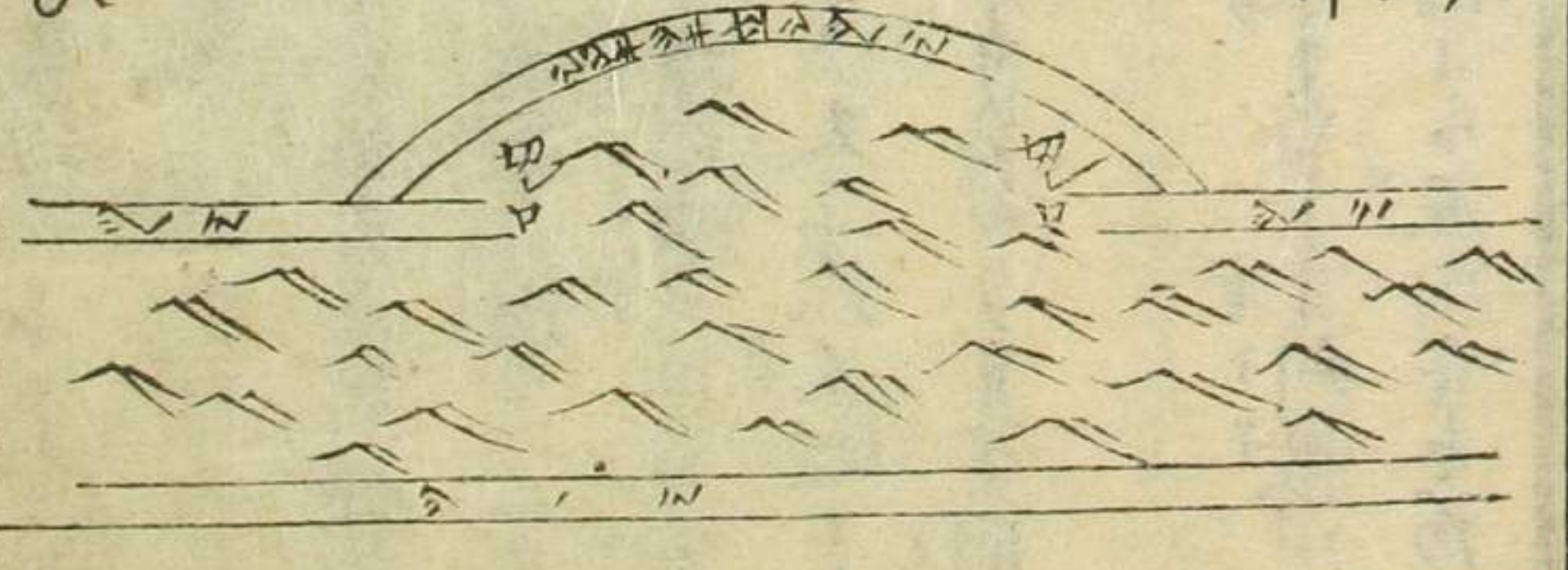
此芝切人足土取人足の負敷と積り込むべし併し若し築立堤の近邊  
よ芝あくく遠く遠方より芝と運ぶれば土取人足より積り入るべ  
芝の負敷と積り道法の遠近は應じ芝切持運びの定法を以て芝切人足  
と別段よ立るあり芝を長二尺幅五寸厚二寸よして一坪十八枚之を堤  
の高法間敷筋引くは地坪敷何坪と積るあり又砂堤を筋鹿原と引  
く是を芝よくと根付らざる先きよこけ落て用は立ど筋鹿原の柳字津  
木の類と長き一尺余よ伐り小口へ少し出しく敷込むべし柳或は字津  
木と一雨り二雨りて直し根付き堤は丈夫よ堅くあり然るも右の  
木よくねど扱あく外の鹿原を用ゆ尤も是よとを根の付てはあくねど  
も砂堤ハ鹿原と一筋宛敷て築立結ぶ築上ぐる内よ崩るあり土堤を  
築立消で繩を張り芝と埋るおけ土を切明け小口へ芝を入りあり又筋

正地凡例録 卷之九止

芝筋鹿糸とも筋と筋との間一尺何寸と堤の法高は應へて極ち置き繩  
と張るれが筋は正しく付き筋不揃ふあり又堤の法より思置きを往  
古丈夫と重は致せしと然る土の少しも出ざる様は芝より置き上たる  
堤も有り當時と上方閑東とも以樋の前後土抱板の上或は城置き等の  
土手を懸置し致せざる其外の堤より曾て何と云ふし

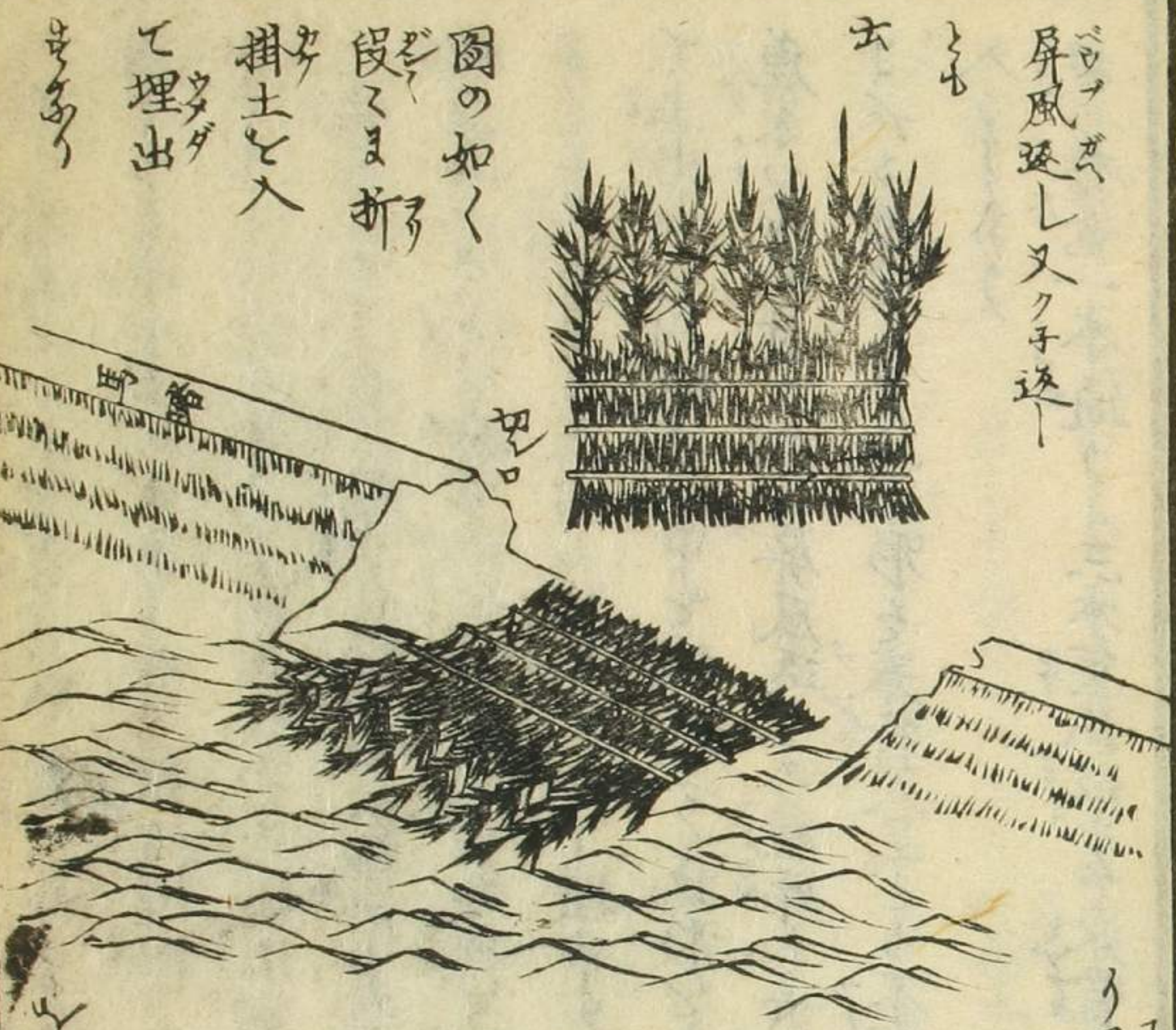
一堤の切処を築立るとは其水添々れど下埋と土俵にて埋立内外の切  
口へ杭と打ち柵を掻き堤の地形を指を築立るとあり又至て深掘りて  
水勢強き処を諸色して木の枝鹿糸を丸け土俵を交て打込る水中に埋  
む尤も数百間の切口あり内外の水勢至て強く中々何を入ても保  
ち難く流を散るものあり箇様の場を真中へ鹿筋を明け水を通し左右  
の切口より段々埋め真中よりメ切ら或は下図の如く切口を残し

輪の如く堤を築立修復するあり尤も此水留のメ切  
の処を余程人足の働き手廻しをよくせむと幾度か押  
切らざるものあり箇様ある難処を近処も水添り  
土諸色土俵等もまぐろ船を運ぶもの人足も仕  
馴れ奉行の巧者ありをメ切難し又下埋の積り  
方も切口の長中深を量り仮令ど三箇処も切  
るとたと其切方は應に間数を取る勿論長の長短  
有り仮令ど一箇処を敷五間深一丈長さ十五間一箇  
処を敷四間半深一丈二尺長さ五間又一箇処を敷四  
間深七尺長さ十八間あり所より長短深さ及び  
敷の間数を取り夫を平均して土俵土俵鹿糸人足掛り等を積り埋坪



西島地蔵川修築 卷之九

き切処堤地形同様ありて敷高馬踏とも古堤準し築立あり又堤内  
 の水一盃湛へ入り切口の水強たれ不巧者として中々築留がし又水  
 當りのあた切処を下埋をせしむるは古堤の敷より下へ堀入の事を  
 丈夫は土坪を余計に積り地形の高低不平等の見均し肝要あり不鍛練  
 して積むと土坪違ひ入足の費もつり又不足つりて目論見通りして  
 と出来上らざるもつり依て地形の見均し大事あり堤の腹欠の目論  
 見も同様にして仮令が欠口の横六尺欠込たる処もつり又三尺欠込を  
 たる処もつり高さも地形の不陸を少し宛違ひつりあり是又間  
 敷の改方と前と同様あり  
 一 理坪は屏風返しと云て左圖に示し如き仕方つり関東とて下利根川  
 小見川縮川江戸川中川戸田川等して為るるあり余國より泥川より河



り是れ切口欠目とも海掘りて  
 下埋ありて堤の築り  
 岸固ひも出来難き処を切  
 口欠目際の岡の方葉唐  
 竹を横一間は五六本宛立  
 ありて夫は山萱一把宛を  
 オもく押縁と三処ありて當  
 て垣の様は結立其押縁へ  
 葉唐竹を横一間は凡そ二  
 三本宛繋竹して立たる竹垣  
 と土際より踏橋め岸より水中

改正也凡例録 卷之九

河原又々岸上等堤の如く石を川形は長く積立る

へ倒し掛其上土を置段々重りかろ土際より竹折る様は成る  
土も水中に入るあり石の繫竹を岡りも留め竹垣のまろ落たる様  
よし又其竹垣の上右の如く竹を立初め此の如く幾篇とあり押倒  
し掘たる深き段々埋立竹を川中へ埋出し五間より七間より地形丈  
埋立其上土を待ち地形をあらして堤を築立る新規は土出しを仕成  
せり有来りの土出しを打崩し下埋のくたれ岸より段々屏風返し  
て土出しの間敷丈水中と埋り立ち地形とし其上は出しを仕立置利口  
鹿袋口等と付る之と屏風返し埋坪と六ひ又子倒しとも云て泥川  
よる埋坪あり此地形を奉行入足とも不馴しとも出来迄至て巧者の  
入るるあり

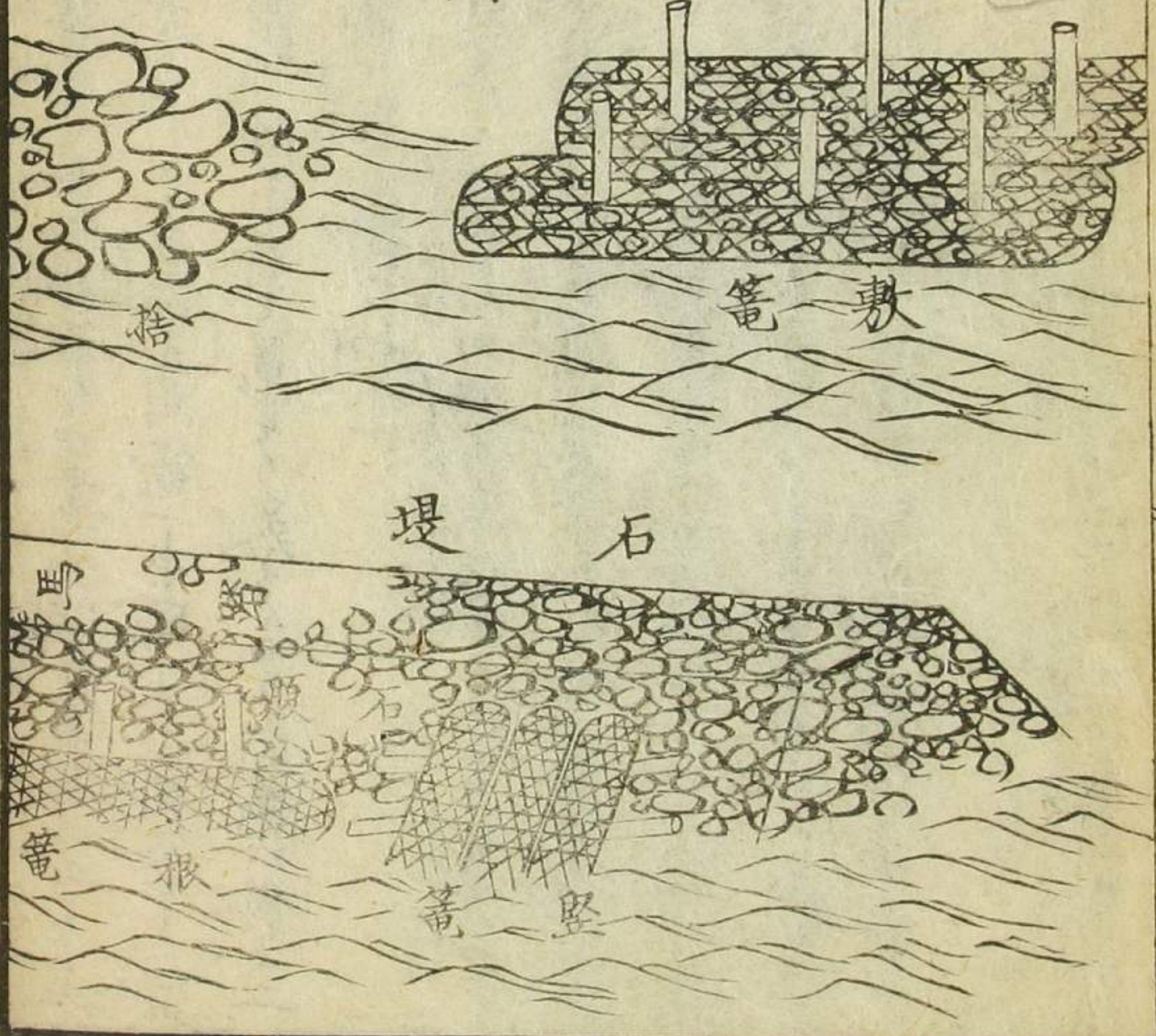
一堤の根籠一本通りは二本重ね位まで水當りは應じ川表堤根返り引堤

堤外地形の高位はほど根籠曲りゆく根石を置き水當りあはれもの土  
芝捲く地形を直して根籠を引く勿論五間籠一本宛は三箇処ほど留  
杭と打べし堅籠を猶又地形不陸あはれ籠より落るあり堅籠は横は二  
通りほど貫杭を通さへし其大槩左圖の如し  
一石堤の仕方土堤は替りておし併し石の積方不巧者より石を置むと  
りりり又一箇二箇宛抜出て其処より大破は及ぶ又石堤を石の表を能  
くあらぐ奥深くある様より表石の奥の方と外の石とを異なる様は控  
つて石を置き積立ねど崩れ易し且つ角より大石を用ひ凡て石堤を  
別て入る仕野巧者ありて石積成難く石堤を何を根籠と引くれば  
崩るるあり

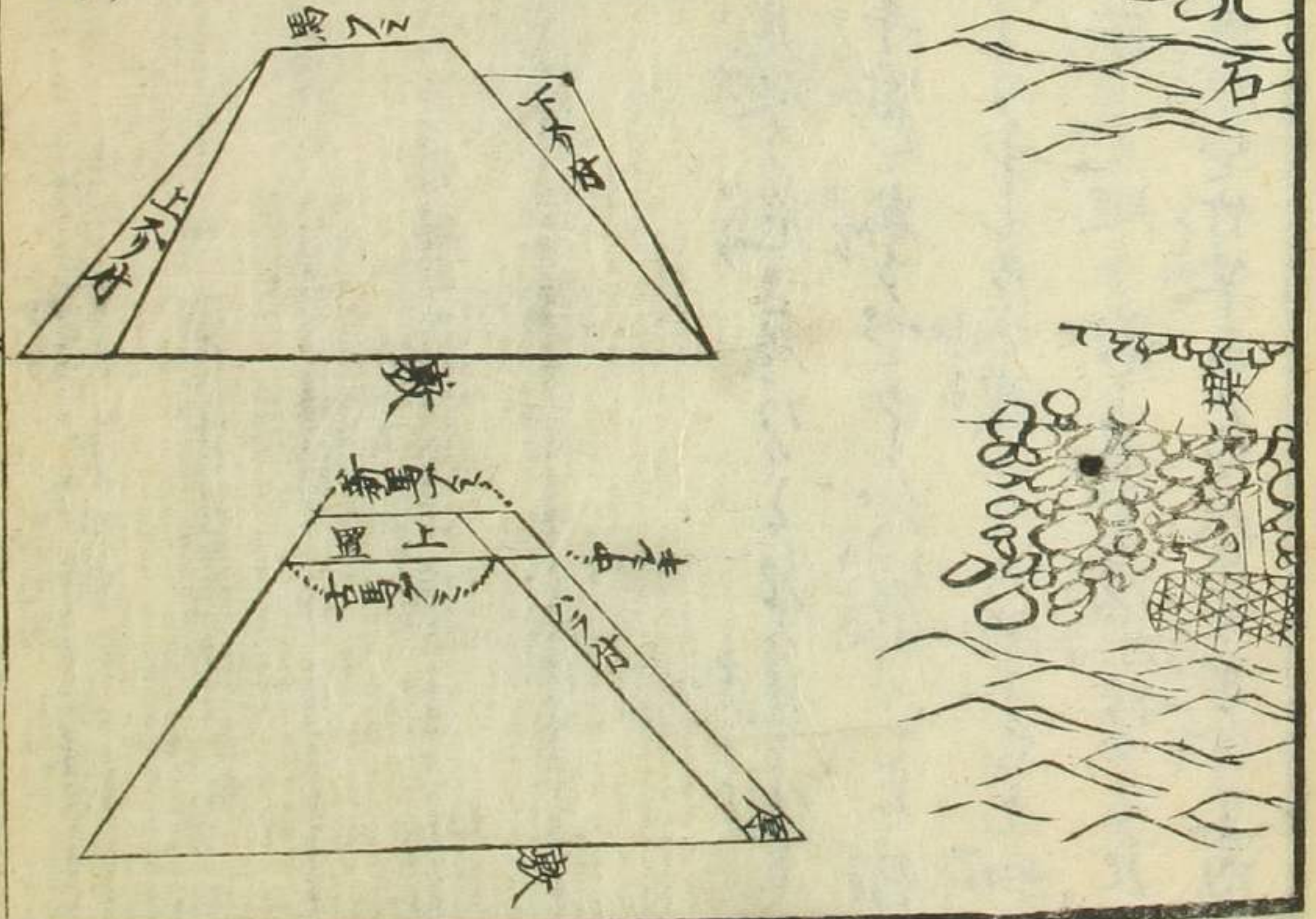
一石積と云水別り河原又々岸上等堤の如く石を川形は長く積立る

河原又々岸上等堤の如く石を川形は長く積立る

あり是を堤と造ひつゝ  
 せよ五十間より三  
 十間より大水のとき  
 水溢る岸崩るる場  
 処に積立るあり是と  
 つも積様の石堤同様あり  
 一堤の上置腹付と古堤の法  
 高は習ひ仕立てあり  
 川表の方へ腹付とると  
 外腹付と云ひ堤内の方  
 は付るを内腹付と云上



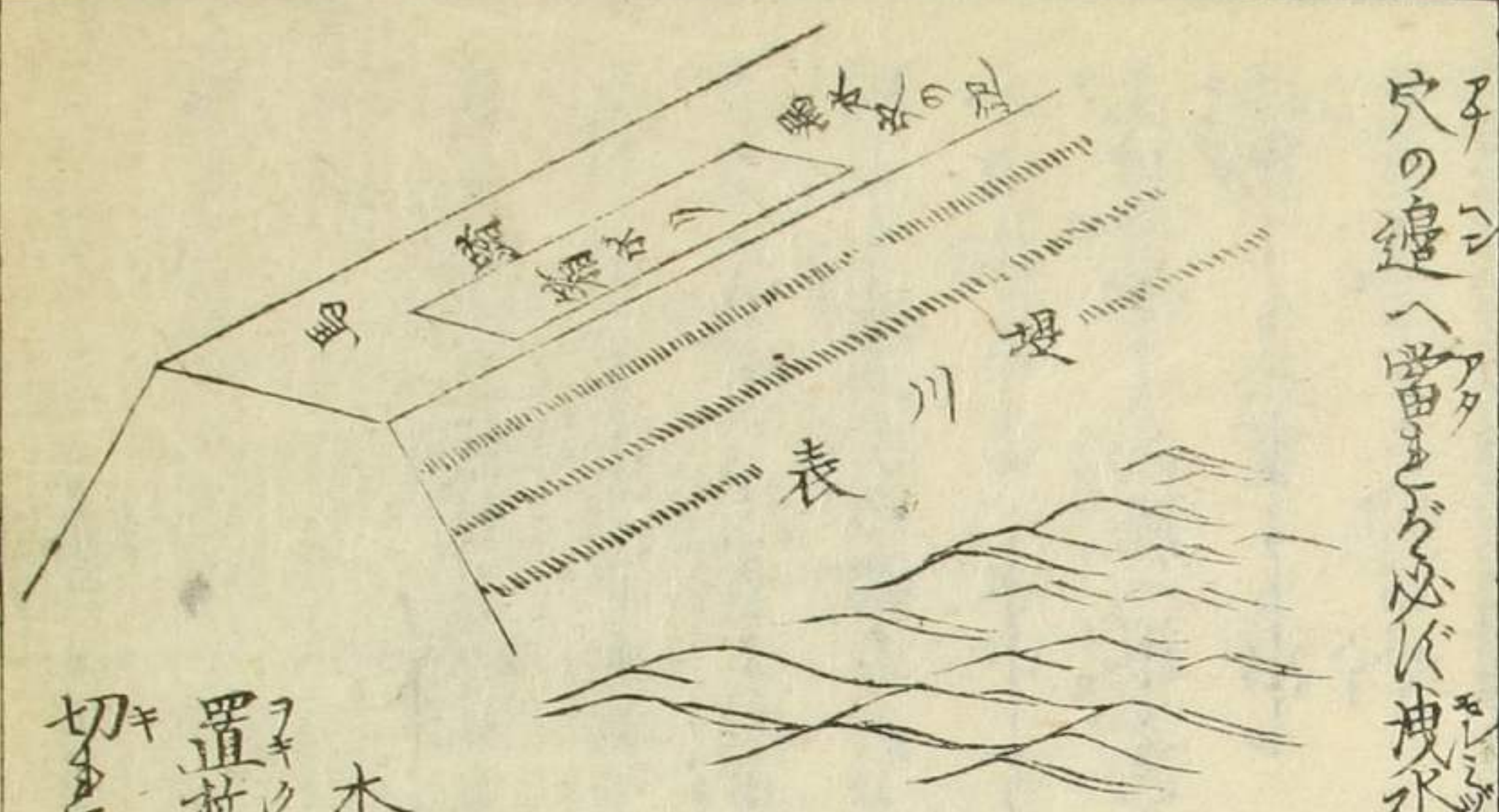
置を笠置とも重ねると  
 云候令々下図の如く上置  
 腹付を付るとり又土堤  
 法は於て一割馬踏を一間腹  
 付三尺ありぬが中敷古堤の馬踏のと  
 一間半あり高より一尺五寸の上置  
 して馬踏を一間あり勿論上置  
 の馬踏と極め古堤の法は後ひ  
 腹付の厚さを極めあり又腹付  
 薄くして馬踏計り廣くせぬが  
 古堤の法は合とて笠を冠りたる様





成り候令が上置高一尺五寸一割を乗し西法三尺古堤の馬踏一間  
と加へて中敷を一間半に成り腹付の厚さを三尺あり馬踏狭き堤の上  
置計り付てと上置の馬踏至て狭く成る又馬踏を廣くして古堤の法に  
合ふ様中より上計り腹付の様にして堤の法少く成て保ち方甚  
だ悪し馬踏狭き堤を高くすると腹法敷くも廣く保ち方必  
宜しとのべ

一大雨洪水の節に村役人とも総堤を見廻り危き処をたて杭土俵を  
いよて切きを係様預め防ぎ方の手當を怠らざらば切掛りて留  
難きものあり夫土竜蛇蟻の穴もどより少しの水洩れり大雨にて土和  
らぎ居り付怒ち切まるかのあり能く見廻り若し堤も洩水つらとた  
ら川裏を留ると悪し是と川表の堤根を竹竿あごと以て突歩行其内

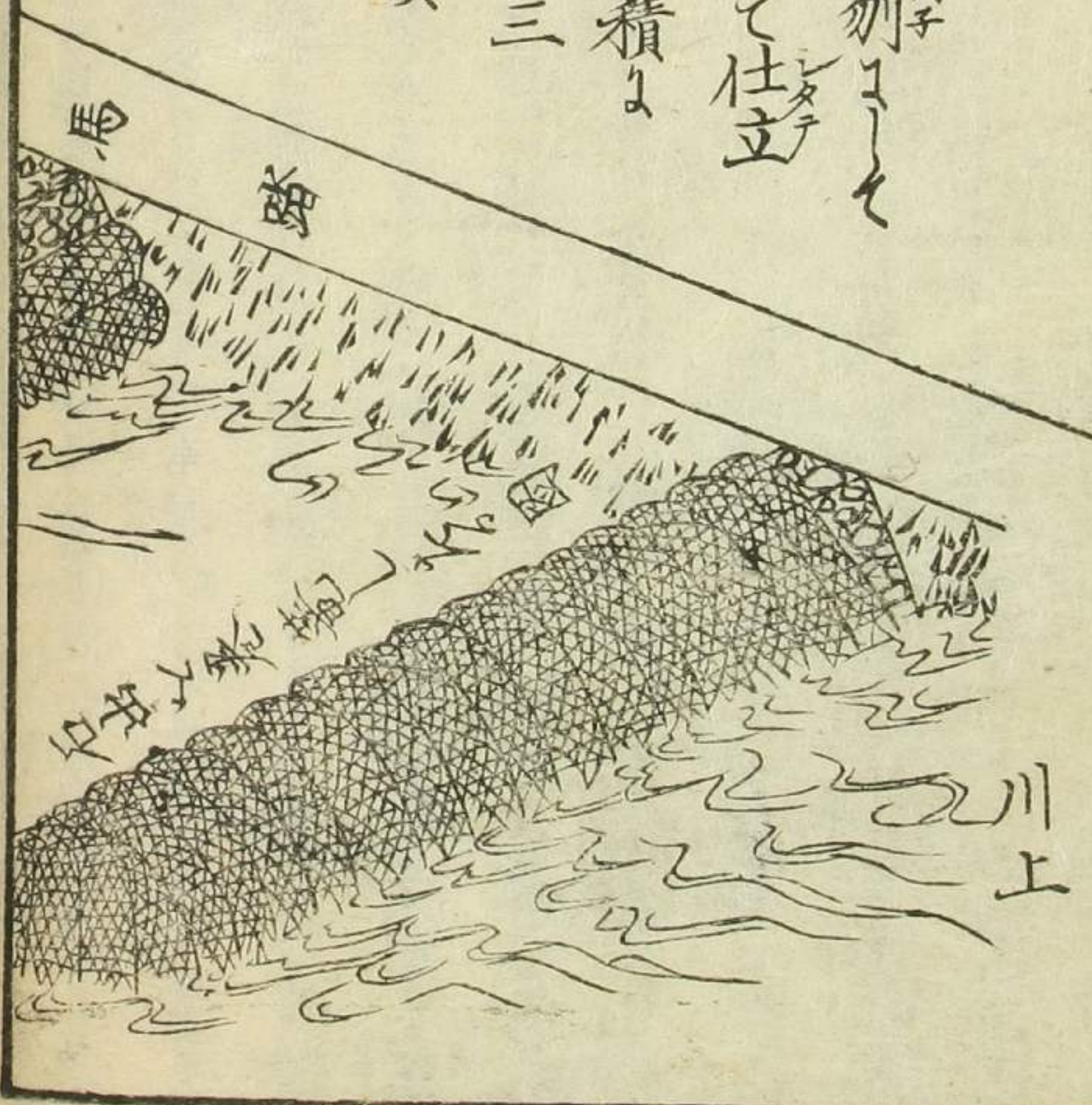


穴の邊へ當ると必し洩水濁り出さあり左に其処へ此堤を築き  
土俵并あど何りてり持込も其上へ土を置いて  
穴を塞ぐべし石の如くして若し穴の知  
るべしとらる堤の馬踏の川表へ寄せて固  
の如く箱堀と掘き水穴知り其とら延  
根芥等と持込て其上へ土を置踏堅め又芥  
と入を段々此の如くして防ぎ留りあり  
又川筋八九分通りの出水あり早くと土俵杭  
木等の用意をなし堤の川表の方へ一俵宛並べ  
置枕留として防ぐべし堤を水越して必し所々  
切まる者あり尤も総越ふれば防ぎ方もなれど

も馬踏は何も高依りるものなれど位き外より越水のふた様は随方手  
 當と為さべし

一石出

是を石川の荒川は仕立る水割りにて  
 小石くくと保たむ大石を以て仕立  
 りあり此石の積方を石堤石積よ  
 同しく法五分の物なれど二三  
 分の法よそよし水中より積  
 上げ鼻より両脇へ根蓋と  
 二重にも三重にも出し  
 之は應どく大河の水



勢強き處を巻籠とて

石出しと蛇籠とを残

らぐ包むらり又

又大石のふた処を

蓋出しと致さへ出し

場処添くねど下二間續きよ

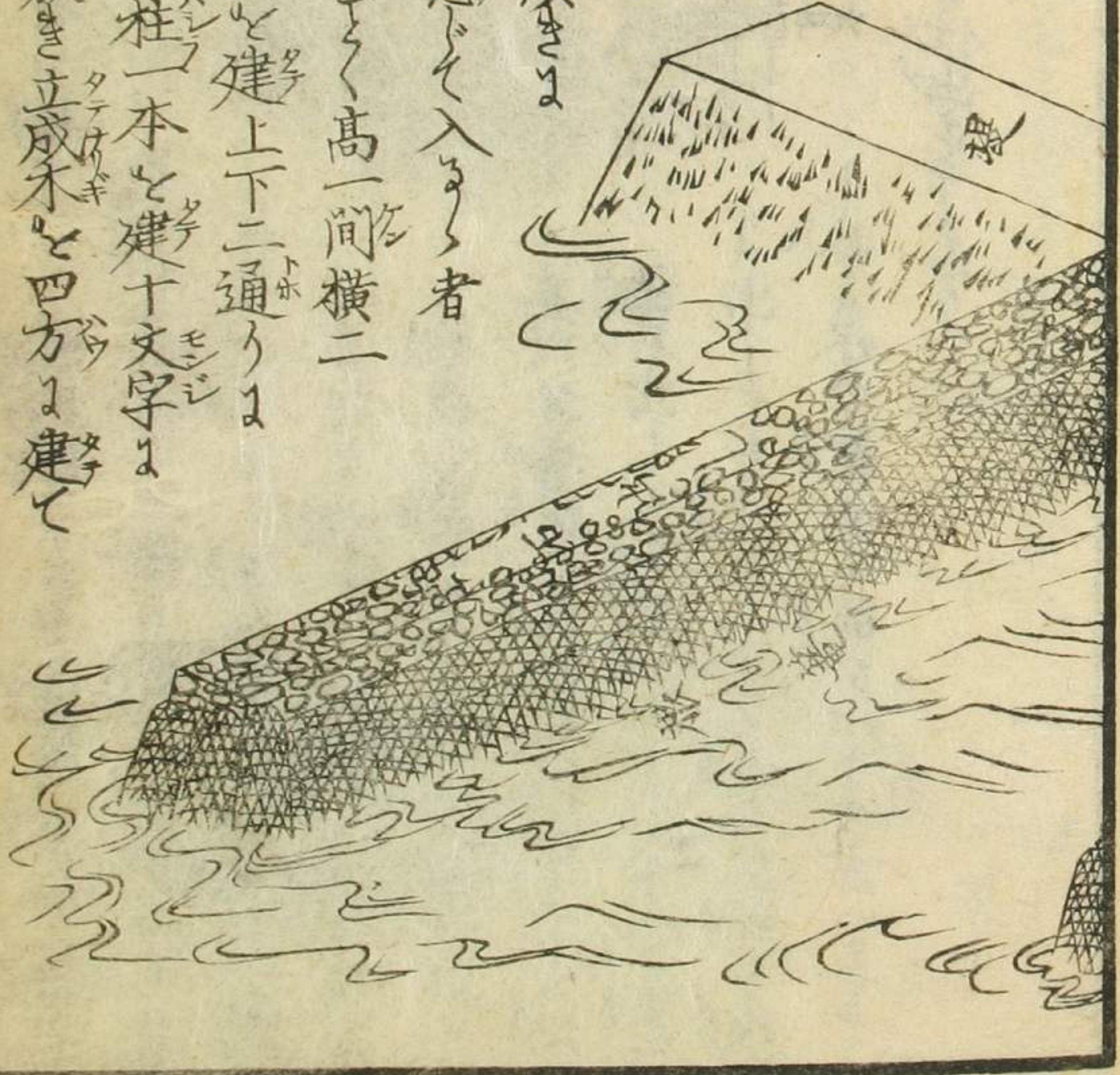
沈桿と出しの間数は應どく入る者

あり沈桿と云を左圖のどく高一間横二

間四方一方毎に柱三本を建上下二通りよ

貫木と彫込と真中より柱一本を建十文字よ

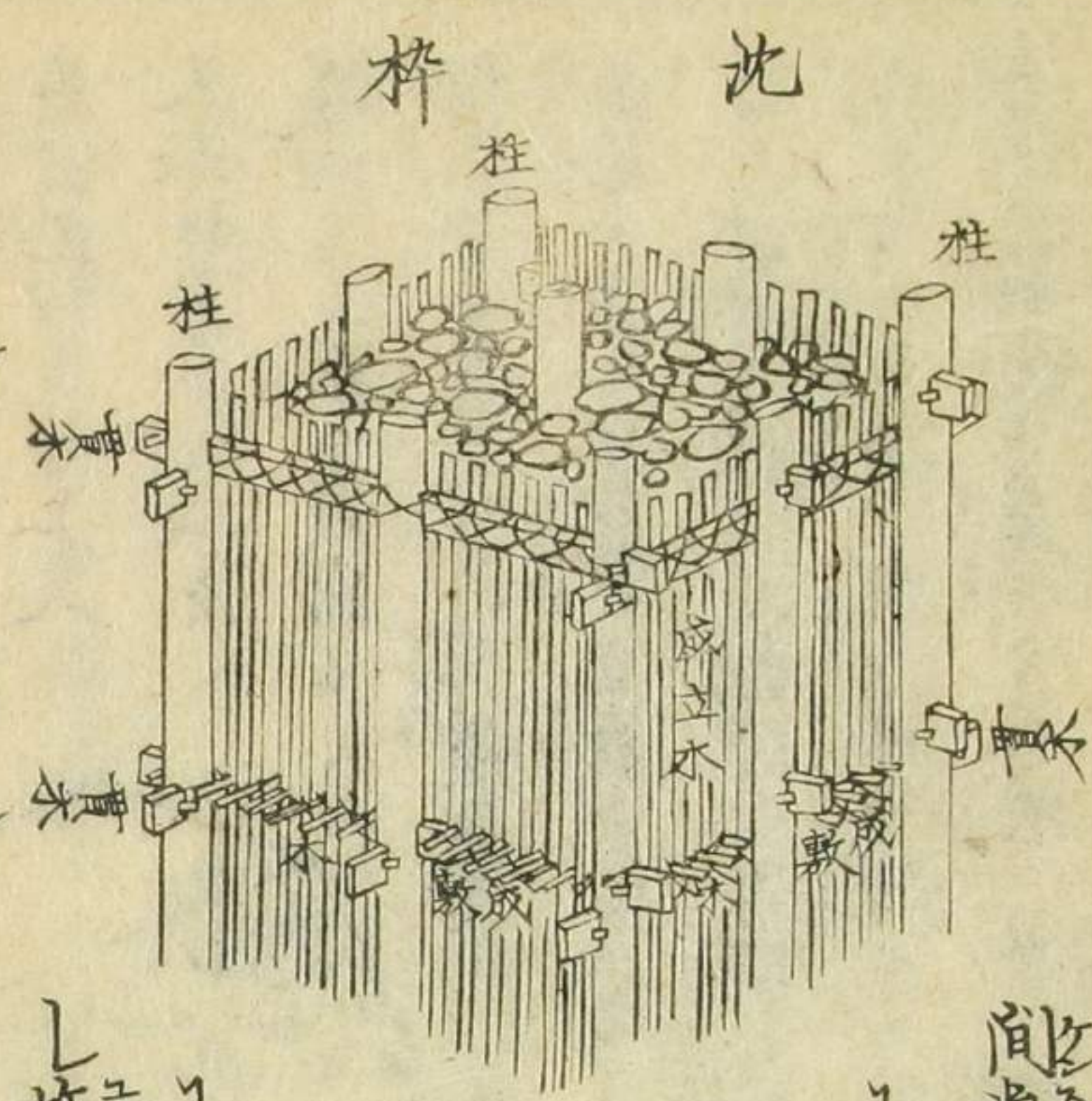
貫木と入を敷成木と敷き立成木と四方よ建と



故三上九列録 卷之九 一 堤壩

改正地所録 卷之九 蛇籠

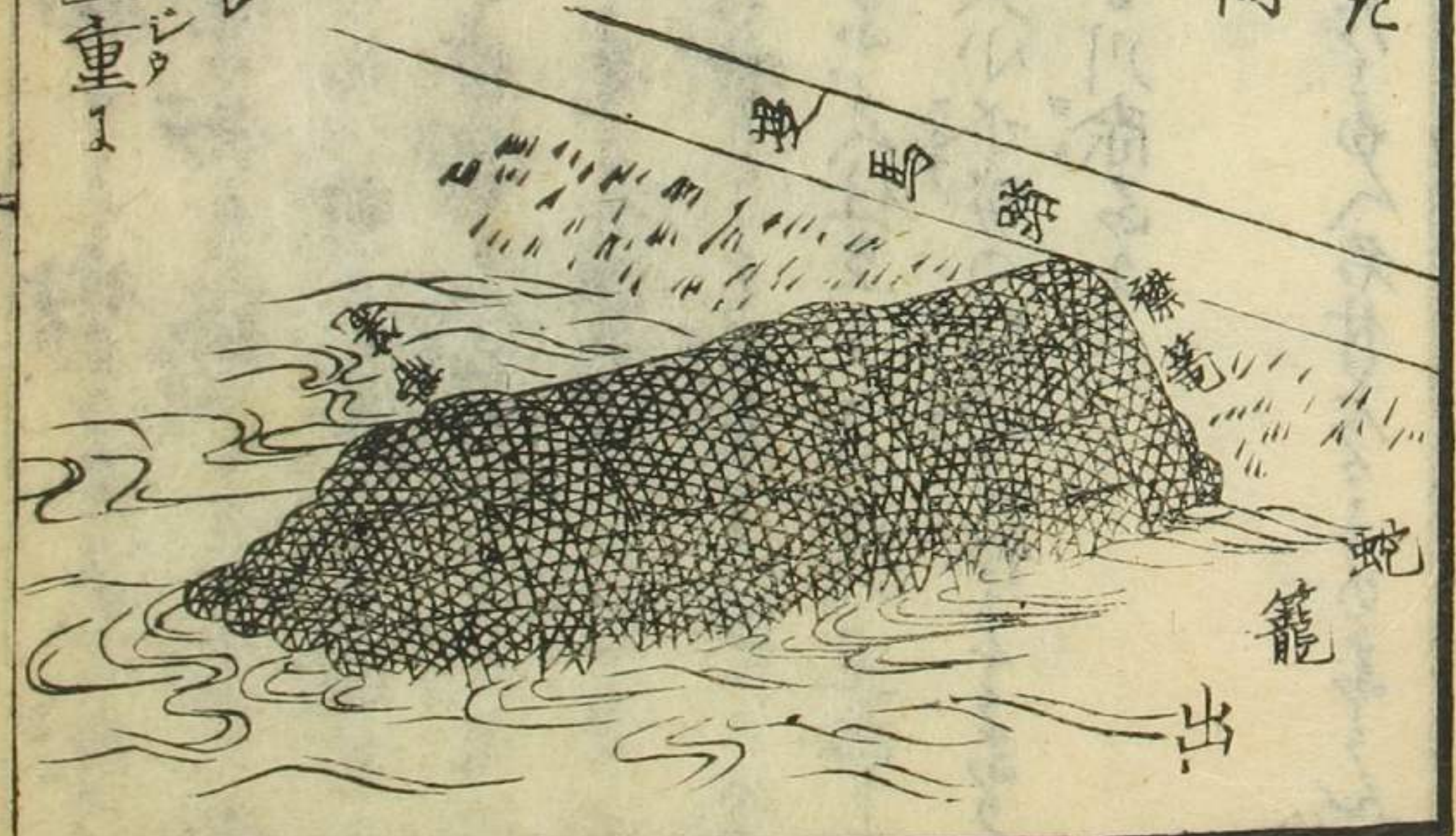
貫木は撥付水中へ沈め石と詰り多あり格別深々れど二箇も重ね又横の



一蛇籠出  
ひよ水は逆らぬ様は仕出さるあり

間敷も石出しの幅は随ひ二間より九尺  
より一間より致さ地形桙を出しの敷  
より外より両方へ二尺宛も廣は終る  
石出し崩れを落し出し幅長き或る  
其川其場好は随ひて仕立りあり勿  
論石出しも高岸根より川中へ真直  
は出しと流るる水は逆らひ保ち難  
し故は水の流るは随ひ川下の方へあぞ

是も石川砂川等の水刻あり地形不陸あり  
処を直は五間籠二継りてり三継りてり間  
敷は應じて仕立りあり又地形不平あり  
ど平均籠とて二間籠三間籠等と其  
処は應じて大籠小籠と取交ぜ地形をよ  
らし平ららるるも其上は籠出しと仕  
立又至ての深場ありど地形籠とて出  
し敷の籠敷は准じて二間籠りてり三間  
籠りてり横り地形籠と二重りてり三重  
りも並べ其上へ出し籠を仕立りあり是れ  
又川底不陸あり二箇重り処も有り又三重り



改正地所録 卷之九 蛇籠

古

正正地九列録 卷之二十一 大橋出

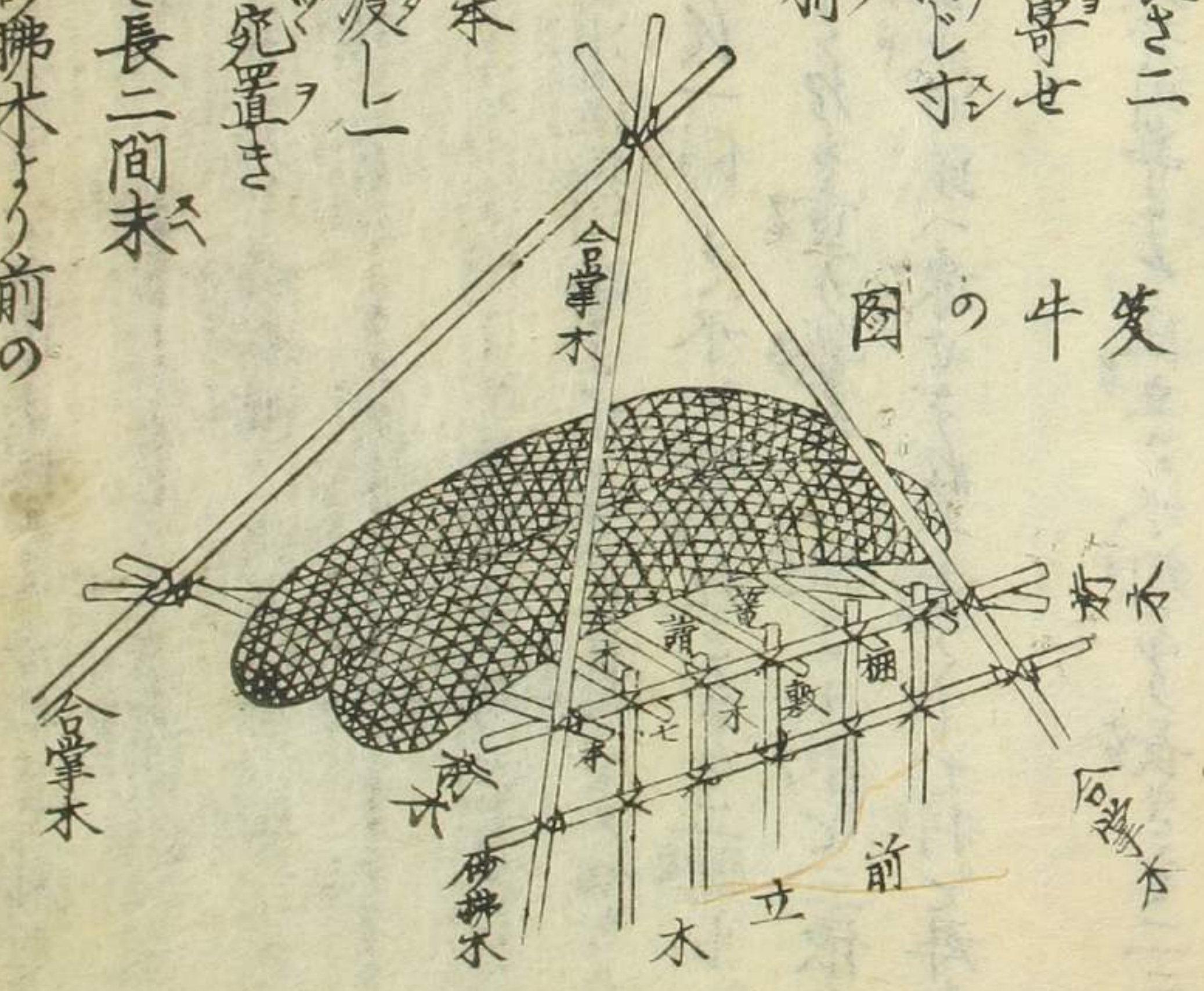
致<sup>タ</sup>其<sup>カ</sup>外<sup>ノ</sup>の<sup>ウ</sup>り<sup>テ</sup>何<sup>レ</sup>も<sup>シ</sup>出<sup>シ</sup>の<sup>ノ</sup>下<sup>ノ</sup>平<sup>ラ</sup>ら<sup>ウ</sup>成<sup>ル</sup>様<sup>ニ</sup>し<sup>テ</sup>仕<sup>立</sup>る<sup>事</sup>あり<sup>尤</sup>も<sup>敷</sup>の<sup>ノ</sup>差<sup>度</sup>一<sup>尺</sup>七<sup>寸</sup>筥<sup>七</sup>寸<sup>並</sup>べ<sup>あ</sup>ら<sup>ぶ</sup>地<sup>形</sup>筥<sup>の</sup>長<sup>を</sup>二<sup>間</sup>半<sup>よ</sup>し<sup>て</sup>出<sup>シ</sup>地<sup>方</sup>を<sup>少</sup>し<sup>廣</sup>く<sup>も</sup>あ<sup>ら</sup>す<sup>筥</sup>出<sup>シ</sup>堤<sup>の</sup>取<sup>付</sup>の<sup>處</sup>へ<sup>横</sup>一<sup>本</sup>引<sup>く</sup>と<sup>襤</sup>篋<sup>と</sup>六<sup>本</sup>筥<sup>と</sup>筥<sup>の</sup>継<sup>手</sup>目<sup>を</sup>二<sup>本</sup>宛<sup>引</sup>く<sup>之</sup>を<sup>帶</sup>筥<sup>と</sup>も<sup>筥</sup>と<sup>も</sup>云<sup>蛇</sup>筥<sup>ハ</sup>出<sup>シ</sup>の<sup>大</sup>小<sup>は</sup>應<sup>ジ</sup>差<sup>度</sup>二<sup>尺</sup>筥<sup>ハ</sup>一<sup>尺</sup>五<sup>寸</sup>筥<sup>ハ</sup>も<sup>出</sup>せ<sup>長</sup>を<sup>何</sup>も<sup>一</sup>本<sup>五</sup>間<sup>宛</sup>あり<sup>又</sup>出<sup>シ</sup>筥<sup>と</sup>六<sup>本</sup>下<sup>地</sup>と<sup>石</sup>積<sup>し</sup>て<sup>長</sup>筥<sup>を</sup>横<sup>へ</sup>一<sup>本</sup>宛<sup>並</sup>べ<sup>て</sup>卷<sup>たる</sup>様<sup>は</sup>多<sup>く</sup>あり<sup>長</sup>も<sup>河</sup>原<sup>も</sup>仕<sup>立</sup>る<sup>と</sup>下<sup>地</sup>と<sup>土</sup>出<sup>し</sup>よ<sup>し</sup>と<sup>卷</sup>筥<sup>は</sup>致<sup>さ</sup>し<sup>も</sup>何<sup>も</sup>川<sup>の</sup>大<sup>小</sup>水<sup>勢</sup>の<sup>強</sup>弱<sup>は</sup>依<sup>る</sup>事<sup>あり</sup>又<sup>石</sup>出<sup>し</sup>と<sup>卷</sup>筥<sup>は</sup>至<sup>て</sup>丈<sup>夫</sup>あ<sup>ら</sup>川<sup>除</sup>あり

一 笈牛

是<sup>を</sup>左<sup>ノ</sup>圖<sup>ノ</sup>の<sup>ト</sup>く<sup>山</sup>伏<sup>中</sup>の<sup>笈</sup>の<sup>形</sup>は<sup>似</sup>たる<sup>ゆ</sup>へ<sup>名</sup>付<sup>たる</sup>もの<sup>あり</sup>ん

仕<sup>方</sup>を<sup>合</sup>掌<sup>木</sup>三<sup>本</sup>雜<sup>木</sup>と<sup>長</sup>二<sup>間</sup>末<sup>口</sup>四<sup>寸</sup>よ<sup>し</sup>と<sup>頭</sup>を<sup>一</sup>處<sup>に</sup>寄<sup>せ</sup>拵<sup>竹</sup>と<sup>結</sup>合<sup>目</sup>と<sup>又</sup>拵<sup>木</sup>三<sup>本</sup>同<sup>じ</sup>寸<sup>間</sup>よ<sup>し</sup>と<sup>合</sup>掌<sup>木</sup>は<sup>結</sup>付<sup>真</sup>中<sup>拵</sup>木<sup>の</sup>上<sup>の</sup>籠<sup>請</sup>木<sup>も</sup>同<sup>じ</sup>寸<sup>間</sup>よ<sup>し</sup>と<sup>一</sup>本<sup>引</sup>く<sup>棚</sup>敷<sup>木</sup>の<sup>長</sup>を<sup>八</sup>尺<sup>末</sup>口<sup>二</sup>寸<sup>五</sup>分<sup>よ</sup>し<sup>と</sup>七<sup>本</sup>拵<sup>上</sup>は<sup>敷</sup>き<sup>其</sup>上<sup>は</sup>重<sup>り</sup>籠<sup>差</sup>度<sup>一</sup>尺<sup>七</sup>寸<sup>長</sup>と<sup>二</sup>間<sup>の</sup>蛇<sup>籠</sup>と<sup>二</sup>本<sup>宛</sup>置<sup>き</sup>前<sup>の</sup>方<sup>合</sup>掌<sup>木</sup>の<sup>元</sup>に<sup>砂</sup>拂<sup>木</sup>と<sup>長</sup>二<sup>間</sup>末<sup>口</sup>三<sup>寸</sup>よ<sup>し</sup>と<sup>横</sup>一<sup>本</sup>結<sup>付</sup>砂<sup>拂</sup>木<sup>より</sup>前<sup>の</sup>

笈牛の圖



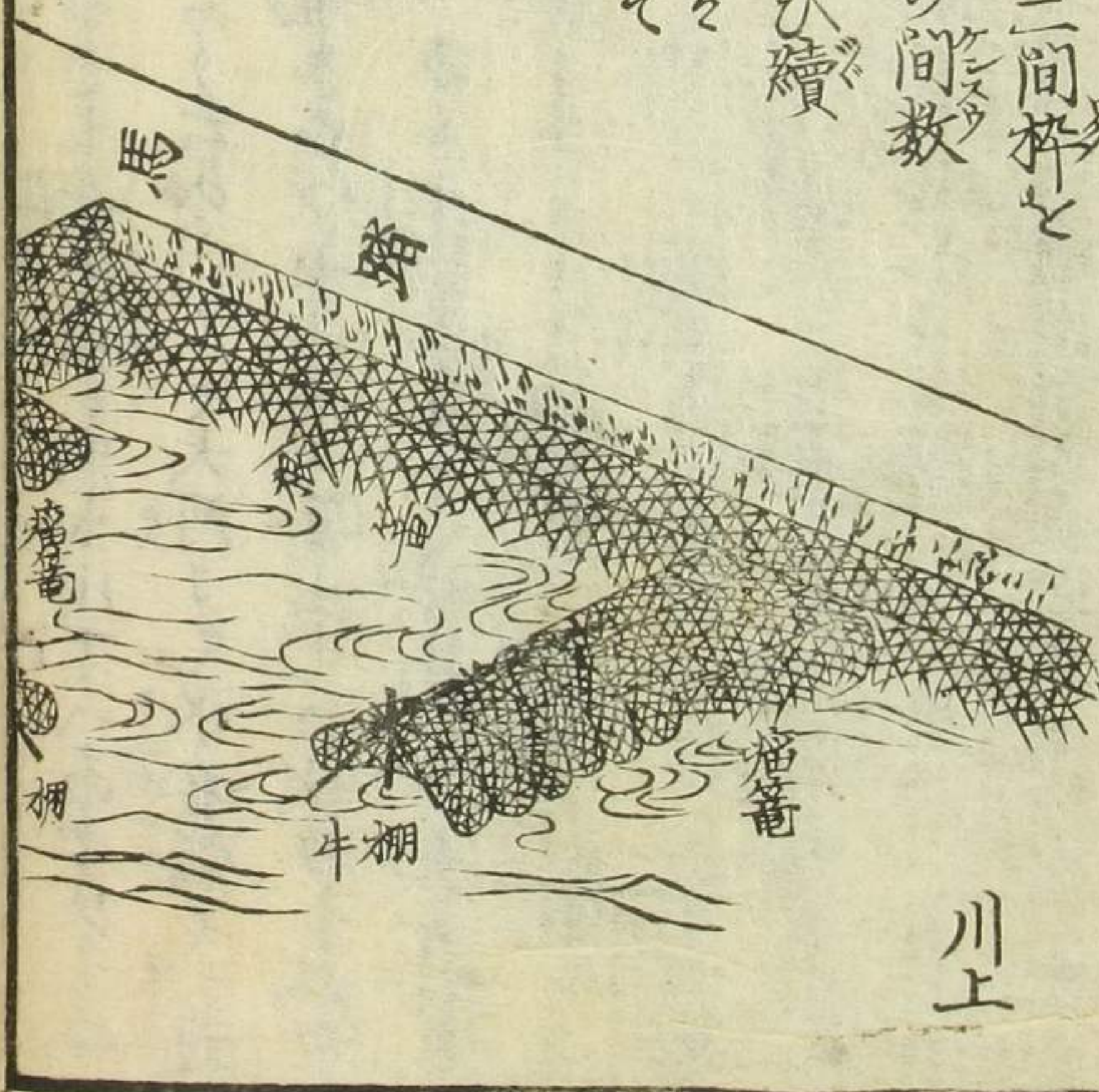
正正地九列録 卷之二十一 大橋出

桁木へ長六尺末口一寸五分の前立木を五本立何きも拵竹を結付水  
刺し入り尤も切よを炭組り入て繋ぎ合をあり合掌木の間桁木の  
下を水通をいも菱牛居をいも自然と砂利溜り淵付を切よ成る尤も  
大あるメ切を拵あてを留め難し菱牛を大河荒川の川除よを益ふし  
大水よを早速押返をいも谷川小川よを大ある道具を遣い難  
く欠留よを専ら菱牛と用四川遠堀川等よ水を通き枝川をメ切らぬ  
り用水堰送りよ菱牛を第一と次一側りよ水を堰難たよきよ二側り入  
りあり又メ切をいも入りよを重り籠あて一組よ土俵と三俵  
五俵兼をいもよ土俵を合掌木の頭へ乗せよねを重くよ利を得  
一大籠出

是を駿州富士川阿倍川遠州大井川等よ仕立る水刺り長よ二三

十間より段々其場外は應じ何れも長く出せ尤も川下へあてひよ水  
よ逆らぬ様よ仕立る大出しあり右の川よ大河よ水勢強く一通  
り大出し等よを決し保ち難きゆあり此大出しの仕方を水中  
へ沈杵を地形よ入を堤付の根の方よ土出しよ根を大木よ引き  
先よ本出しよ大出しより横よ長きて三四間宛水請前田溜出し三  
四箇外其外棚牛と出しの間敷よ移ひ一箇外も二箇外も掛り水請前田  
の仕方種々巧者の入りよまで至て大造ある普請あり地形沈杵ハ水の  
深き処よ仕立るゆへ岡よ組立置石をいも計りよ川上より水  
中へ浮め出しの地形よ成る処へ繋ぎ置た杵の四方の柱よ拵竹を結付  
岡より石を打込よ又岡より放りてりる処を舟よ石を積て投込よ糸  
ろ若し水勢早ければ杵流るゆへ川上河原の内蛇籠うよ大杭よ綱

と付て地形の処へ居へ杵を結付流しと杵を居へ石を入る此入是方  
 ら水練の入足を入る見をべし出し敷差渡し一尺七寸管十二本ありが  
 地形杵横四間余より致まは村二間杵と  
 二組並置くより長きは大出しの間敷  
 へ應じ幾組も入るべし岡と違ひ續  
 き杵よを成かす 續き杵と云を  
 横六尺よりして  
 長さ五間よりして十間よりして小  
 一續き組立裏表と両小口  
 計り成立木を立て申の表の  
 柱より裏の柱へ貫を通し石  
 と積り之と續き杵水中より一  
 と云岡と左より出  
 組宛入るし杵と杵と  
 の間の透間を落籠



て取合と帶籠際籠土  
 出しの根籠あどと通  
 例の通りあり此音請  
 を余國よとふし故よ  
 人足不馴しとて曾て出  
 来む又村役人足奉行と  
 も巧者よあきてと出来ざるて  
 あり上方より木曾川より大  
 出しの仕方あり大概之と同様あれ  
 ども其國々の仕来りより少くを違ふ  
 てもあり

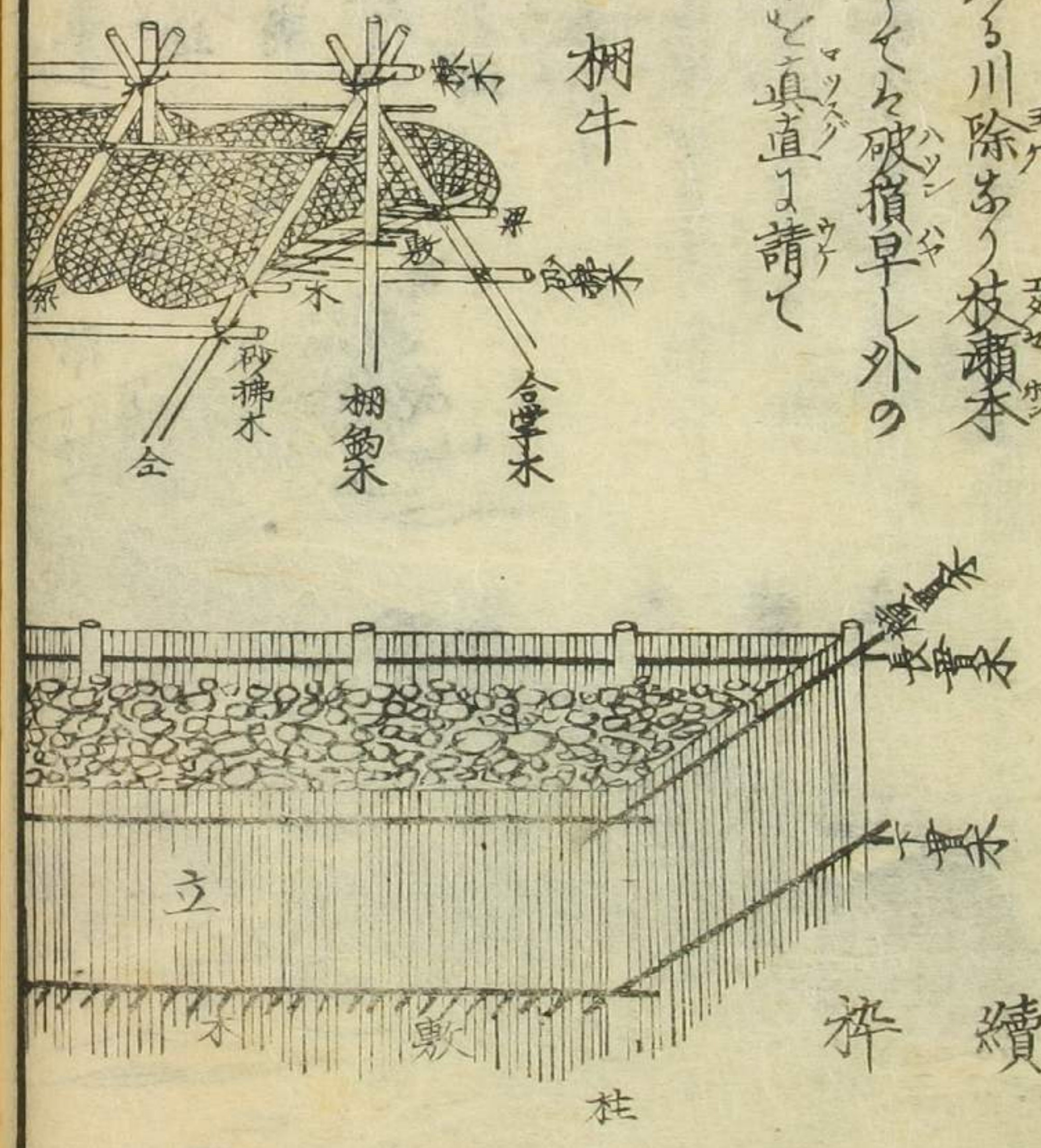


改正地方所傳金  
 卷之九  
 一棚牛

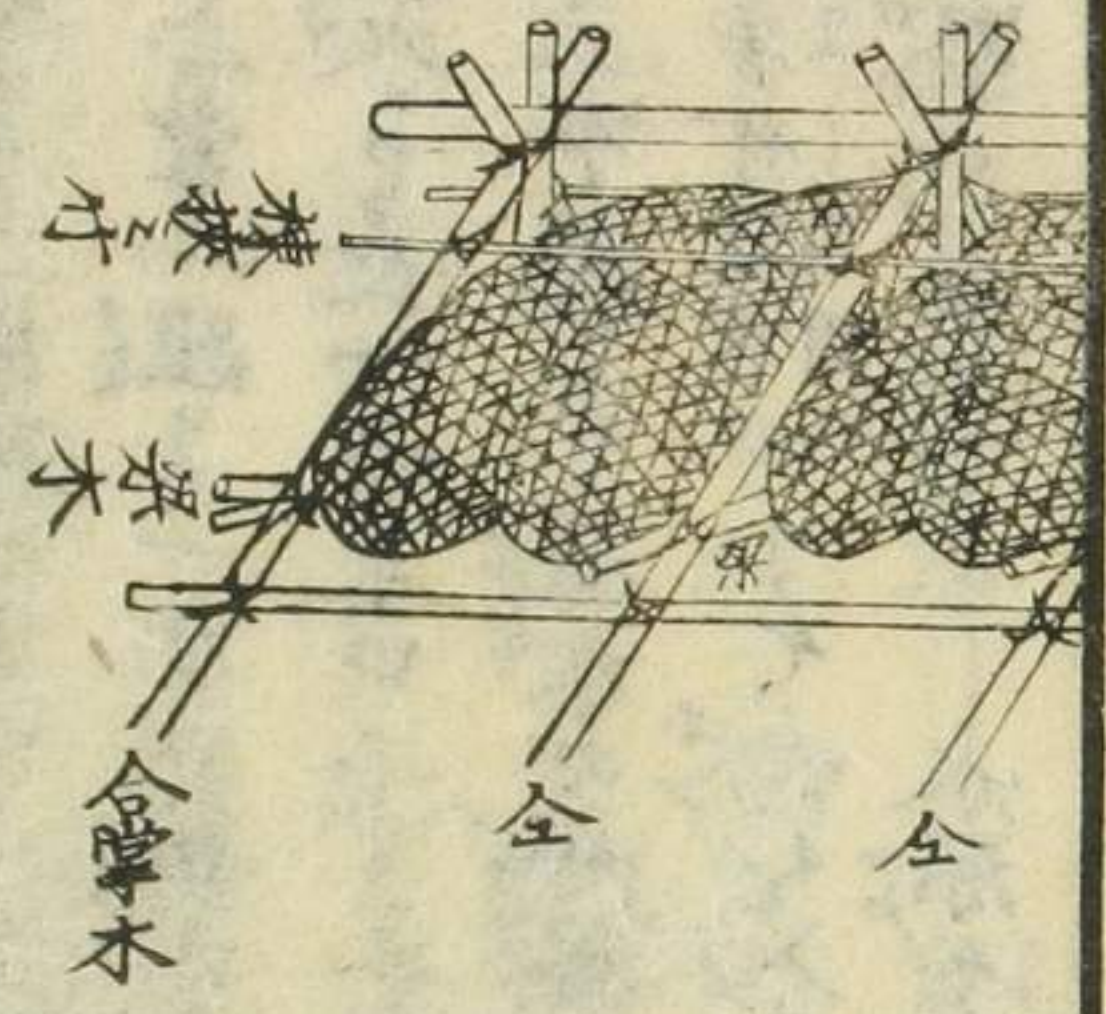
一棚牛  
 是を砂石川に用ふる川除あり枝瀬木  
 瀬とも水越悪くして破損早し外の  
 水刃と違ひ横の水と真直は請て  
 よし依て川の堤の

根より川中へ真  
 直に掛る棚牛  
 の並びのよた  
 を保ち方至て  
 よく地形へあ  
 り下り測と下

棚牛

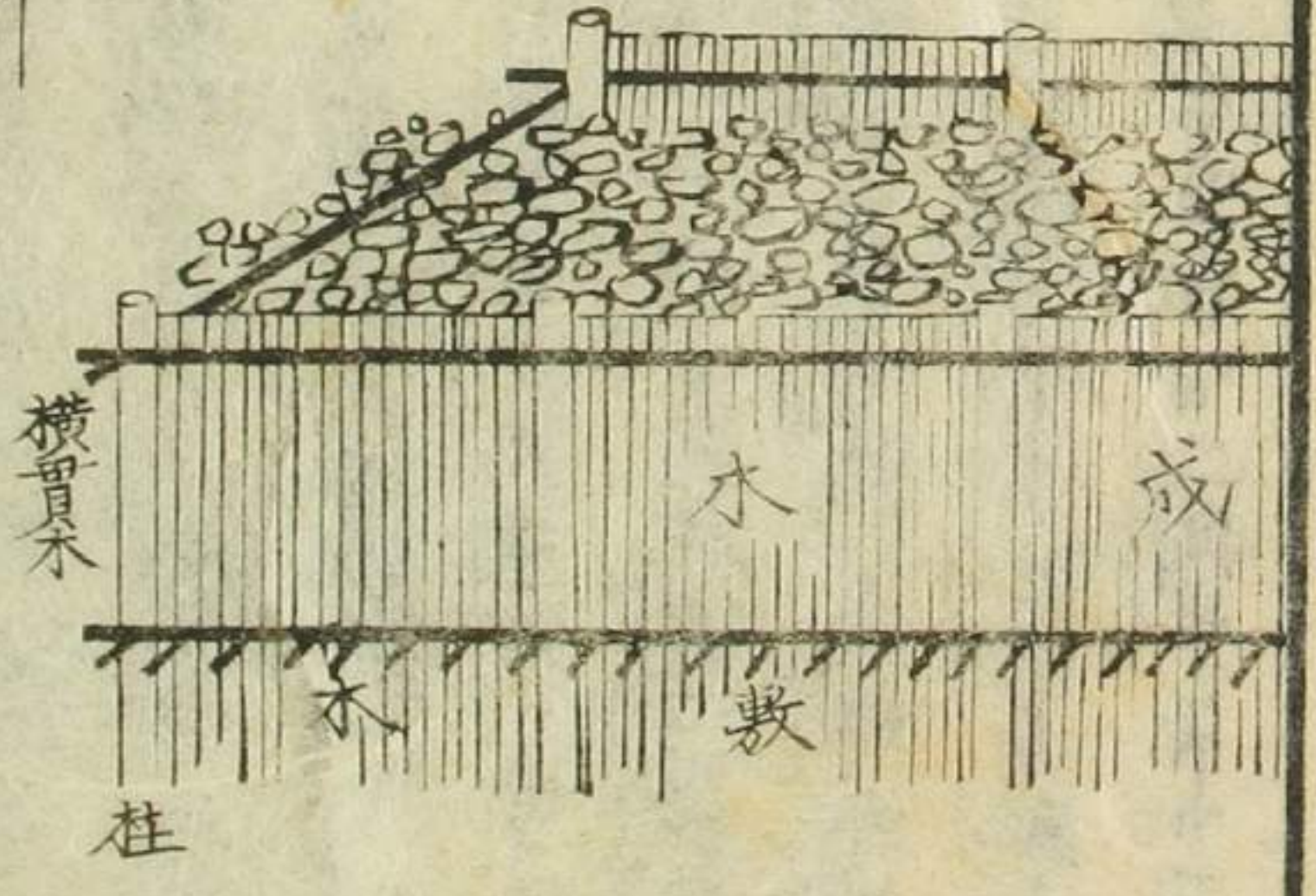


へ置兒川地形  
 高く成る自然  
 と川瀬向ふへ  
 替るもの巧者  
 は伏せ込ませ  
 してと出来ば甲



州金無川萬吹川駿州富士川安倍川由井川  
 沖津川蔡利川朝比奈川瀬戸川遠州天龍川谷川

相州酒匂川上州利根川其外國々の石川は於て用ふるあり元來棚牛大  
 聖牛尺木牛棚木牛菱半尺木垣等と申州より古來より用ひ信玄工夫の  
 川除の由享保年中以前之余國より余り無うしは享保以來右の類の



改正地方所傳金  
 卷之九  
 一棚牛

改正九方所録  
卷之九

川除を用ふ。様は成る。棚牛の仕方と右は固せざる。切破風家根の如く。よく合掌木の長さ二間末口四寸位の雑木と二本宛組合せ凡そ四尺小間位より。幾組も立る牛の長さを其川の場処に應じて極る。おし棟木の長さを二間末口四寸合掌木の棟を二小間より一本宛引くべし。梁木と同じ寸間より。合掌木一組より一本宛桁木同し寸間一小間より一本宛砂拂木の長さを二間末口三寸一小間より一本宛綱釣木の長さはい八尺末口二寸五分合掌一組より一本宛釣木貫の長さを六尺末口一寸五分二組一本宛棚敷木と長一丈末口二寸五分位一小間より五本宛棟狭竹と七十廻りの唐竹二本宛より。棟木の両脇合掌木の下に夾む。又杉結竹は。六寸廻りの位の唐竹と六ツツと念々入まき結立る。あり杉竹を細く。よく用ふる。をど堅く。あつてより。水深なれど合掌木を二間半より三

間より。為し棚を高く。釣り棚敷木の上は。重り籠一小間より。蛸籠二本。相渡し。より一尺七寸長さ二間より。横は置た大川より。棚牛の横幅廣々。ねど材木も長大。為し重り籠も二間より。四間より。まらあり。但し。方入を方等と巧者。あつて。出来ざる。とあり。

一大聖半

此川除を上方関東遠國とも。余処より。見當ら。富士川大井川天竜川等。又甲州釜無川の流を富士川の上より。ろり。至て荒川より。大石流る。程の石川より。本瀬一圓より。突當り。堤石出し。籠出し。等も保ち。難た。場処を川上より。荒水を切り。或は籠出しの前。と。因か。本瀬第一の川除より。大造。あるもの。ゆへ。通例の川より。用ひ。難し。信玄時代より。始り。し川除。よし。て元を甲州の大河計り。用ひ。たる。由。あね。ども。享保の比より。大井川天

文正也方所録  
卷之九  
大聖半

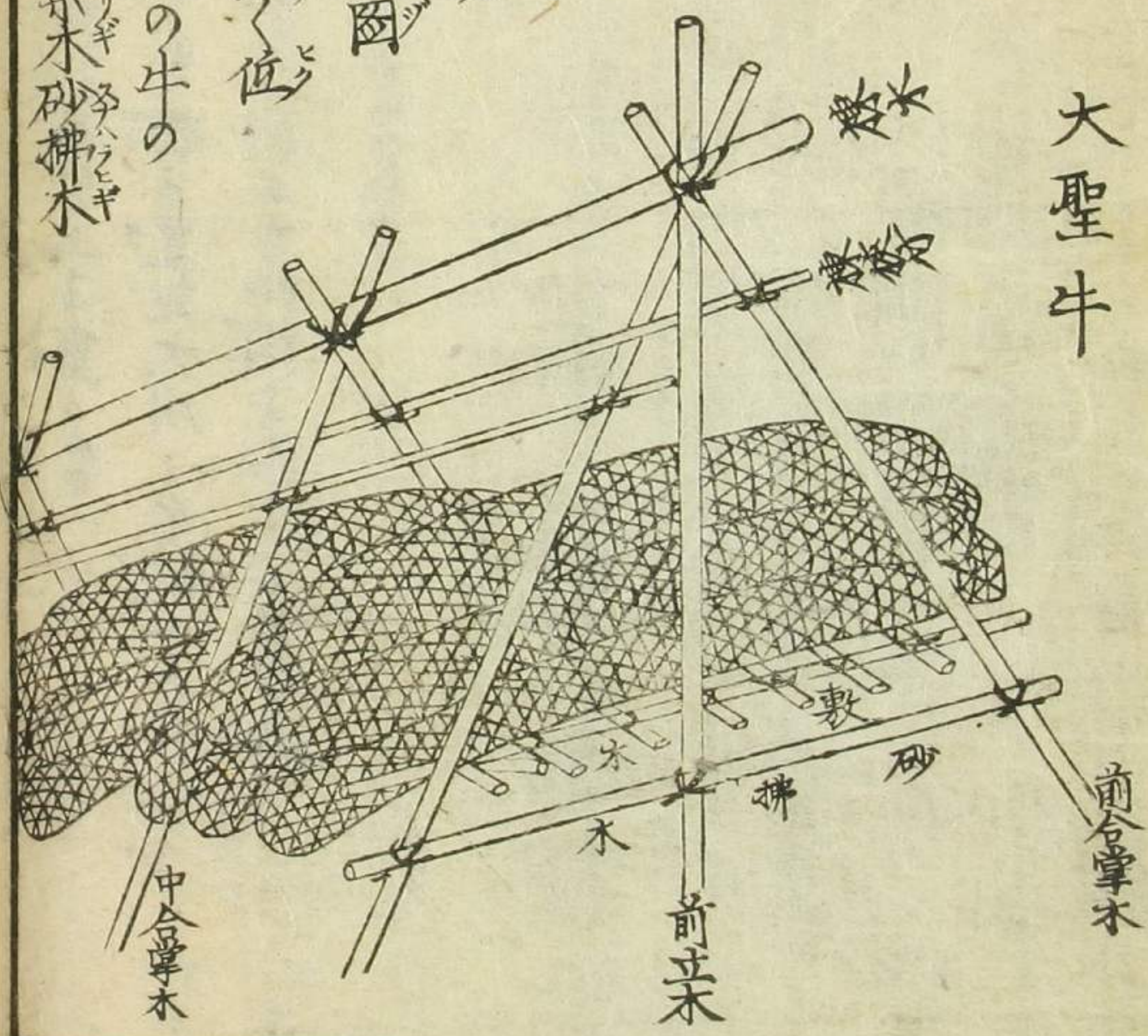


改正地方尺金 卷之九

龍川の川上にて之を用

大聖牛

ひく悉く利益あり又大  
 聖牛と格別の大材を以  
 て仕立らるる夥しく入  
 用掛り容易に仕立た  
 る先を大聖牛とてふ  
 々れど保ち難きやらの場  
 外も少きてあり其形たる因  
 のごとく前廣く跡の方を細く位  
 くしく三角形に造り一組の牛の  
 長さ五間前の合掌木梁木砂拂木



長さ三間末口五寸中合掌木前立木

長さ二間半末口五寸跡合掌木長さ二間

末口五寸柵敷木水切木釣木等の長さ二

間半末口五寸棟木の長さ五間末口六寸

柵敷木の長さ五間末口五寸より都て

の材木を松より雑木より宜し合掌木を一

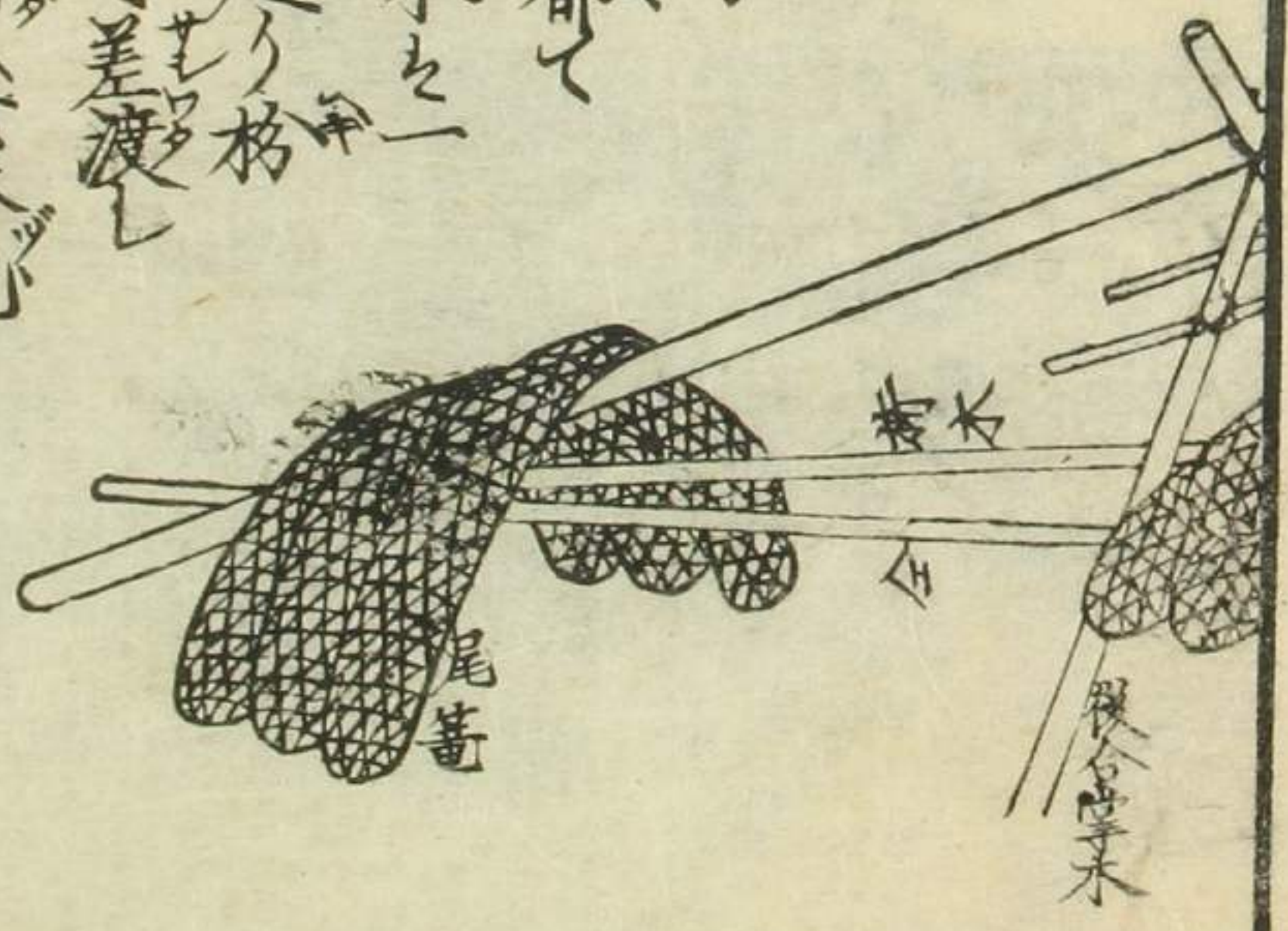
組宛前中跡と三組立を棟夾を竹を八寸廻り格

結竹を六寸廻り重り箆の長さ三間より差渡し

を一尺七寸より十二本を合掌木の間に六本宛

二箇外は横置き尻押へ箆を二間半差渡しを一尺七寸より棟木と

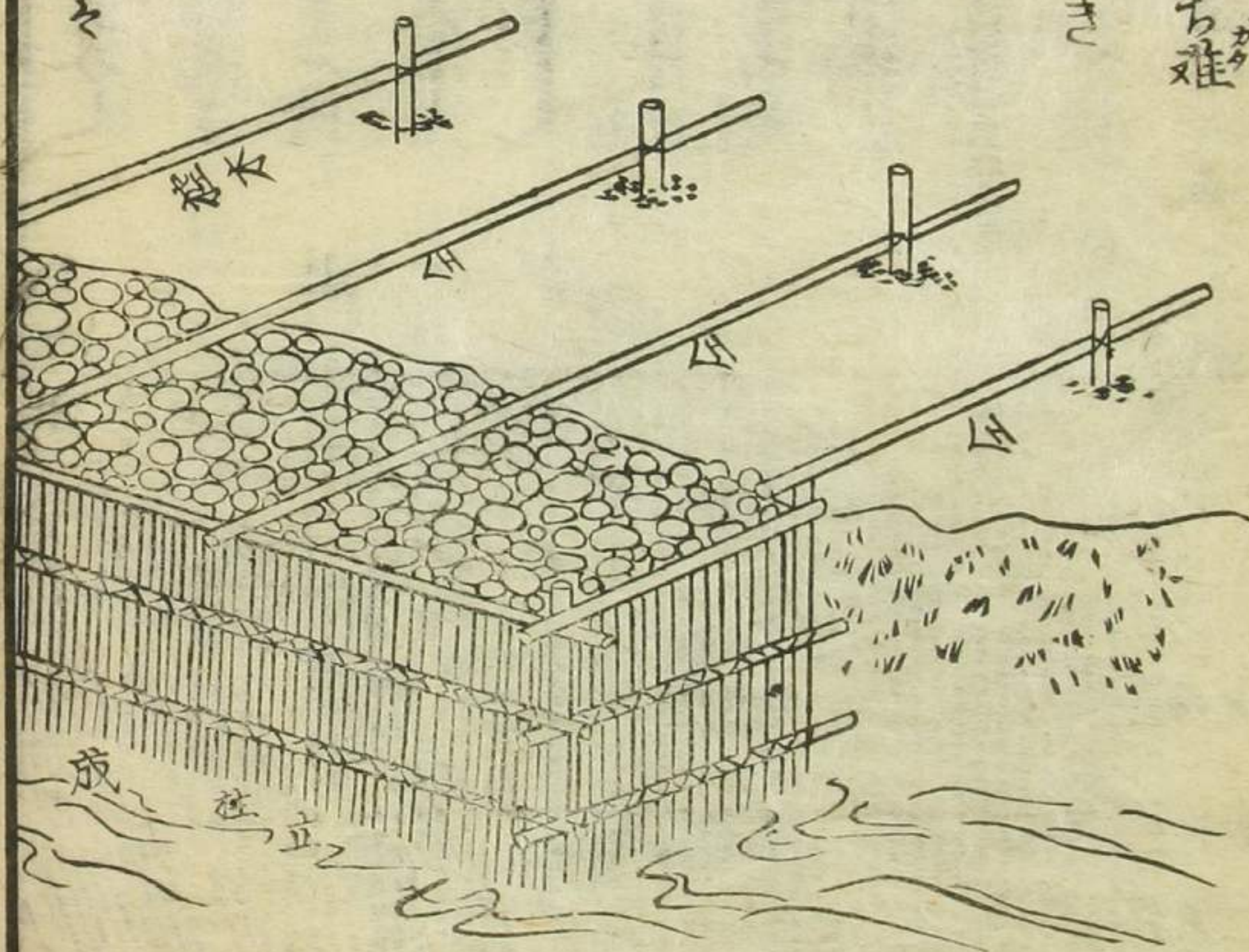
柵木と一両は結寄せたる上へ横に掛る尻の方を堤敷通りより前の



改正地方尺金 卷之九



等々切るとして笈牛ウシウシを保ち難  
 き場処を横六尺高六尺の積ツキき  
 枿ノコを用ひ又枿ノコ一間四方ヨウ枿  
 柱を四本立貫孔を彫り貫  
 の四方上下を二通り柱へ  
 彫込み下貫の上は敷成  
 木を並べ四方は立成木  
 を立ち上下とも貫木へ  
 繩ヒモを掛け付るあり尤も切  
 組の大工を遣ふ材木を松マツと  
 ても雑木ザツボクをも宜し積ツキき枿ノコと



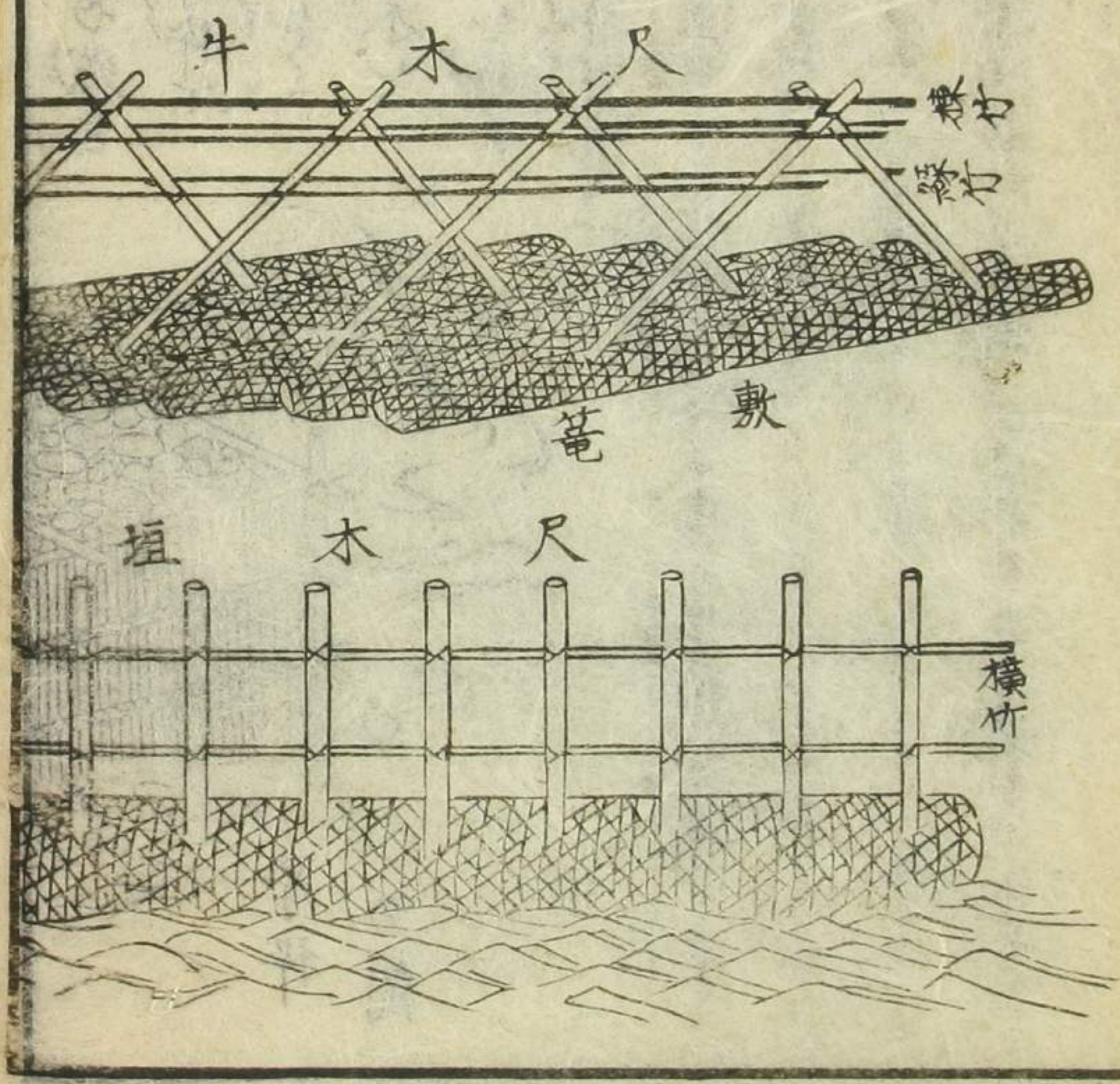
川除カハジ又々岸固キレガコひより用の然シカま  
 ども岸固キレガコひより多く片枿カタノコと  
 用のあり片枿カタノコの固ツツの如く  
 三方計り貫木ノコを入成木ナリギと  
 立表一方を岸を用ひ石を詰ツメる  
 柱を表裏とも一間は一本宛立ヒトツツて一  
 間の中貫ナラヌキと通トヲり又横三尺位ヨロと杭柵カシラ同様ドウヤウは為ノを岸固キレガコひ片枿カタノコの裏ウラより  
 一間ごとよと柱ハシラを立て倍枿ツツ三十間サウサンあり岸固キレガコひを五六間ゴロクは裏ウラより柱  
 一本宛ツツと繋ツナぎよ立て中ナラヌキと通トヲる其外ソノトモも中貫ナラヌキあり岸固キレガコひより川表カハの柱ハシラの  
 頭カシラより控木ヒカキと當アテて岸の方を掘込ホリコミり繋ツナぎよ致イダをあり是コレを尤も省略セウリヤクし  
 たる仕方あり



正地地力尺録 卷之九上

一尺木牛

是を甲州<sup>コシノ</sup>を<sup>モテ</sup>用ゆる牛  
 よして余國<sup>ヨコク</sup>より少<sup>ス</sup>し谷<sup>タニ</sup>  
 川小川<sup>コガハ</sup>を<sup>モテ</sup>大道具用<sup>ダウダウグモチ</sup>  
 ひ難く<sup>ガク</sup>柵<sup>サシ</sup>牛<sup>ウシ</sup>及<sup>ツ</sup>牛<sup>ウシ</sup>養<sup>ヤシ</sup>牛<sup>ウシ</sup>  
 多<sup>オホク</sup>ども用<sup>モチ</sup>ひ難<sup>ガク</sup>き場<sup>バシヨ</sup>処<sup>トコロ</sup>  
 へ仕立<sup>シカタ</sup>よく水<sup>ミヅ</sup>を<sup>ハチ</sup>刻<sup>キ</sup>淵<sup>フチ</sup>  
 と付<sup>ツク</sup>るの益<sup>エキ</sup>あり大河<sup>オホカハ</sup>  
 なる用<sup>ヨロカチ</sup>立<sup>チ</sup>難<sup>ガク</sup>し其仕<sup>シカタ</sup>方<sup>カタ</sup>  
 蛇<sup>ヘビ</sup>籠<sup>カゴ</sup>の長<sup>ナガ</sup>と四<sup>ヨ</sup>間<sup>マ</sup>差<sup>サシ</sup>渡<sup>ワタ</sup>  
 し一尺七寸<sup>イツシチスン</sup>より此<sup>コノ</sup>



籠<sup>カゴ</sup>と二本<sup>ニホン</sup>立<sup>チ</sup>びよ<sup>ヒヨ</sup>合<sup>カ</sup>

掌<sup>ヒト</sup>木<sup>キ</sup>の間<sup>ノ</sup>は送<sup>オウ</sup>る此<sup>コノ</sup>材<sup>サイ</sup>  
 と四<sup>ヨ</sup>本<sup>ホン</sup>よりして長<sup>ナガ</sup>さ六尺<sup>ロクシツ</sup>末<sup>マシ</sup>口<sup>クチ</sup>

二寸五分<sup>ニスンゴブ</sup>より造<sup>ツク</sup>り籠<sup>カゴ</sup>と通<sup>ト</sup>し之<sup>ノ</sup>を二本<sup>ニホン</sup>宛<sup>マカ</sup>

組合<sup>クミアヒ</sup>せ上下<sup>ウヘノ</sup>を柵<sup>サシ</sup>竹<sup>タケ</sup>より通<sup>ト</sup>し又<sup>マタ</sup>木<sup>キ</sup>の長<sup>ナガ</sup>さ六尺<sup>ロクシツ</sup>末<sup>マシ</sup>口<sup>クチ</sup>

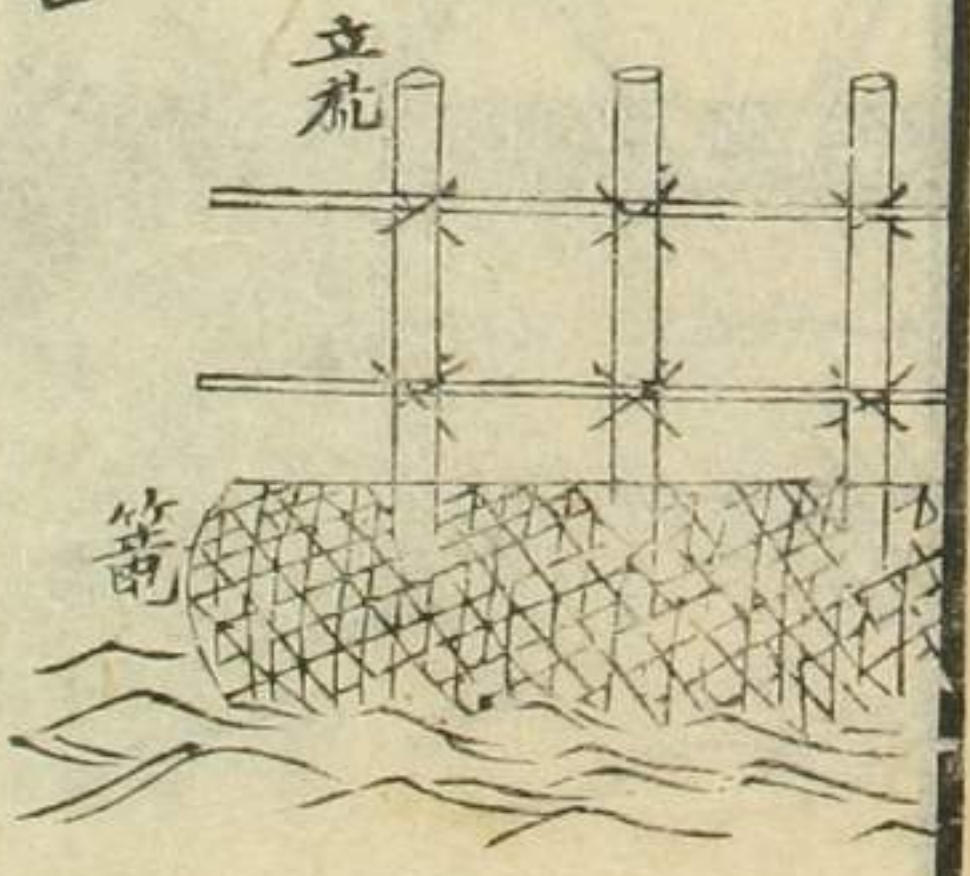
一寸五分<sup>イツスンゴブ</sup>の材<sup>サイ</sup>と二<sup>ニ</sup>間<sup>マ</sup>より三<sup>サン</sup>本<sup>ホン</sup>宛<sup>マカ</sup>蛇<sup>ヘビ</sup>籠<sup>カゴ</sup>の横<sup>ヨコ</sup>より通<sup>ト</sup>し右<sup>ミドリ</sup>の割<sup>ワ</sup>合<sup>カ</sup>より

長<sup>ナガ</sup>さを何<sup>ナニ</sup>十<sup>ジュウ</sup>間<sup>マ</sup>より籠<sup>カゴ</sup>と懸<sup>ケ</sup>ぎ合<sup>カ</sup>を多<sup>オホク</sup>あり合<sup>カ</sup>掌<sup>カシマ</sup>木<sup>キ</sup>の上<sup>ノ</sup>より棟<sup>ムネ</sup>竹<sup>タケ</sup>と一<sup>イツ</sup>本<sup>ホン</sup>渡<sup>ワタ</sup>し

合<sup>カ</sup>掌<sup>カシマ</sup>木<sup>キ</sup>毎<sup>ノ</sup>り結<sup>ムス</sup>付<sup>ツケ</sup>る棟<sup>ムネ</sup>夾<sup>ササ</sup>と竹<sup>タケ</sup>釣<sup>ツク</sup>縁<sup>ヅリ</sup>竹<sup>タケ</sup>二<sup>ニ</sup>本<sup>ホン</sup>と合<sup>カ</sup>掌<sup>カシマ</sup>木<sup>キ</sup>の内<sup>ノ</sup>方<sup>ノ</sup>より結<sup>ムス</sup>付<sup>ツケ</sup>る多<sup>オホク</sup>あり

一尺木垣

是<sup>コノ</sup>も田<sup>タ</sup>州<sup>シウ</sup>より多<sup>オホク</sup>く用<sup>モチ</sup>ひ余<sup>ヨ</sup>國<sup>クニ</sup>より少<sup>オホク</sup>し之<sup>ノ</sup>を小<sup>コ</sup>川<sup>カハ</sup>用<sup>モチ</sup>水<sup>ミヅ</sup>堀<sup>ホリ</sup>同<sup>ドウ</sup>然<sup>ニ</sup>の<sup>ノ</sup>処<sup>トコロ</sup>の<sup>ノ</sup>欠<sup>カ</sup>所<sup>トコロ</sup>  
 水<sup>ミヅ</sup>刻<sup>キ</sup>も<sup>モ</sup>く用<sup>モチ</sup>ひ其<sup>ソノ</sup>仕<sup>シ</sup>方<sup>カタ</sup>を<sup>ノ</sup>圖<sup>ズ</sup>の<sup>ノ</sup>て<sup>テ</sup>く下<sup>シ</sup>より五<sup>イツ</sup>間<sup>マ</sup>籠<sup>カゴ</sup>と一<sup>イツ</sup>本<sup>ホン</sup>置<sup>オキ</sup>き長<sup>ナガ</sup>さ六尺<sup>ロクシツ</sup>末<sup>マシ</sup>



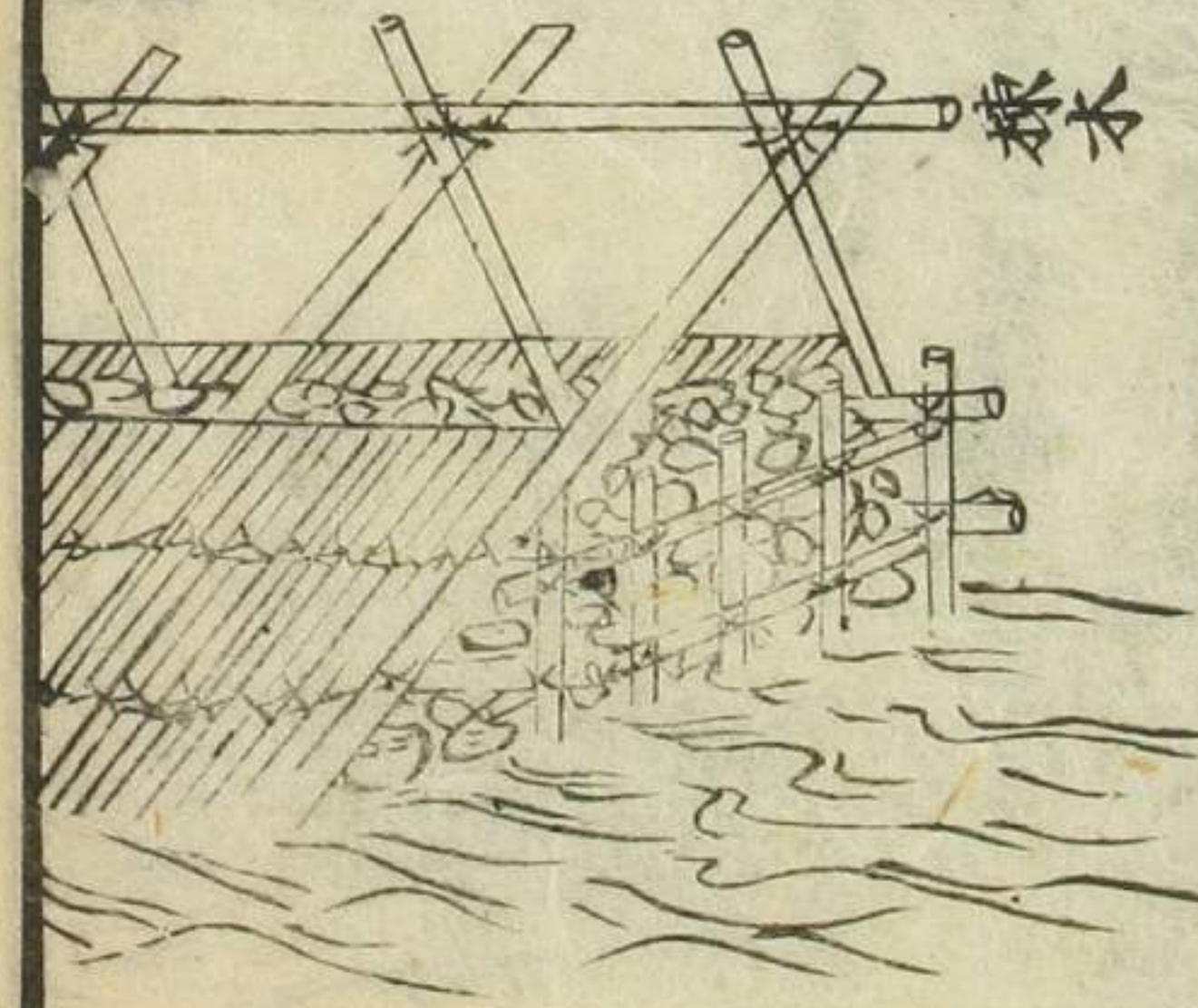
及正地地力尺録 卷之九上 一尺木牛

口二寸五分位の杭を造り之を四本宛籠の目を通し籠の上へ三尺程出  
し打込み石を詰め又横は二通り竹縁を當て拵竹を拵付る之を石  
川より杭の根入悪き場処に仕立る水刺川除より杭柵の丈夫あり物  
あり

柵木牛

是々谷澤口手段を掘り下り石砂  
土田畑へ押込み谷口深く成り山  
崩を下り大石等と押出さる場処へ之  
を横は居き牛の処丈夫より高く  
成り淵留は成るもの谷川より右体の  
場処より竹箆箇処に居置べし仕組

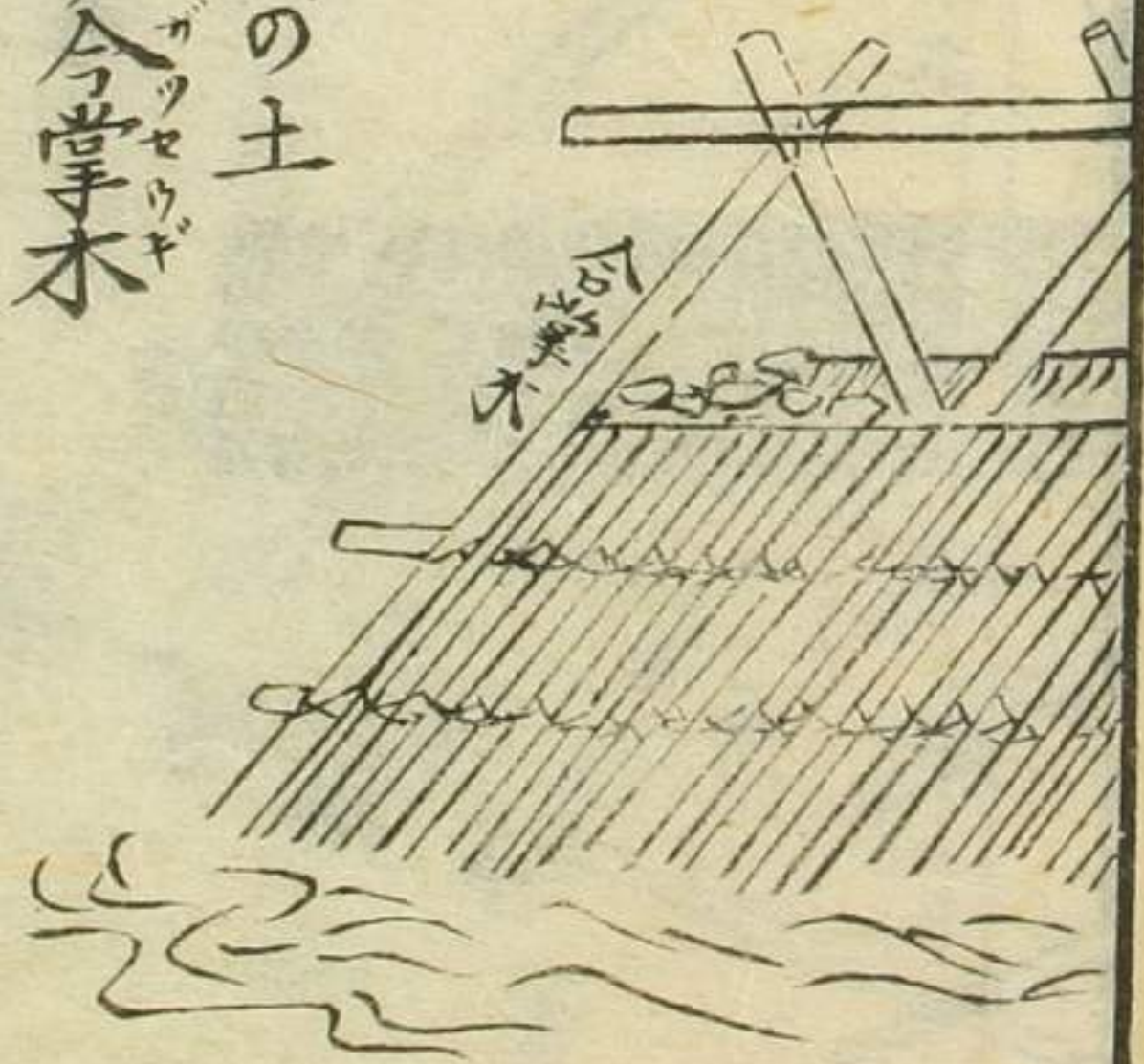
木柵



方々横一間長さより川幅に應じ合掌  
木の長さより一間末口より四寸は造り

牛

末の方二本を帯入りし組合せ元の方  
両方とも土臺へ帯入敷を為し梁木を同  
寸間より合掌木毎に土臺へ仕込み両側の土  
臺の長さより二間末口四寸より穴を彫り合掌木  
敷梁等と挿し込棟木一本と同じ寸間より合掌木の上は置

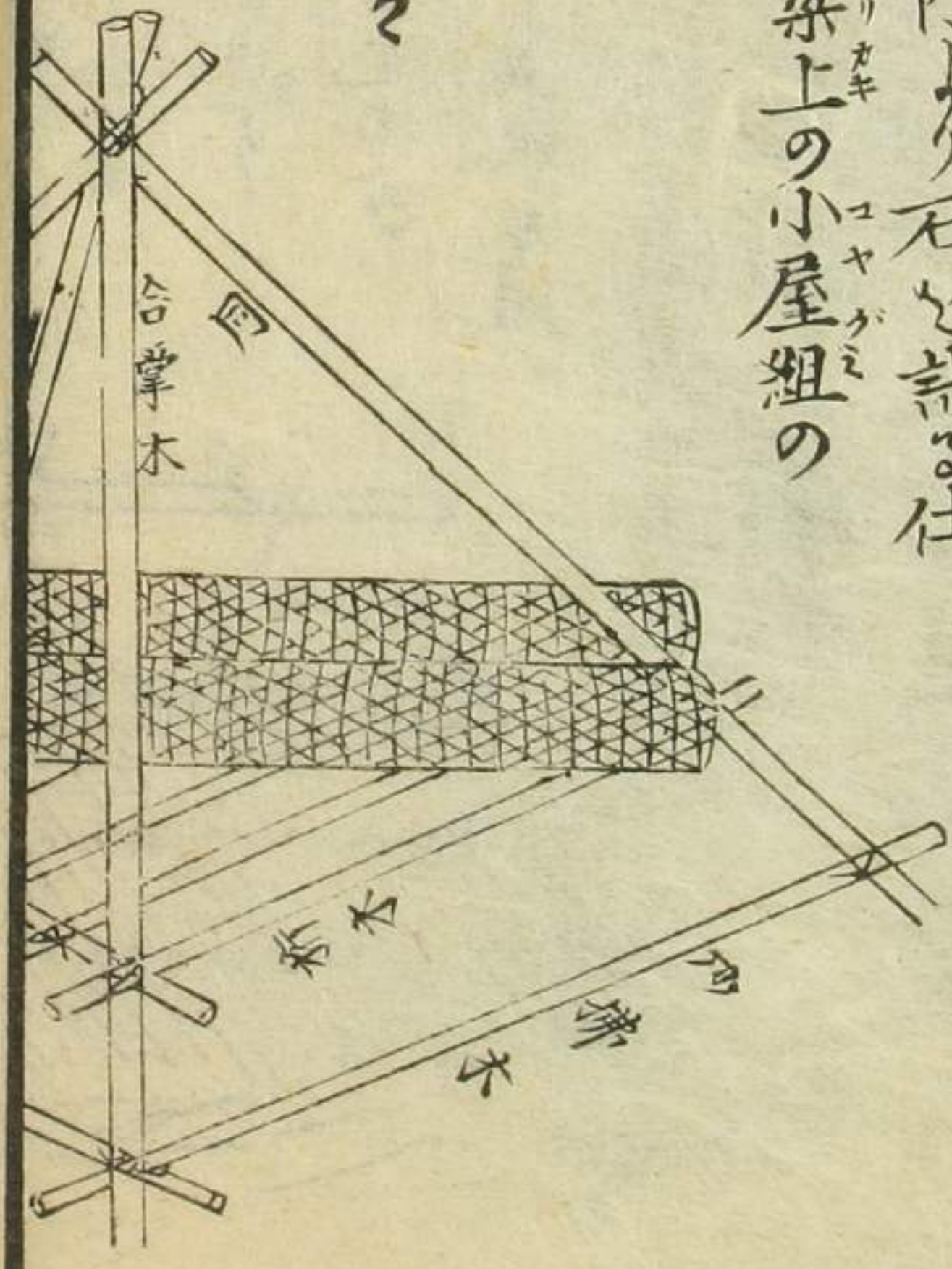


中釣木を合掌木毎に挿し込中押木を同寸間より合掌木の上は置き中  
釣木を合掌木毎に挿し込中押木を同寸間より合掌木の上は置き中  
仕込み此中梁木の長さより五尺末口より四寸より合掌木毎に造り筋先  
を帯付より為し両側より中押木を挿し込中釣木の長さより一間末口より三寸程

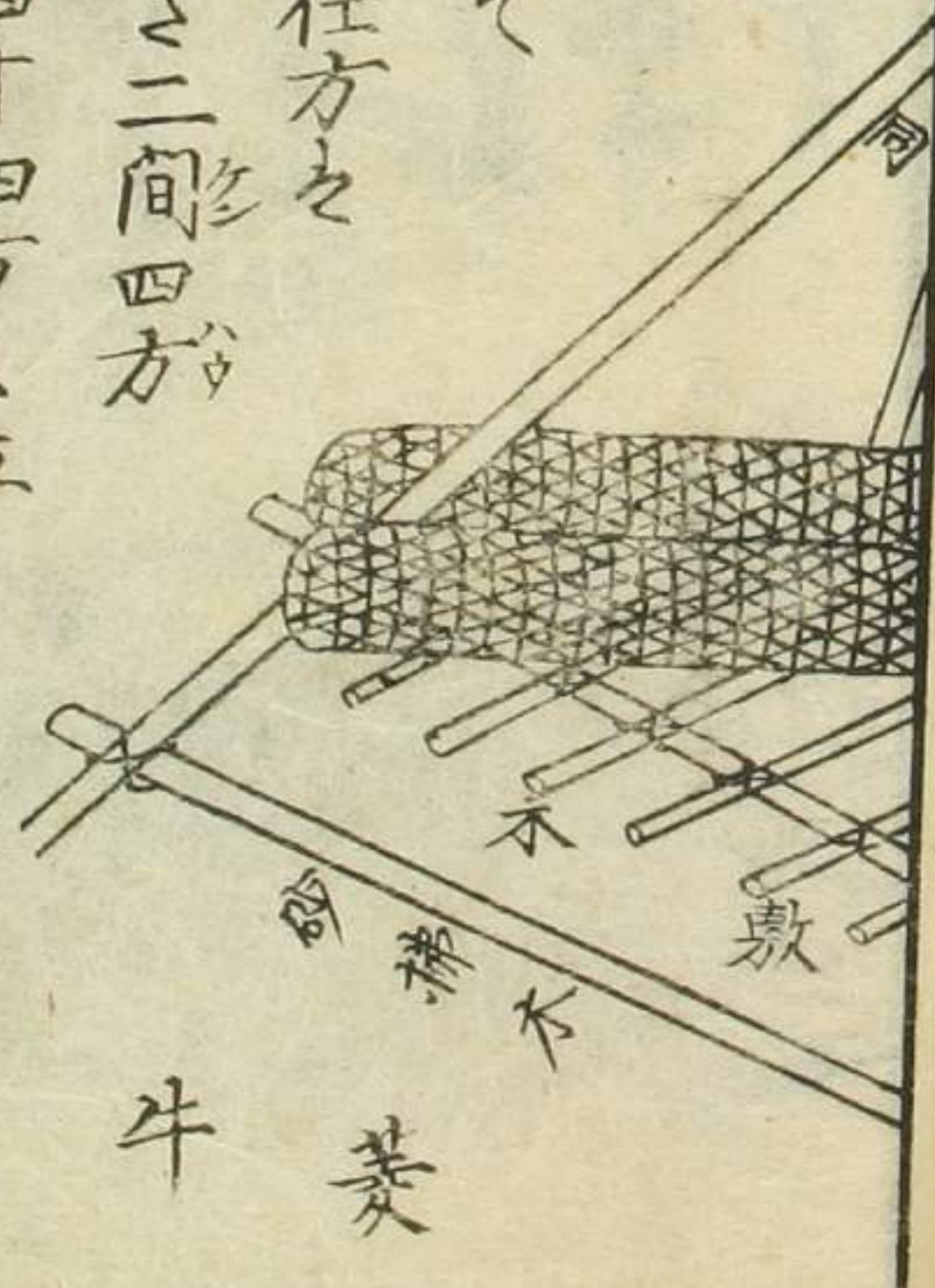
2為し先を帯付よして合掌木毎一本宛上を棟木下を敷梁へ挿込成  
 木へ挿付る木の長を二間末口二寸五分より二側小口より合掌木の  
 内の方横引より立成木と挿付る立成木の長を六尺末口を二寸五分より  
 合掌木の間に四方より建強付石の通り仕立たる三角の内法を横四尺五  
 寸高棟の下を四尺より此内より石と詰る仕  
 立たる形を石圍の下に家作梁上の小屋組の  
 様成ものあり

一菱牛

菱牛の大聖牛棚牛をいふこと  
 大造成又菱牛より中水  
 して打返し保ち難き



程ある欠所水初より用也之を繋  
 き菱牛を敷組も六寸を越す川除  
 あり大河より小川よりよし甲州より  
 専ら用ふるあり又余國より見ゆ其仕方  
 菱牛を四角よしたる様成物あり大き二間四方  
 より合掌木の長さを二間末口を四寸四方より立

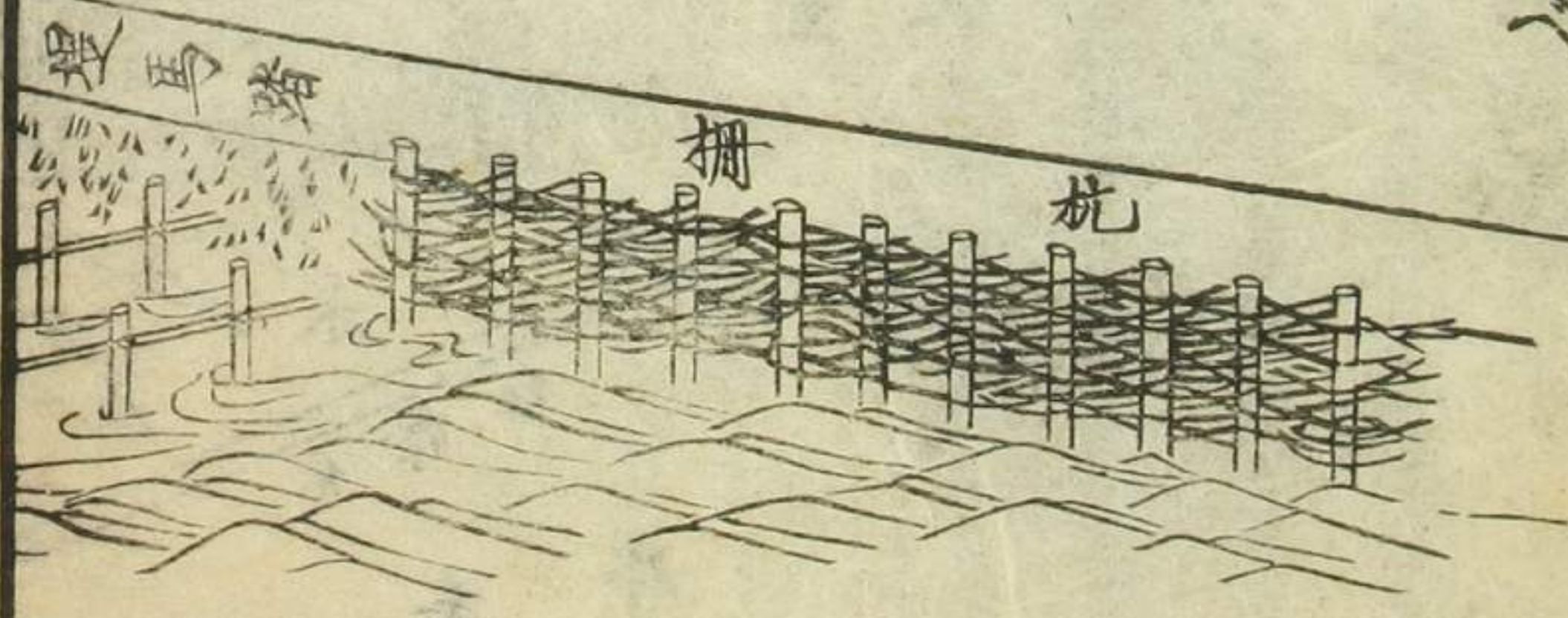


て抄竹を以て四本一所より上より結合せ桁木四本寸間同断四方の合掌  
 木結付る梁木一本寸間同断前の方を桁木の上合掌木より結付砂拂木ハ  
 長二間末口三寸前の方の合掌木の元より結付る棚敷木の長を一丈末口  
 二寸五分桁の上敷並べ又前立木を六本長六尺末口一寸五分より  
 砂拂木より梁木へ堅く結付何より抄竹より残らぬ強付るあり又籠の

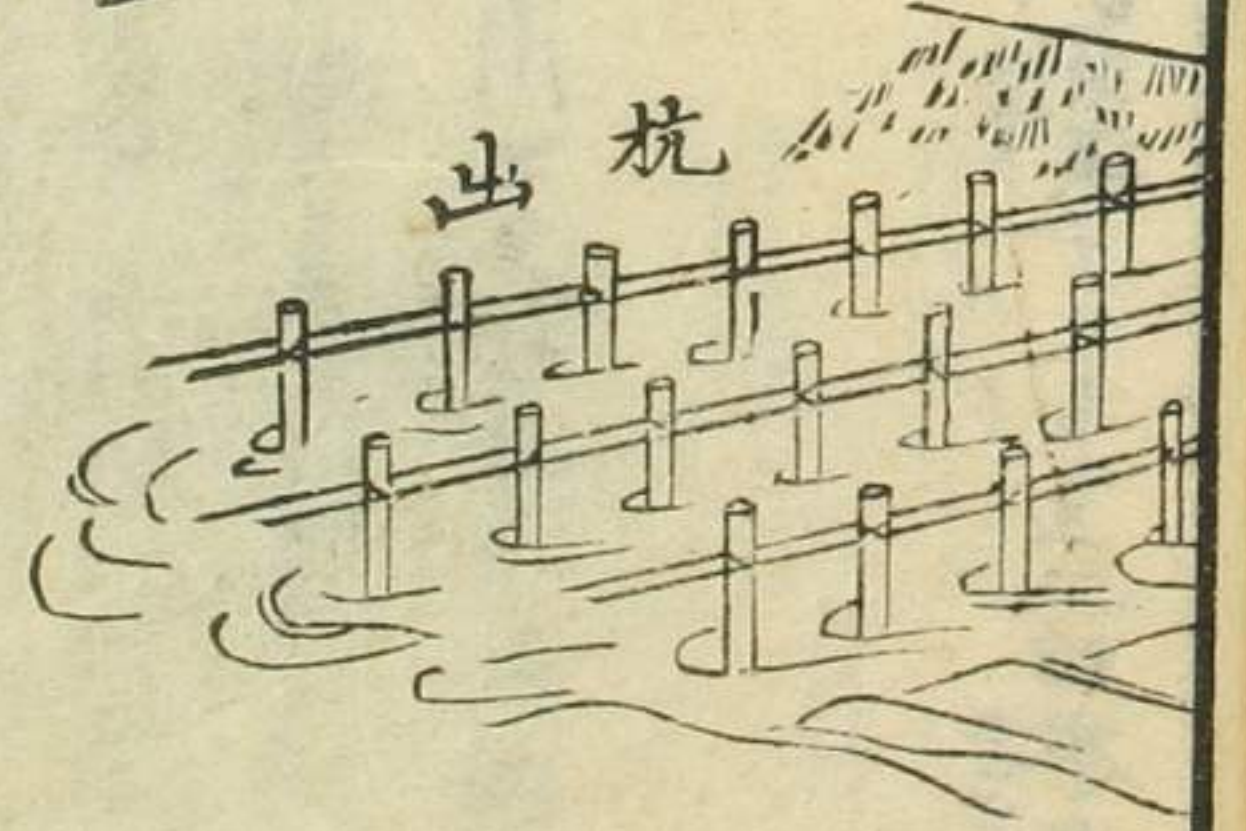
長を二間差渡し一尺七寸より一組は二本並べ  
 遣あり

一杭出并は杭柵

杭出しを乱杭とも云ひ泥川は用うる水割あり  
 石川はとも根入悪く保ち難し横の並を  
 五七本より三本より長さを間送り四  
 五本より其長を川は應じ五の目打よを  
 べし尤も水は逆らふ様よとも惡し川下の  
 方へあそひは打針巻竹を堅横に掛け針  
 巻よ狭く掛る是を鎖り掛ると二様の  
 り狭み掛る杭の頭を両方より唐竹よを



夾み拵竹よを結付るあり鎖掛とも唐竹  
 と四割より杭より杭へ互に遠ひは鎖の  
 様よかき付拵竹の端と真竹よを巻留る  
 あり又ホ口も七八寸より大杭を根入の深  
 さを打放しよを針巻竹を掛て置り或ハ  
 小川あどりとも屏風出しとて杭を間送りよ三四



本打ち其長さハ川の様子に随ひ川下へあそひよ打ち  
 根柵を撥た水割よも岸囲よも以て泥川の大河を凡て岸囲を萱羽口  
 鹿奈羽口等よを致したる方宜しとねども数里ある処を残らば羽口よ  
 てを成むも羽口の留りよも根杭を打て肝要あり又水當りの強き場  
 処を羽口よ仕立其餘を乱杭と打て岸囲ひよ為ま又小川よを蛇籠と遣

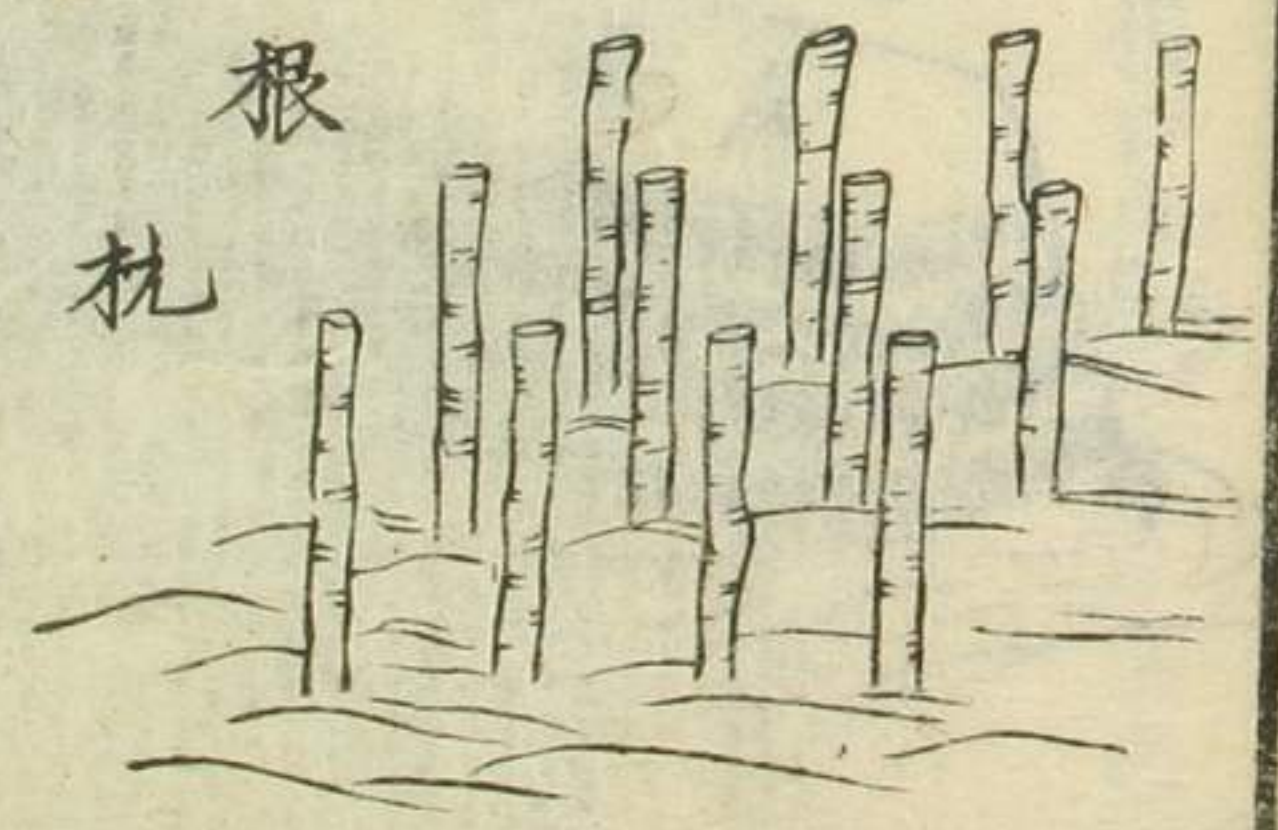
政令地方河御金... 難之川...

ふいふ近邊石ふねを拵へ難く又石砂利羽口も成り難くねを扱  
あく杭出しは為しむら砂川を根入悪く保ち難くねを川除水刻の仕  
方を別よあらざるへ杭出しはまるごとあり併し石川は決くと杭出し  
を成難きものあり

一杭柵と云ふ長さ六七尺位の小杭を間送り三四本打つ根入を二尺程  
打込み兼唐竹を杭より杭へ組違ひは柵を掻き高さも三四尺りて水  
水當りも應と仕立るあり又用水掘等の岸囲の柵を長さ四五尺の小  
杭は柵と高さ二尺位の唐竹を二割りて掻く小川のメ切等も杭柵よ  
くメ切とせざるあり

一 根杭并置杭  
根杭も置杭も一事兩名あり堤の切欠欠岸囲は間送りとも三四本宛

岸の方へ付て打並ぶる尤も水當りの強き処も  
二通りも三通りも打つとより又小杭あつて根  
柵を掻くべし又大杭より柵の強難き処を録  
巻を掛るてもりり或は根杭の内の方へ立竹と  
をさるてもりり是々立竹持の杭と一節一本宛  
立替根の様は兼唐竹を立上下二通りを押し縁  
を立竹持杭は織み付て岸囲ひをさるてもりり又  
立竹は矢来竹とも云ふ大河の大杭等も亦放しはさるてもりり  
一 土出并羽口

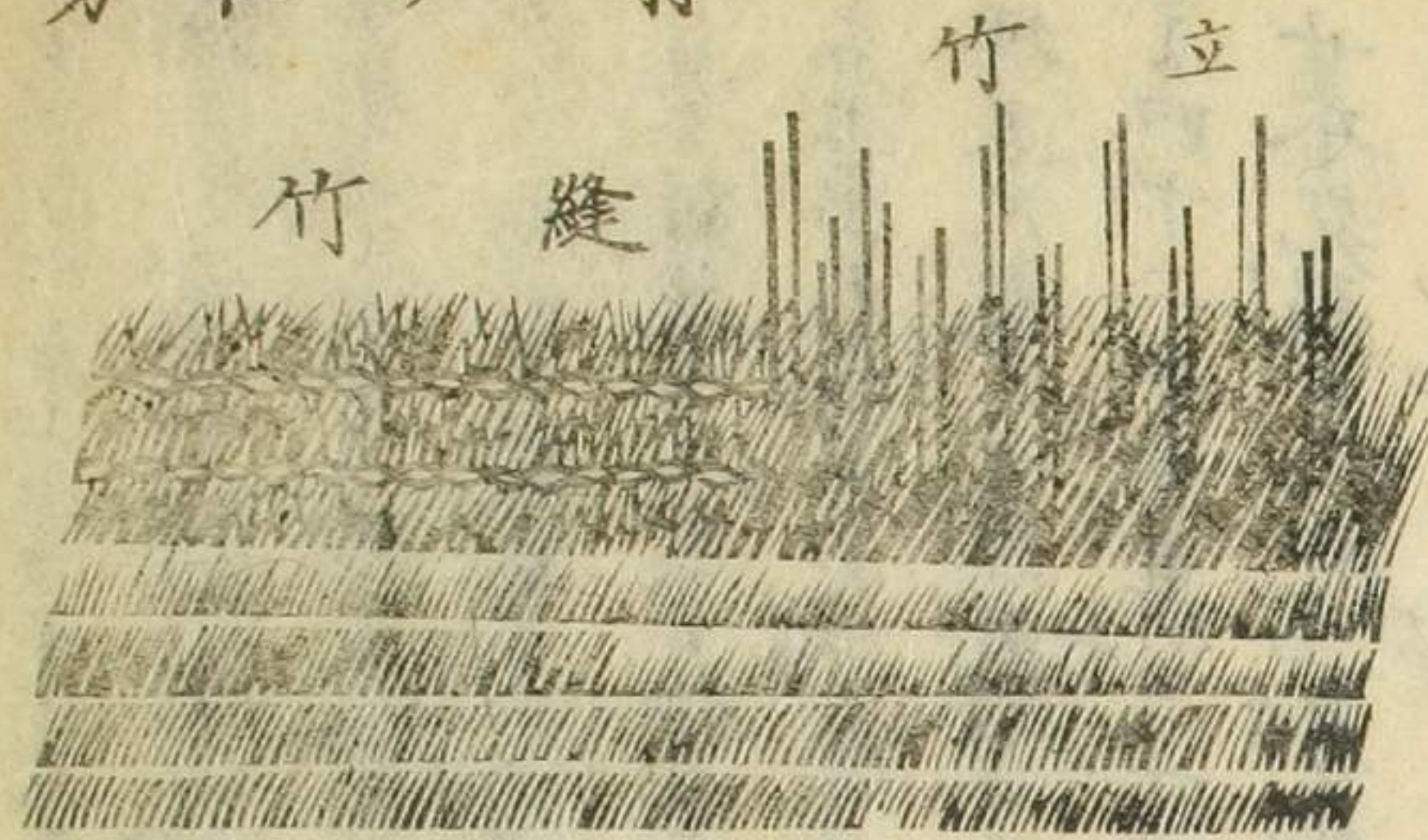


土出しを関東第一の水刻より下利根川戸田川江戸川中川小見川箱川  
等の泥川は仕立るあり余國も泥川はなり泥川は近邊石あくし

文三十一 川原 赤二一 土出



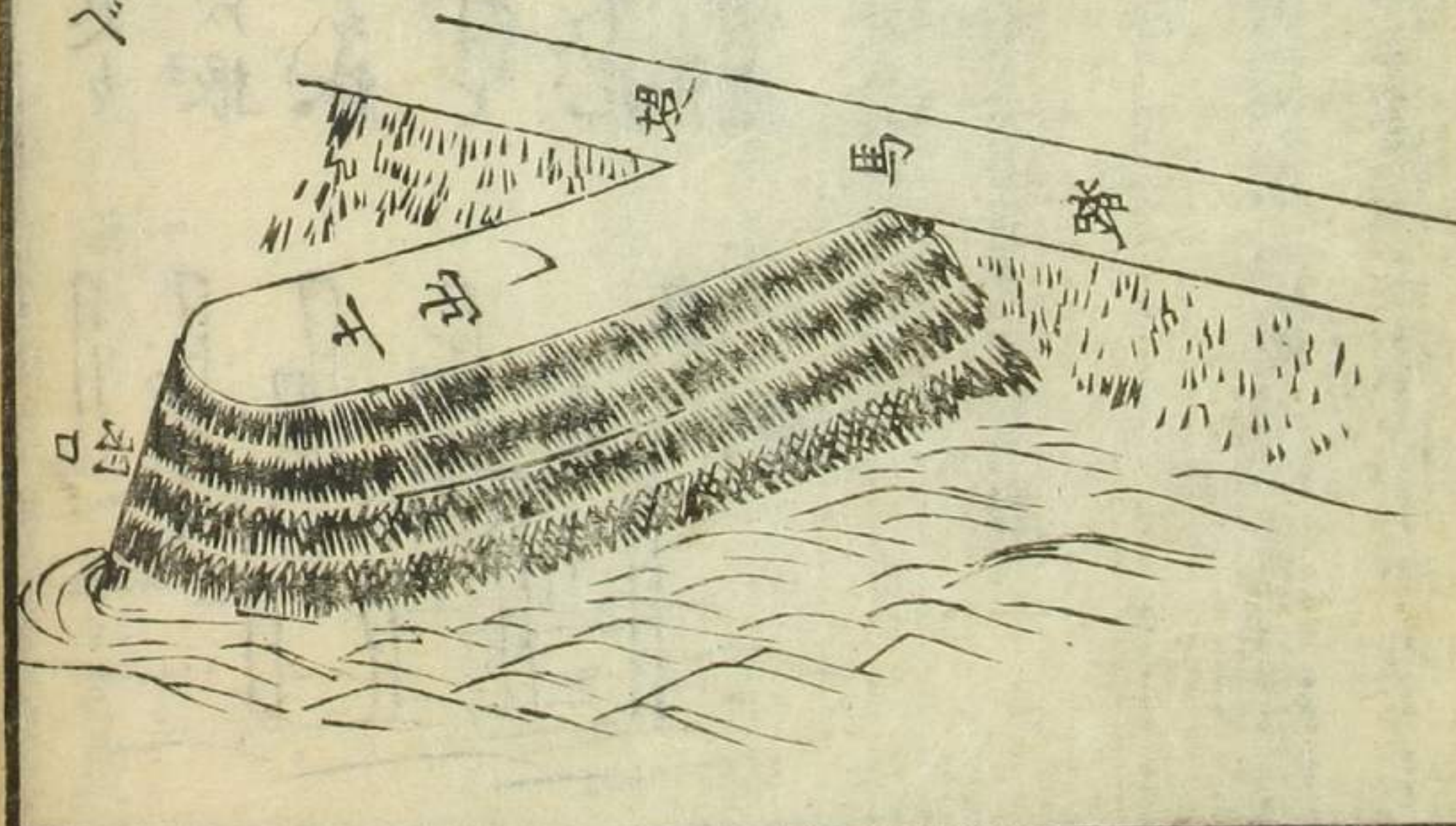
羽口の仕方



杭と打つ長々針巻よハ及ぶ併し又並杭ふくねが羽口乗出たの長ハ  
あり

一羽口を萱カヤとて小麓ノボ采ダとて小水際キハより屋根ヤチ  
を葺フく様ヨウを厚アツさを一尺余宛ヨツ一平萱ヘを置ツ  
き並ナべ兼ナ直竹ナ々元ノの方ハを切り尖トガらし一間  
よ六本宛立並ナべ一本飛トビ一飛ナ放ナし代ナり々ナ  
組違クミひ順ジュンくよ送オウり跡アトへハ一通トウり跡先二  
わナくよ縫ヌイ立タる尤モ一平毎ヘよ込土コメと置キき随ズ  
分踏堅ブンむ又込土シカの仕形シカ悪クねが羽口割ワを  
下シるをり又其上ノ一平宛萱カヤを置キて葺フ立  
段ダンく上ノを葺フ上げ上葺コシハ段ダンと並ナべ留縫トメを

て々蛇ヘビ管カ音フ請シ寺シハ出来デざるゆへ土出シし杭  
出ダしシて水列ミヅと為ナる其土出シの仕方シ水  
深フカの処ト下埋シて屏風ベ返カしシて仕方前埋シ  
立タ其上ノ土ツと持キち丸マルく出ダす又川表カハの方  
の三方カを萱羽口カヤとて包ツむ又出ダしの幅ハの  
長さナも川ノの大小オ水當アりの場バ処トよ由ヨて仕  
立タるをゆへ極キりゆふし多オく堅横カタと  
丸マルく出ダす様ヨウ致シさシゆ損シ易マし尤モ  
出ダしの將マへ方ハも兩脇レの岸キ圍カひ一羽口  
とせざるゆへ出ダし元切モト色キをぬるとゆへ  
都スて羽口ハの表オと間マと送りオウりて二本位ニ並ナべ



改正地所... 巻之九上

ふは羽口々土際より凡そ一尺二三寸位外に出し残らば仕上ひ小口を  
鎌うへ前上又縫竹々一向毎一箇宛宛跡へ葉唐竹を繋ぎ取り羽  
口の乗出ざる様よあはべし繋ぎ方悪しくれを羽口割を下り又乗出  
をそより縫方への巧者の入工よ度く仕馴たる者よ非き出出来難  
し不鍛練の人足よ縫せり甚だ落付悪しく水當りり羽口抜出て忽  
ち土出大崩き成あり其土手際悉く見苦しく又理坪を山置を用ひ一  
坪五尺繩メ十束宛羽口を野萱一坪よ七束宛二三寸廻りの葉唐竹一坪  
よ四十二本葉直竹三十本繋ぎ竹十二本羽口一坪葉唐竹十二本葉直竹  
廿本宛繩ハ一坪二房宛よ積る鹿系羽口も積り方同然あり是又羽口一  
坪よ七束宛五尺繩メ七束宛よ積る鹿系羽口を萱羽口より入用を多分  
よ掛をど水當強キ場処或ハ川瀬の突當る処をどハ萱羽口より保

ち難き箇箇様ある場処を鹿系羽口よあは菅鹿系とも羽口と別て巧  
者あは出出来難し依て羽口普請仕付ざる村方よと常陸下総邊  
の羽口仕立の上手を雇ひて之を作らせるてあり

一立竹

立竹は海口等の浪除に用ゐる水  
割あり之を五六寸通りの唐竹を  
葉付よ為し元の方を切尖らして  
平一坪よ三十四五本宛五の目よ立  
て藪の様よ為し浪除の水割よあ  
り併し泥川より上川よりあはてあり  
又砂川泥川より小川より用ゐる立竹を同し



立竹

改正地所... 巻之九上

二了

名目も仕立方も大に違ひ前条は記さざり根杭の内の岸圍は凡  
そ一間一本宛杭と建ち葉唐竹と垣根の様は上下二箇処へ横へ押縁  
を當て杭は結付川除にも成り岸崩をたす地留も為さ之ハ杭毎にて  
と保ち難き場処の川除あり

改正補訂地方凡例録卷之九上畢

改正補訂地方凡例録卷之九下

高崎

大石久敬士恭著述

浪除石垣之事

是を海邊より浪當強く岸崩を幸のり町屋敷の裏通り又ハ濱通りの  
田畑より浪欠強き場所の乱杭等より保ち難き海表の分又ハ船入波  
戸場等の石垣は仕立りより尤も長さ高さも其場所は随ハ一間より  
二間よりあり其仕立方も土臺へ松木長さ一丈三尺幅一尺厚さ六寸位  
のものに継手一尺宛入を違ひ継ぎ為し大柱當メ狭く杭を栗丸太の長  
さ五尺末口三寸のものを間送り三本宛内外より夾きて内の丸太の  
土臺はありとも何れ之を地形を平均より土臺は不平のあり様は能

改正補訂地方凡例録 卷之九下 良余

く居へ其上より石垣を築き表石を面一尺五寸控二尺五寸平一坪より  
ト六本宛表通りより積む内の方より割石より石垣の表胴のいざりより裏  
表込より遣ふより小割小石を取交せ間は一坪宛裏込石より其内の方より  
砂利を詰め間より五合宛石垣裏と埋立土より築立るより石垣を人足許  
りより出来む石工を入る巧者あり人足手傳を遣て仕立るよりあり又  
石工を一坪より付三人掛り土臺の大工より切組む又至て荒浪當の処より  
石垣の外面向長さ二間半より三間位よりホロ六七寸の大杭を間送り  
三四本宛浪除杭を打つれも切石の石垣を石代石工の手間莫大より  
間敷長々ねが大造の入用より付容易より出来るよりいざり實に至て大  
切の場所より扱ふより多ねが仕立るより先づ石積乱杭等と丈夫  
より引て浪除よりを築くよりあり

用水之事

用水を川の堰を上げ井路筋へ其水を引き又ハ其井路より申り枝堰を作  
り夫より引分るより管古来より仕来り引付を以て村に引くこと也  
若し仕来相違し未の村方より水の不足なる様成るとは必らず水論より  
及ぶゆへ往古より引付を守ると所要あり又用水川あく溜池等より  
て坎樋埋樋尺八樋繰樋をめぐりて水を引き用水よりある処より或ハ山  
岳の漏水より仕付る処より是を根水と云ひ國より引水よりある川  
もあく田の頭より堰を掘り各々持主より桶より汲上げ用水よりある処  
もろり又田の頭より凡そ中一間長さ九尺より二間より井戸を掘り井戸  
の水を以て田の用水より掛る処江州邊より八間より又井戸一箇より百姓衆  
人も催合て持ち込邊の田へ掛る様よりあるより引水のある処より多分

の田作甚だ骨折て出来難きもの先づと畑勝あり去ありの後國三濃  
郡々高十五万石の処一圓の平地を山を勿論草刈場等もあつて田一  
面を屋敷内は瓜茄子等を作る雑事畑少くは計りて土地は高  
下あつて用水は引取む小川もあつて偶々川筋の差引りて其  
上高くして用水を成らば地面は高値なるが水の流るるともふ  
し越後國蒲原郡中ぐら畑もあつて田一面の処あつても之を用水有  
て引水あり筑後國の用水堀と幅の廣き処と十間余狭き処とあり五六  
間位長さは一里も二里も續き村中堅横は幾筋も有りて他村の堀も  
も續く夫の其田々の田頭は附たる田主の持分として水庫の堰を立て  
堀と極め置き田毎に水口として汲上る処と持へ置水一斗六七升と入る  
薄板の底小き桶の口と底とを綱と二筋宛両方と付て二人水口の左右

へ寄り両方より掘へ打込と水を一盃入と田へ剣上りあり尤も仕馴  
しとの出来ざる業あり又土用前あつて夜水とて夜九ツ頃より起出日  
の出るにやを汲上湯水とあつて掘底水面より田毎に一斗余り有り  
夫を一度は三百桶も汲上るものとて甚だ骨の折る業あり夫より朝  
飯と食し田の草と取り昼の内一時余休み又夕方水と汲む肥前國より  
同様の場処夥く見ゆれば之を大國に付廿万石を掘り筑前も肥  
前も隣りたる処も汲水の場処見ゆ右体の処々何れも屋敷内より裏畑  
の外粟稗黍蕎麥芋等と作るべき畑地一向あつて夫食ハ米と麦計り也  
尤も田を兩毛作し付箱の跡へ麦菜種等と田は仕付るあり依て享保  
十七子年西國虫付飢饉の節稻作早晚とも残らば喰尽し一粒も収納せ  
びしと夫食ふ領主の救ひも手も及び難く大造の餓死人有りたり又

上方中國筋より田地の際より井戸夥しくあり之を田の用水より多く掘  
畑へ掛る用水あり又中國の内より筑後肥前等々様より引水あり掘  
水を汲上る処も亦由然とどゆ之を多く踏車とて小水車の様  
しく羽根を柄杓の如く作り田の水口へ移し城州淀川の水を水車より  
城内へ引込む様あり其のあり先年右の踏車を人夫の掛りも少く利方  
宜しく見あるより付久留米戻りて其仕方は馴れたる中國人より抱へ領  
主の八用を以て車を教多指へ村へ渡し踏方等と右の者巡村より教  
へ田毎に仕掛たる処水を柄杓より入る田より移さる柄杓を汲上る  
よき邊より劣り悉く田方湯水よりあり早損せしむ付百姓等願上踏車  
と止て元の汲水を成たり又其翌年の右の浪人者世話より播州の初種  
と取寄たりしが此稻を悉く穀多く作りて徳用の由村へ畝二三斗宛

相渡し植付たりし草生も宜しく成長したる処美八頃より何きの村  
方は仕付たるも穂枯致し都て白枯も成り種も取まぬ領主地主とも損  
失も成りたり故に之を夫限り止し成たり農事へ古来より其國其処  
こそ仕来りたることを止む他好の真似とて之を決して出来ざる者と見  
えたり之を似たりと作り用水を絶らざることをあつて心得の爲に其一二  
の記を寛政の始め甲州より或る代官勤役中田と耕する馬を牽はる  
より牛の方利方宜しく其上馬と違ひ牛ハ飼方の八用も少く求るは價  
も安く馬ハ女子供もくも口取致さぬが耕手計りて之を行はざる  
もの兩人の手を費し牛々耕手計りて口取入らば百姓の勝手宜し  
く夫故上方筋々田畑を耕する馬を用ゆること無く牛計りて牽き  
付甲州の一圓半を致さべきことを支配の村へ申渡し右代官の古郷成

改正地方凡俗金 卷之九下

上方筋へ申遣いし牛五匹を自己の入用と以て買入庄屋の内へても可  
成働きの有る者と見立て五箇村へ預け牛の遣ひ方と教へ田を耕さん  
るも百姓ども支配代官の申付に任せ牛を牽るる成程口取も入らば  
飼方の入用も少く勝手の様は閑ぬれども馬々田の隅々まで歩き四隅  
とも犁届くも耕したる後こそ人手掛らば牛へ隅の方より行掛りて早  
々廻るも隅々へ犁届くべ三四尺四方の隅の方残るもへ賃金と以て  
四隅をうらむ其上行遅く夜令ハ馬こそ一日は一反を耕する牛こそ  
を漸く三四畝あるを耕さん又甲州々山稼多く有りて宿場ゆりる故  
農業の際に馬賃馬は出入り山より柴薪を付出するも馬の方  
宜く古人より馬を使ひ来り彼是差引をば馬より牛を利方宜く  
ば依て此次第と申立免許の儀と村々より願ふに付代官も詮方あり右

て遠國の上方より返すとも成り難きもの江戸へ出せしは車牛は少し  
も間も合をば扱あく信州へ下直し賣拂ひたる由右体の損益を農民の  
自身より手掛試したる者よりわづねを分り難く理屈も問違ふも多  
し勿論上方中國を利勘ある國柄も田畑を耕する牛を用ひて損失お  
らむ用ひざる様ふれども甲州を往古より仕馴るるものへ百姓共  
曾て心服せば又土地の遠ひもて上方中國より利方成りたるも甲州関東  
よそを利方少きも種々の障り有りて終は牛を止まらば又越後縮茶  
良晒等々織出を棄て去草ハ羽州より出るとあり羽州も棄て作る土  
地も甲州に似たる由故甲州よそを之と作り出さば利益多うべしとて  
石代官の世話よく棄の種を求め村々へ作る様は成たり勿論棄ハ甲州  
よも野方原地も自然生多し江戸練駿河臺の土手も多しゆゆり是

又百姓もも不得心あがり代官の六付の人黙上難く畑を潰し作り立  
たり勿論羽州もその作り方肥し等の仕方不明し差圖致し作り  
るも随分成長し能く出来たり夫と羽州も為さず皮を剥製法し  
て青芋も成たりと布を織せたる処地性甚だ宜しう下々の麻も  
織たる布よりも至て弱くぬぐくと一向用立を依て致し方なく  
繩は絢馬具等も用いたるも是又芋の申も及ばず補骨<sup>麻は似て麻より</sup>  
て弱く馬具等も用ひたりも弱く藁繩より少し強くなれぬ畑を潰し手  
間養ひのけと作出しとも曾て利益多かるへ一年より止まり同じ  
草木なりとも水土は因りたるをあれを理屈を以て押したりとも決して  
用ひ難し江南の橘と江北は植をを根と成ると云て古今歴然なり泉の  
何地へ植ても用立を越後大和よりも植べきと成り羽州の土産ありと

越後奈良の晒を成らぬ笑を以て知るべし又甲州も蚕飼立の  
知りて桑を刈取葉の蚕も用ひ木を薪も成る処桑も紙もある由右代官  
之を聞出し葉を取たる跡の木皮を剥紙漉へ賣真木を薪も成る三の  
徳も成る由と教ふに付一年百姓も教のどく葉を取たる跡を水も浸  
し皮を剥立市川大河の紙漉へ持運ひたる処紙漉もも桑の紙も成る  
こと能く存じ居り随分紙も成るれども少し黄色の人買人少く楮三保等  
と差ひ皮剛く紙も漉も大分手間掛り仕當り合さるる人銘も所持の桑  
も紙もも漉直さる新もも付曾て望も成る由申切り斯遠方と持運  
ひたると桑の皮は空く持取りしとて代官聞て氣の毒も存じ自分より價  
を村へ遣し入用と掛り漉立させたるが中性の出来の人之と紙子よ  
仕立江戸練表所へ寒氣見舞遣りたる由之り一通り閉て葉ハ





是の川より井落筋へ用水を引き又の悪水と落し又の堀より川へ引

入る為は用ゆる物にて其仕立方を落し口の板にて差廻して埋へ伏  
込と戸を明け立てる様は作りたるものあり是紀州流関東流とて仕立  
方及び道具の遣ひ方の名目等少々の差ひ有り其仕方の普請書法書は  
委しく有り先づ大なる樋は於ては二枚戸三枚戸のちを布し本材の柵板  
等を用ゆる土臺杭木へ松と用ひ枕土臺は長土臺の前後は一本丸大木と  
遣ひ長土臺へ堅く二本引跡先へ枕土臺は仕込と大坎樋へ四本も遣ひ  
横土臺へ横は遣ひ長土臺へ帯入とし戸前柱を樋前の方枕土臺は仕込  
と戸を引く柱あり筭木へ戸前柱の上は仕込で竿を通る戸板へ横板は  
引き戸竿へ戸板を打付け筭木へ通し堅固なり小笠木へ戸竿の笠木を  
式小買の戸竿の木の下方は通し貫くあり敷板へ坎樋の底板へ横は

遣ふ元も内法一尺四方位の小さき樋は布板を堅く遣ふもの有り板樋の両  
側へ堅板を遣ふ高側の短木を樋の内へ立て上下へ帯を入る両側へ板  
を打付る中短木を小さき板にて敷し内法四尺以上の樋は真中へ短木  
を立て下へ地覆等と仕込上へ中桁と帯と入早宣と持たる中桁木  
々中短木の頭へ仕込と真中へ立る又早宣へ板樋の上蓋とて横板は  
遣ふ長り小き樋へ堅板を敷くよし又敷板両側板早宣板とて四角と差  
廻し中地覆の樋の内敷板の上真中へ堅く引き中短木を仕込む樋尻柱  
の後の方へ立て枕土臺は仕込む同く筭木組の尻柱の笠木あり樋上土  
抱板の樋を伏せ上へ土手と築立る為あり土留板へ樋の前後の柱の内  
の方へ遣ふ両袖土抱板を前後左右の土持遣ふ抱板へ両袖の土抱板  
と打付る杭あり同扣木へ抱板の頭と切組たる跡の方へ杭を留る

かせ杭を右扣木の元の方と両方より夾み中より貫を通し釘を打つ杭也  
の頭は三味線はかせを掛たるごとく扣木の両方へ杭を二本打ち杭土金  
板の前後の枕土臺の下の土を留る罫板とも云扱杭の土金板の両杭  
あり右を仕立ると四寸五寸六寸の皆折釘を用ふ皆折釘と云ひ平ら  
釘の縁は曲り右の内法横六尺高四五尺位の扱杭の道具より小き扱杭の材  
木寸間釘の寸等小き道りて道具は差替るるより素あが板の遣  
ひ方を堅横の遠ひりり且中桁中短木も入るべ其外の道具も少しの省  
界りの種橋の類は雛形あくくこの道具遣ひ方等書出し難し扱材不足  
メと積立る類或は掘割伏込方等も又書取難し又伏替りの掘埋坪の人  
足掛りる掘坪倍引と云ふは総て坪の内より扱掘外法の坪を倍まし  
て引き其残りの土取人足と掛る之の掘埋の扱掘の坪丈の土多たゆへ

あり新規の処へ伏せ込より掘坪計り引き倍より引く之を掘  
も人足手間等も掛り埋坪の掘丈の土入るるゆへあり尚委しく其法  
地方大全に記を宜しく参考をべし

一 線樋

是の溜池の堤は伏込と用水を引く樋あり松木を凡そ長さ二間末口  
一尺四五寸位の大木を片平挽落し其片平の大ある方の小口を一方残  
し中へ八寸四方程の線貫き挽落しと蓋より元の様は合せ四方皆折  
釘前注より打付け長さの堤の敷は應じ二継より三継より一継手  
充線は継ぐ此継方種々あり委しく小口一方の線残したる方は穴を  
と地方大全に画図を以て記載せり  
明け穴の方を上より溜池の方より伏込み樋頭の方の穴の左右は鳥  
居柱を掘込み立て柱木を並木を通し置き用水入用のとれを柱を扱

々水通り井路筋へ落し不用のくたを栓と止置き又蓋と釘付させ伏樋  
輪を入るごとく釘の輪とくめるもつり入用道具捨土臺縁樋ノ下の横  
間を送り二本位敷て其上に縁樋を動かし様は切り組て入る鳥居柱  
ハ樋穴の左右へ掘込し笠木鳥居柱の上へ帯入し栓木と通し樋穴の栓  
木栗木を用ひ又是れ大用水とく用ひは田地の水掛及刻等の小  
き用水は仕立るごとくあり

一埋樋堅樋

是ハ内法八九寸四方より仕立方を常の扱樋の通りよりあし溜池の堤  
より伏せ樋頭を溜池の方より堅樋の内法八九寸四方より埋樋は仕  
込あり此埋樋は土中へ横よりあし堅樋ハ堅くあし又此堅樋は三四寸程  
の穴を四箇五箇明け栗木を栓と打つあり溜池は水多きとれハ上の

穴の栓を抜き水を引き湯水より及が下下の穴の栓を抜き水沢山  
入るくたを一齊に穴の栓を二寸三寸明け水取の為水通しの穴を  
四寸五寸明くともあり道具ハ横土臺埋樋下捨土臺埋樋ハ間敷は應じ  
間を送り二本遣ひ敷板両側板ハ堅く遣ひ早蓋板ハ横板より遣ひ布早蓋  
ハ溜池の方の堅樋と仕込し小口を塞ぐ早蓋尺八板之ハ堅樋の板より  
堅板より差込し鳥居柱ハ堅横の左右に掘込し建て笠木を仕込む桁木  
笠木を両側より帯入し元の方をせよし留め下扣木鳥居柱は帯入  
るより元の方のかわを留めし留杭桁木扣木を夾み留杭を打あり

一掛渡井寛と

是れ用水井路筋川の上を横より掛越しより用水を通し早蓋ハ標の樋より  
く算の幅より淮し柱を二本並べより三本並べより川幅次第より三四

箇外も柱と下梁と柱毎に引き桁木と引き其上は寛と載る道具建柱々  
 川中よ立て梁木柱の上へ横に渡し帯入ると貫木と柱を一通し桁不  
 下梁の上よ三本よと二本よと寛幅は應と引く枕土臺の前後よ  
 二本充桁の跡先と仕込み上の梁木と寛の上よ引き下の梁と上の梁よ  
 て寛と夾み寛の外よ短木を立て上梁下梁へ帯入ふし敷板と横板よ  
 遣ひ両側を堅板よ遣ひ内短木と寛の内の方両側よ立て側板を縫付る  
 土金板も寛の前後枕土臺と寛の間よ嵌め関板の両爪と寛の左右土留  
 遣ひ抱枕をかせ留りて梁木短木建板梁木桁木より敷梁へ録りて  
 繋ぐ入小掛渡井の幅々一二尺位より川幅狭く間敷も短のくは川  
 中よ柱と二本立て建梁と引き柱へ帯入ると行桁あり掛渡井と載  
 建柱よ枕と柱の頭よ上梁と引き掛樋を留め前後の枕土臺と引き敷

と両側とも布板遣ひ内短木と打附る外よ道具を承し

一関押

是は寛の短く横の廣き様あるものあり用水井路分水等の処に掛け二  
 枚開きの戸より水と計りて引かふる処より用也此外門樋柄とて堰内水  
 門の様より落し蓋等の樋を明け其処の仕末より随て積みし切組  
 方の品より何れも以樋の仕立方々大小或は其場処より道具の用  
 ひ方様より至て巧者の入るとあり不鍛練より切組ハ保ち方至て  
 悪し故に京大坂江戸練等より巧者ある桶屋を雇ひ若し桶屋の巧者成  
 者ある処より船大工を雇ひ仕立きれば家大工より出来方宜し  
 ろうに伏方も巧者ありや成らば又之より内大人足と云者より仕馴  
 たる人足より之と驚人足より女よ江戸上りて云仕事師のよりあり

橋掛寺の常の人足計りより仕立方悪く保ち方宜しうか何れも人  
足と違ふべしといひ出来ば橋上土手の築方板閉板の類豊之の仕方土  
の詰堅め方等宜しうか蛇穴土籠穴等出来て損じ早く橋の居り  
も宜しうか能く念を入るべきを保ち方悪し

一新溜池仕立方

新溜池を仕立するに両方山間等より谷水清水をとりたる処の場へ堤を築  
立水と堪るあり堤を高く丈夫に仕立するに自然と水溜るゆへ仕立方の  
格別六の敷ともあし山もあはれ場へ池を掘仕立するに一通りより水  
洩して用立たるを之を溜井地形を平均し干本突を下地と能く突き池  
の廻りの土を締めくくって性の宜しき真土と能く練り立土蔵の飛打練屏  
あとの如く厚さ二三尺より築立て堅め若し破れ目等出来ば土を土と

一土橋

突き込み能く堅め立まれば水持能くして洩れ又根水のたまる場へ冬の  
内根水を溜め或は天水と溜め夏に至りて用水を遣ふと云ふ

橋の長幅は其川に應じて登りまし土橋の仕立も其大小に依て色々仕  
方あり橋杭の仕方石川原ある根入悪きと付穴を掘り震り込め有  
り土橋の杭を震り込め杭の頭の方より横木を十文字に結付砂利土床  
を何儀も落さず様々敷き付其上より人足四五人小登りて震り込め  
這入らば尤も丈夫成綱を付け四方より引張る居ざれば怪我ある者  
あり小橋の杭は大橋より震り込め蝟と女に禪親の類の堅木より差渡  
て之を四五人より足場の上へ登り此より打込む之の橋杭は限らば凡  
て長き杭より掛箭より打難き物の蝟より打込む又泥川の杭何れより

深く入るゆへ買木と地形際より通せり又ハ横土臺を河底へ金杭を立  
るも所ハ幅三間以上の橋ハ柱と四本立る五間位までハ五本一間位ハ  
二本立りてより又大河より出水の所ハ材木を流し出さる川ハ橋杭の  
水上ハ芥除とて大木の捨杭をおと丈夫より仕立べし行桁ハ橋幅廣  
きとれたる四本並べりばより橋の上の土を真土より重くするまじハ  
録と除て目輪抄てもより併し大橋ハ何程録ありて成らば小橋  
ハ録より及むハ又間敷の長き橋ハ行桁一續きより成らば三継り四継り  
ある此継方色々あり 地方大全ハ横鏡継と云ハ三味線の継手の様  
切組と中と栓留りて又落鏡継と云ハ一方帯の頭を夫くして元の方  
と筋違りの真中の割り込む様ハ又とぎ継と云ハ両方と筋違りて  
切違ひの中と栓留りて又當時此継方と多く用ふ幸継と云ハ行桁の先

の切欠等もあく梁の上ハ入違ひハ載せ録留りて桁と継合せ梁の  
上より行違ふ様ハ又之ハ至て畧したる仕方あり尤何程の継手ハ  
梁の上ハ當る様ハあるあり梁木の上ハ桁と引き太帯とを栗木とて  
四角ハ栓の様成りものを拵へ梁より桁より穴を彫て打込むあり此太帯  
おくれハ洪水等のとて行桁動くところ又土橋ハ少し勾倍の高き方水  
走りよりとて出水の節橋上ハ水の乗り遅く保ち方宜し尤り高く  
掛を仕立たる當分ハ人馬通行の節震ふものあり其心得あるべし又  
洪水橋の上ハ越せば橋落る仕立方粗末なれば別て流失早し又置土ハ  
中高ハ蒲鉾形ハ置き能く拘り其上ハ砂利を厚く敷き能く踏堅く  
縁芝ハ手より小口より打堅め杉竹より目串を細く遣ひ行桁の上ハ  
並べ木を置其上ハ敷鹿糸と並べ兩小口ハ鹿糸の枝の三股あると





一板橋

板橋の大小長短高欄付猿頭もよくその仕立方なりて道具も夫々差別ありてよく目論見方も常の土音請とい違ひ仕立方不馴れしとい出来難し候令大工たりとも橋掛りも馴れざる者ハ積り方出来難きことよく勾倍も高過まば橋杭も長く入り夫々准じて諸道具寸間も長く無益の費も有り夫々又荷付馬も通行も難義あり又勾倍の位きい雨走り悪く板の腐も早く橋弱し然し其長短も依るをあれども大概八寸九寸位の勾倍を良と云江戸練の兩國橋ハ八寸勾倍の由勿論山川の洪水度々出る処の橋ハ少し勾倍高き方より左ふられ橋板の上へ洪水乗り橋流失を又両方の橋爪ハ水越せども橋の上は水乗らば橋下は水通まば大概よくい落ざるゆのあり又群替の跡を

古来より其川の様子と考へ掛来りの仕来りと用ひべきあり又場処の様子等も不案内は居あざり巧者立て新規の仕方ハせぬてあり往還の橋等ハ入用の品と寸間と記し料所私領とも近村へ入札と申觸望の者巧者ハ巧者成大工は積り立させ取極べし若し入札望入るべきを手前より積りべし橋板杭其外とも大概の橋ハ柵を然るべし又念と入るれば橋板高欄等の上道具ハ塩瀬柱等と用の両爪の土臺木土批板杭木の松とくく又小板橋ハ椴杉等とく仕立あり江戸江大坂等の大橋其外道中筋ハ遠州岡崎の橋三州の吉田橋江州瀬田の橋等ハ格別其外凡そ十間位より廿間前後より幅も三間位より四間位迄の橋杭ハ八九寸角又丸木ありハホ口一尺位より一尺一二寸深木一尺角より一尺一寸位敷板の厚さも削り立四寸以上あり又其外の道具も是より

准しく積る凡そ橋杭の根入を三尺も震り込め立方の土橋と同しく貫  
 木と杭を通す大橋へ上下二側又通例の橋へ一側あり又格別な念を入  
 るとこれ筋違貫をく上貫下貫の間は筋違十文字は貫と入る此十文  
 字貫ハ格別の強き成るものあり梁木橋杭の上は仕込を行桁ハ太帯  
 と入まる梁の上引の継方土橋の各下は委く記したる如くしてより  
 又板中の押板ハ敷板の真中を継付け堅く押ゆる板あり蹴込板ハ  
 敷板の苗り左右男柱の間は措る大造成橋の蹴込を石り作る男柱ハ  
 橋の両爪へ根入を三尺位宛震り込み高欄を仕込む袖柱ハ橋の両爪男  
 柱の先は掘込み立男柱より上下貫を通し高欄両側の短木の間に一  
 本宛上を笠木と仕込より下の地覆より彫貫行桁へ仕込み貫木を短木の  
 中へ通し笠木ハ将棋頭より短木の上は當て跡先の前後側の男柱より

干

仕込擬宝珠附の欄竿ハ丸柱の竿木と丸くある男柱袖柱を丸橋あり  
 地覆木の短木と彫り貫き行桁へ帯入るよし短木の間の地覆木の下  
 板附の処は水通しと明け下臺を附け兜巾板の四角を将棋頭より男  
 柱袖柱の頭へ被せ丸頭の鉄釘を打付る前後土臺木の松木を橋臺の  
 上は横は引き桁下土臺は用ふ釘ハ四寸五寸六寸を打ち次板の鉄物の  
 凡そ長さ三尺幅二尺厚き二分あり短木二本は二挺充表裏へ折返し  
 短木を巻き鉄釘を繋ぐ又鉄物の長さ二尺三寸幅二寸厚き二分あり  
 袖柱より貫木へ横は巻繋ぎ鉄釘あり袖柱より男柱より巻き  
 繋ぐ又八寸の正録より繋木より橋杭の裏表杭一本は四挺宛又七寸  
 の手違録を行桁より梁へ繋ぐ凡そ梁一本は廿挺宛五寸の手違録を打  
 ち敷板より桁へ繋ぐ二間板一枚は六挺宛鉄物と打ち鉄釘の頭ハ二

分半位より大工手する敷板平一坪は付四入掛りとし為人足の三人掛りとし西爪橋臺の関板と云い橋下の左右より苗板張と云い抱枕の関板と打附木抱枕の帯は仕込み元の方の掘込でかせ苗よりせり音請中の板橋の入用諸道具を損料を消むるに借用りを用ひ凡て角物りとの音請ハ尺メよりして真段積りするあり依て道具の廣よりハ尺メを付け釘鉄物の類ハ掛目より鉄目一貫目の代永何程と積る鉄目の定法等地方六全より委し但し尺メの長さ二間一尺角と尺の一本と云一す四方の才よりして百才あり

但し道具の寸向と掛合せ寸平何百何十何才何分何厘と成る夫と二間一尺角の掛合せを法より割り尺メ何本何分何厘何毛と付る丸大の尺メよりホ口と合せ二より割り長さと掛け圓法七九と掛け才坪は

成るより尺メよりはあり

一小板橋

是ハ長さ三四間以下幅二間以下の小橋あり材木の松木を用ひ道具を小さく造りて差替るより系し橋枕ハ六寸角位梁木八寸角行桁ハ七寸位を用ひ敷板の厚さハ四寸蹴込ハ地覆木の跡先の男柱へ帯込し椽頭木を間一本宛五寸角頭と四方より將棋頭よりして頭の長さ五寸六寸より切り地覆木を彫り貫を桁木へ帯入より高欄の代りよりあり男柱を橋の両爪に掘込む小橋を袖柱中押木系し橋土臺抱板同く抗木かせ留の仕立方等ハ大橋より替ると系し正録手遺録の用ひ方同断也繫ぎ鉄物ハ系し小板橋ハ多分上材木より積る音請ハ根伐の管切りと附る仮令が長さ一間中八寸厚さ二寸の板廿四五枚此管切長さ二間未

ロ一尺一寸三本此根伐長さ二間目通り三尺八寸廻り三本と記す角物  
も同断より材木の長短は様ひ長さ二間木より三間木より積り  
管切太りと附けホ口の太りを入色太りの長さ一間より一寸あり目通目  
通りを記し根伐の木敷を極め音請目論見帳に記し橋枕梁桁貫木丸  
太々私取遣ふは付管切の終りより敷板高欄の道具等角取の  
るゆへ林木よりの目論見の通り挽と付る通り挽と云い木挽の手間不  
り若し樋方など林木より仕立るとなると凡て通り挽を附る去るが  
樋へ林木を用ゆると稀より多分の角物仕立より宜し

但し通り挽の仕方丸木と尺より何分何分何厘何毛と成る  
木と通り挽の定法二間一尺角は木挽一人三通り挽を乗るは幾通  
何分何厘何毛と出るあり

一 小石橋

往還するゆ谷川より長さ二三間位の石橋は切石より仕立る此道具  
柱石は七寸角長さ八尺丈は應を併し材木と差ひ石のともなは六七尺  
より長く一本石より出来難し左をねばるとして継石より成難し勿論  
石橋を掛る位の川を格別深くないし梁の長さ六尺幅八寸厚さ七寸位  
二継り丸も中程建柱の上より切違ひは継ぎ桁石の同寸より長く  
橋の長さも應に二継りし橋臺跡先を二尺宛掛土臺石の両爪は敷板  
の本を彫込む敷石の幅は一尺厚さ七寸位より桁石の上へ横は遣ふ  
縁石は敷石の両縁より引く板橋の地覆木の扣あり橋臺石垣の表は切石  
面一尺扣一尺五寸位より遣ふ裏込の割石を用ひ梁桁敷石より継目  
を去り及む凡て切り合せ動のゆる様は仕立るあり石工の積りの凡

切石二本揃り合せ仕立とも一人手間又石垣ハ千一坪一付一人半掛り  
位ノ積り投渡しノ石橋是ハ川ノ内狭く投渡し一成位ノ川筋ありハ堅  
一柱石三本と川ノ真中ニ建て梁を引き其上ハ一本石と兩岸より掛け  
中ハ梁ヲ持たせ投渡しハもろろあり石橋ハ神前等ノ欄竿付ノ反橋等  
ハ道具も多く仕立方も六ヶ敷ト云れども是等ハ在方ハハ入用不々れ  
が爰ハ略す

一列橋

是ハ石川ノ荒川ニそ共氷ノときハ大石ハ流き又山より大木等根  
がけノ流き出橋杭を立てハ決り保ち難き場処又ハ深き谷川等  
て往來路より川底迄ハ數十丈なりて杭ノ立ざる所ハ掛り橋あり甲州  
郡内ノ猿橋大月橋上州吾妻川通り原町裏萬年橋牧ガ橋原町中ノ糸

の間佐渡川ノ橋鳥川ノ上本庄橋泥田ノ奥戸品河上追貝橋其外飛州等  
処々ノ山川ニ立ち此仕立方ハ兩橋臺と山ハ敷き石ハ石ノ列木  
と掘り込み又土あるガ石垣と仕立列木ノ元と仕込て苗も作り或ハ  
石垣ニ成難クハ橋臺片料よしと列木ノ元と仕込み留り作り橋  
中長ハ其川ハ應シ凡中三間位あるガ列木四通りよしと間ハ一列充  
まハ其列木ノ長さハ二間余ホロ一尺五寸以上ノ木と向ハ上りよしと  
一列ハ四本並べ元ノ一間わざと石垣ハ掘込み列木ノ元ハ枕木一本と  
帯入よしと横ハ引き其上ハ二ノ列長さ三間余ホロ同寸之ハ元の方と  
一間わざと掘込み先ハ又枕木と引く三ノ列ハ長さ四間半わざと其  
仕立方ハ同じ其列木ノ先ハ梁と引き両方より右ノごとく列出し行桁ノ  
長さハ十間より十五間より継目ありと行桁ハ成りまき木と兩

方の梁へ渡り中三間位の橋の四本渡し刻木の上より敷板を張る行桁  
はハ勾倍の付難し尤も削り立り成るもの大木あれば少しの勾倍を附  
けあり又川幅廣く行桁届き難くは四刻も致はと女ども先を大板  
三刻より済むべき様は積る刻數多きほど橋弱し故に五刻とてある  
む高欄男柱袖柱中押木等の上具の仕方を常の板橋と違ふふし又深  
谷川等より莫大に川幅廣くは行桁と成るべき木品十五六間より長  
き木の容易は之あるゆへ中柱立難しされは刻橋も出来ず又鳥川の上  
岸品河等の谷川よりある石砂川より大水のほとと石材木を流さ  
出て橋杭立難き所なれども平水の節は歩行渡り成る程の浅き川は  
付川幅を廣くはれども箇様の川を真中は杵と入を両方より行桁を引く  
ゆへ刻より刻の間三間余よりも中杵を所持するは付橋出来と又

追貝橋の行桁は廿一間ありて續目おし併し一本水よりハ箇様の大木  
を甚だ少くし及令なりてハ價貴く入用嵩むゆへ容易は求め難し右  
中杵の仕方は拾列丈夫は成るはれが大水の節押流をものあり杵幅ハ橋  
幅に准じ幅三間の橋あるは杵幅三間大木を柱より續き杵を仕立る  
どくを之の常の續き杵との差以下貫より下の方柱を長くして成る丈  
掘込立成木も太く丈夫ある木を立り川下の方の柱は帯入して扣木  
を立大石と詰る左より右が大水より押流され用立び又此中杵丈夫は  
あくして行桁流を橋落る板中杵の川上は水切の為鱗杵を三角  
杵と長さ二間横九尺位は仕立川上は三角の隅と杵の内は水切木とを  
大木と一本成丈深く掘込を後の方は扣帯入して立る之の洪水のほと  
川上より大木大石流を来りては水切木三角杵は當り中杵は當らば

して行桁の下へ流を通る様は仕立るあり此水切木ありねが中梓は大  
 石大木直は流を掛るゆへ忽ち中梓破損を此中梓も谷川をどりて西岸  
 高く甲州の猿橋をどりの出来難し又刺橋は成難き山奥の谷川の往来  
 ありて叶のなる場処あり釣橋を掛る事あり  
 但し鱗梓詰石の積り方の長を二間横一間半と三角はねが一間半  
 の二間と兼じ三坪とある之と半減して一坪五合とあるなり本法は  
 三角鱗形はねが三方とも二間充はなるゆへ二間四方を兼せし  
 四坪と成る之は三角の法四三を兼し一坪七合三勺二才とある又  
 四三の法と女ハ六尺三方三角はねが一坪の内四合三勺三才あるは  
 付四三三と三角の法と女あり  
 一釣橋藤橋と

附藤渡

是ハ大拉の所よりふし甲州不二川の上は一箇処飛弾又美濃の郡上の  
 山奥よりして之ハ谷中廣く岸ハ岩壁を通路は叶を伏下る千仞の深  
 谷より別橋等を掛りて叶をざる処は通路を付る為の釣橋よりして仕  
 方ハ藤蔓の大あるものハ我條もより合せ一尺四五寸廻りより為して谷  
 川の兩岸岩角より岩角へう又大木を繋ぎ付け両側は二尺余り  
 中を五六尺位より引渡し子と子の間を七八寸位より其藤網へ  
 階子のごとく丸木の丈夫あるを動らざる様は藤よりよくかくて付又藤  
 蔓の網と両方は張り下の藤網を所へ撃き付て手摺よりして往来を  
 る長網橋ゆへ中程より行を網を揺る震へ渡り方は馴をびくして一  
 向渡らざる橋あり又極山中深谷に藤の渡しとて数百間の谷を越し

改正地方凡例 卷之九下 柳道

向岸より手前の岩は数百尋の藤網を張り其網を羅と結び付け籠より  
岩角は網を付其籠より乗り岩角を付たる網を手に持ちて宙を岸より徐  
々藤網を傳ひ下り真中頃は行くと又向ふ高は成り向ふの岩角より籠  
を付たる網を手に持たざる段より付たる箇様の谷間より向ふ下  
山畑等ありとたる右の羅の渡しより農具等を持ちて一人一人上下  
りて由実より所は仕馴れたるてくを去るがく関心も危き往來あり

一 棚道 棧とも棚橋

是を極山中より日本よりて木曾の棧中華よりその蜀の棧道までと云  
て上を大山巖石こそ路を作るとも曾てあつた下へ谷川深く其山の裾  
を通らざると外は往來もあはれ処は棚道こそ谷川と岸通りは柱と立  
て行方へ山根の岩石を持ち或は岩石は穴を掘り梁木を引其上は行折

と渡しし上は又へ木と道鹿糸と敷き土を掛て縁芝と引き川の方へ丸木  
等々を手摺り有て往來をよめ問敷は其場処次第より中へ九尺二  
間をよめ仕立る之ハ山の方の梁の苗様悪けは川の方へ張出はこと  
あり若し橋杭梁桁等丈夫あつたて行掛りたると破損等あはれ敷  
百仞の谷虚へ落入り久命の拘りてあへ箇様の場処よての音請へ入  
用等の省畧あつ道具も吟味して丈夫は仕立べきとあり右の外川除用  
水音請等のての図説を以て已に前巻に記せり尚委しく算法地方大全  
と参看せし  
一 在り用水音請人足の出し方を古来ハ高百石は付十人充村役は差出ま  
其余ハ扶持米と渡したる処中古に至り田畑養ひの爲は仕立る音請あ  
はれどとて百石は付人足百人充と百姓役は差出ま又音請の品は由てと



百人余り出せ其餘ハ扶持方と渡したる由近來も用水の分ハ自普請多  
 し其代り川除の分古來ハ官官の八用たりし由然もとも往昔ハ急度致  
 する定法ありし処享保年中普請事改正の時勘定奉行評議の上吟  
 味榎井澤弥三兵衛掛りて川除用水とも左の通り勘定極たりし  
 が其事多きゆへ差當り入用の大概と記せ

一村島百石 五十人村役人足

一同 五十人扶持米人足 但し一日一人身米 七合五勺充

一石百石百人の外を残り借銭人足 但し同 一井七合充

右米も其國其処の下米直段を以て代金を渡はれり年々正四七十月  
 四度國々米交錢相場書出しの場処は極りたりて代官より勘定所へ書  
 出し置春普請ハ前年十月の相場夏普請と正月秋普請ハ四月冬普請

と十月書上の下米相場を以て代金を渡はれり近年も入用普請の内も  
 手當は成たる処多し此手當ハ普請米金高の内は何割と去定法ありて  
 手當と渡し其餘の入用ハ村方より出しく普請仕立あり  
 一枕木の長さ九尺末口三寸以下の木は何本とも村役差出はれ九  
 尺以下たりとも末口三寸五分以上を代水と下さる又末口三寸以下  
 ても長さ九尺以上を代水と下さる定法あり竹繩空儀葎糸の類代水  
 と下さるこゝあり

一土取人足定法之事

一坪は付土取場の道法

一町三人内ハ土持仕立とも 一町半四人 二町五人

二町半六人 三町七人 三町半八人 四町九人 四町半十人

五町十一人 十町廿一人  
但し凡て一坪は付整取一人充相定め土持運び仕立を一町二人充土  
取場の町数に應じ右の割合りと一町二人充の積り定む整取の遠  
近は均しく一坪一人充あり

石取人足定法之事

一坪は付石取場の道法  
一町四人内 持運送仕立とも 一人石拾ひ三人石 一町五人半  
二町七人 二町半八人半 三町十人 三町半十一人半  
四町十二人 四町半十四人 五町十六人 十町三十六人  
但し凡て一坪は石拾ひ一人土持三人充町数の遠近は應じ馴し合  
右同断

一芝取人足定法之事

芝一坪は付

此芝敷二千百六十枚人但し長一尺中五寸厚二寸

町七人内 五人芝切三人 持運仕立共 一町半八人 二町九人 二町半十人  
三町十一人 三町半十二人 四町十三人 四町半十四人  
五町十五人 十町二十五人

但し一坪の芝切ハ五人充一町の持運びハ二人充町数の遠近は應じ  
人足掛り右の割合りと積る尤も堤筋芝縁芝植藪等土取場  
取寄は芝の所分ハ別段芝切持運びの人足と掛り及ぶ土取人  
足と芝切持運び目論見帳に記さずし若し近辺は芝あく遠方より芝  
と取とれた芝敷と積り立て人足の掛り前書の割合を以て別段芝取

人足と積るべし

一土掘炭人足定法之事

一坪以下付

幅三尺より 深二尺より 一人  
 幅三間半より 深同上 三人  
 幅七間半より 深同上 五人  
 二人 幅二間より 深同上 三人半  
 深同上 四人 幅七間半より 深同上 五人  
 幅九間より 深同上 二人  
 幅五間半より 深同上 四人  
 幅三間半より 深同上 二人半  
 幅七間半より 深同上 五人

半より十 深同上 六人  
 但し土捨場掘揚より左右へ持運びの分の書面の炭人足計りよりて是  
 まり若し土捨場隔るる遠近の町敷に應じ一坪一町土持人足二人充

を如くせし

一石砂利炭人足定法之事

一坪以下付

幅三尺より 深二尺より 二人  
 三人 幅三間半より 深同上 四人  
 深同上 五人 幅七間半より 深同上 六人半  
 幅三四尺より 深二尺五寸より 三人  
 四人半 幅三間半より 深同上 五人  
 幅七間半より 深同上 七人

但し石砂利捨場も右同漸遠き処は一坪一町石持人足三人充加ふべし  
 一溜井炭人足定法之事

一坪の付

深一尺以下 一人五分 深一尺五寸より 二人

深二尺五寸より 三人

但し場処より由り廣狭のりくと云々横幅の定め難し土捨場ハ右同断  
遠近より後ハ土持の人足一坪一町二人充加少くし若深さ三尺以上掘  
深さたを深さ應じ人足を増多くし勿論三尺以上の深さあれば掘上  
持運ひし格別手間掛り付其心得を以て積るべし

一抗打人足定法之事

長六尺七 末口寸二三 一人廿本 治地あると柔らる成処ハ廿五本又  
由り十八本 長八尺九 末口寸断 一人十五本 長間 末口 三寸  
一人打 但し右同断 長二間 末口 一人二本半 長三間

末口四寸 一人一本 長三間 末口四寸 一本二人掛り 長四

末口四寸 一本三人掛り 長四間 末口四寸 一本五人掛り

長五間 末口五六 一本八人掛り

但し其場処治地泥場ある柔らる成と又砂利場等の土地の硬柔よ  
依り久足の掛り増減のりべし三間木より末口四寸以上あり三寸よ  
てもぬきて打難し定法の前書の通りあるれども土地柔らる成場処を  
格別若し堅き場処石交り砂利地等の二間半末口四寸以上の抗を打  
込よりぬきて決し打難し故に震込よりぬべし

一稿角枕震込人足定法之事

長二間より二 五六寸角根入五六尺 一本三人掛り  
長三間より三 六七寸角根入六七尺 一本八人掛り



同一尺同二本 同一尺一寸同二本 同一尺二寸同二本 同一尺三寸同二本  
寸同二本 同一尺四寸同二本 同一尺五寸同二本

長九尺より一丈一尺寸

赤口二寸一人二寸 同三寸同二本 同四寸同二本 同五寸同二本  
同六寸同二本 同七寸同二本 同八寸同二本 同九寸同二本  
同二寸同二本 同一尺一寸同二本 同一尺二寸同二本 同一尺三寸同二本  
同一尺四寸同二本 同一尺五寸同二本

長二間より二間二尺寸

赤口二寸一人二寸 同三寸同二本 同四寸同二本 同五寸同二本  
同六寸同二本 同七寸同二本 同八寸同二本 同九寸同二本  
同一尺一寸同二本 同一尺二寸同二本 同一尺三寸同二本  
同一尺四寸同二本 同一尺五寸同二本

寸同二本 同一尺四寸同二本 同一尺五寸同二本

長二間より二間五尺寸

赤口三寸一人三寸 同四寸同二本 同五寸同二本 同六寸同二本  
同七寸同二本 同八寸同二本 同九寸同二本 同一尺一寸同二本  
同一尺二寸同二本 同一尺三寸同二本 同一尺四寸同二本  
同一尺五寸同二本

長三間より三間二尺寸

赤口三寸一人三寸 同四寸同二本 同五寸同二本 同六寸同二本  
同七寸同二本 同八寸同二本 同九寸同二本 同一尺一寸同二本  
同一尺二寸同二本 同一尺三寸同二本 同一尺四寸同二本  
同一尺五寸同二本

長三間半より三間五尺まで

末口四寸一人は付 同五寸五本 同六寸同二本 同七寸同二本  
七本五分伐  
 分 同八寸同一本 同九寸同一本 同十寸同一本 同十一寸同一本  
九分  
 本二 同十二寸同一本 同十三寸同一本 同十四寸同一本 同十五寸同一本  
一分  
 一尺五寸同七分

長四間より四間二尺まで

末口四寸一人は付 同五寸同二本 同六寸同一本 同七寸同一本  
三本伐  
 同八寸同一本 同九寸同一本 同十寸同一本 同十一寸同一本  
三分  
 同十二寸同一本 同十三寸同一本 同十四寸同一本 同十五寸同一本  
一分  
 同十六寸同一本 同十七寸同一本 同十八寸同一本 同十九寸同一本  
一分  
 同二十寸同一本

長四間半より四間五尺まで

末口四寸一人は付 同五寸同二本 同六寸同一本 同七寸同一本  
二本六分伐  
 分 同八寸同一本 同九寸同一本 同十寸同一本 同十一寸同一本  
二分  
 同十二寸同一本 同十三寸同一本 同十四寸同一本 同十五寸同一本  
一分  
 同十六寸同一本 同十七寸同一本 同十八寸同一本 同十九寸同一本  
一分  
 同二十寸同一本

但し長さ六尺より九尺までを一寸才を一人として三百才伐る一寸四  
 才と末口の差渡しをして元口を見るは長さ一丈より二間まで  
 間は一才充の太りを入る之丸木太さの定法あり 一丈より二間まで  
 を二百五十才を伐る二間半より三間半までを二百才を伐る四間よ  
 り五間までを百五十才を伐る五間以上の大木を右の割合を以て元  
 口の才を掛け何十人伐と積るべし大木を伐木の手間掛るゆへ立  
 木の長短は随ひ根伐人足の積り方多少あるあり根伐人足を積るは  
 立木は付末口を知らば之は依て元口何尺廻りて三一六を除り

三一六の法の差渡し一尺の木の三尺一寸六分廻りサレ  
夫の圓法七九と掛け角よりと掛け合せ元口の才数と見一人と何  
百才伐り除り人数と知る元口差渡しと末口と見るより一間一  
寸劣りよしく末口と知るべし

一材木持運び人足定法之事

長九尺より一丈一尺まで

- 末口二寸三本一人持 同三寸二本一人 同四寸六本五人
- 同五寸三本四人 同六寸二本九人 同七寸三本八人
- 同八寸一本三人 同九寸四本十三人 同一尺二本九人
- 同一尺七寸二本十一人 同一尺二寸一本六人 同一尺三寸一  
本七人 同一尺四寸二本十七人 同一尺五寸一本十人

長二間より二間二尺まで

- 末口三寸一本一人持 同四寸一本二人 同五寸一本三人
- 同六寸一本四人 同七寸一本五人 同八寸一本六人
- 同九寸一本七人 同一尺一本八人 同一尺一寸一本十一人
- 同一尺二寸一本十二人 同一尺三寸一本十三人 同一尺四寸  
一本十四人 同一尺五寸一本十八人

長二間半より二間五尺まで

- 末口三寸二本三人持 同四寸二本五人 同五寸一本四人
- 同六寸一本五人 同七寸二本十三人 同八寸一本八人
- 同九寸一本十人 同一尺一本十二人 同一尺一寸一本十五人
- 同一尺二寸一本十七人 同一尺三寸一本二十人 同一尺四寸



一本廿二人 同一尺五寸一本廿六人

長三間より三間二尺中を

赤口三寸二本六人持 同四寸一本五人 同五寸一本七人

同六寸一本九人 同七寸一本十二人 同八寸一本十五人

同九寸一本十八人 同一尺一本廿二人 同一尺一寸一本廿六人

同一尺二寸一本三十人 同一尺三寸一本三十五人 同一尺四

寸一本四十人 同一尺五寸一本四十六人

長三間半より三間五尺中を

赤口四寸一本六人持 同五寸一本九人 同六寸一本十二人

同七寸一本十五人 同八寸一本十九人 同九寸一本廿三人

同一尺一本廿七人 同一尺一寸一本三十二人 同一尺二寸一

本三十七人 同一尺三寸一本四十三人 同一尺四寸一本四十

九人 同一尺五寸一本五十五人

長四間より四間二尺中を

赤口四寸一本十一人持 同五寸一本十五人持 同六寸一本廿人

同七寸一本二十五人 同八寸一本三十一人 同九寸一本三十

八人 同一尺一本四十五人 同一尺一寸一本五十三人

同一尺二寸一本六十一人 同一尺三寸一本七十一人 同一尺

四寸一本八十八人 同一尺五寸一本九十一人

長四間半より四間五尺中を

赤口四寸一本十四人持 同五寸一本十八人 同六寸一本廿四人

同七寸一本三十人 同八寸一本三十七人 同九寸一本四十五

人 同一尺一本五十三人 同一尺一寸一本六十二人 同一尺二寸一本七十二人 同一尺三寸一本八十二人 同一尺四寸一本九十四人 同一尺五寸一本百五人

但し持運び人足一日の往返六里歩行定法あり故に道法一里の処ハ三歸り持あり一本持の木を一日は一人して三本持つ積りあり右ハ杉松雑木の入足掛りよしと概概重なる木ハ一人一本五分持の割合り積るべし凡そ木口物長と六尺より一丈一尺までの丸太と元末平均尺メとして一寸才と一人として十才持ち二間半より三間半まで一人七才持ち四間以上の一人五才持ち六間以上の木も右に準じて積るべし

普請仕立人足ハ別段よしと積るあり尤も官の林木の村方或ハ普請材方よしと未木被葉と被下とれを根伐人足ハ目論見よし入るあり又官の林木根伐致とておろとれを持運び人足計り下さる根伐人足ハ未木被葉相渡り人足積り致さるるあり橋等の材木ハ官林木と下さるとれを何まら大木と伐出さるるへ延ゆよく未木も杭木其外用は相立分ハ目論見よし差加へ不用の未木被葉のて下さるるあり

一角物持運人足定法之事  
長二間 一尺角一本 十人持  
但し板貫木等長短大小平均し尺メよし一本十人持と積り人足の掛りと積るべし尤も是ハ概概重なる木積りあり松杉雑木の輕き木ハ人足掛りと減り又船積のときハ一本貫目米一石目積りよし

船積木数を積るべし尤米一石ハ目方四十貫目の積りあり

一鹿糸根伐持運び人足定法之事

目通り二三寸廻り 一人二百五十本伐 但し伐木 枝打とも

右同断 一人三十本持 長四尺打違ひ 五尺繩二人メ 一束一人持 但伐木束 結びとも

一唐竹根伐持運び人足定法之事

四五寸廻り 一人百本伐 一人十二本持 但し伐竹 枝打とも

六七寸廻り 一人五十本伐 一人六本持 但右メ 全し

一空俵繩持運び人足定法之事

空俵 但し四斗入棧俵とも 一人二十俵持

繩 但し一房二十尋曲 一人二百房持

一箒竹掻人足定法之事

箒半一坪は付 唐竹目通り三四寸廻り十五本 二三寸廻り四十本

掻人足 一人は付平五坪掻

一堤筋鹿糸定法之事

一通り十間ハ付鹿糸三束但し 四尺打違ひ 五尺繩二人メ

一立竹定法之事

平一坪兼唐竹三四寸廻り三十六本立 一人百五十本立 但し切り 米しとも

右人足掛り其外諸色目論見方定法事保年中勘定吟役并沢初惣兵工

取極たる定法の処其後宝曆五年官普請積り方定法の取捨増減あり

て尚又改りて定法書出今右の定法を以て目論むといへども人足掛り

其外とも定法ごとく何れも不足いへば人請負寺を仕立難く依て普

請仕立方手扱ありて保ち方悪くねども目論見帳を仕立るよの諸色の掛り

定法の外をたるとい成難し併し保ち方眼前丈夫をいふを却て元  
益相立儀の功者ある目論見を此心と以て諸色掛り作畧あるべし左  
をいふ丈夫は保ち方宜し勿論其國其処其川は依て前々の仕来又水  
行の強弱より或ハ平水洪水の流を當り等よりて委く差ひたり何  
れとも出水のとれた積るをいふ水當りの模様等彼是巧者やいふを  
目論見難きものあり

一釘録其外橋鉄物類寸法之法之事

皆折釘

- 長三寸 中腰太き二分半 鉄目九枚 板厚一寸五分打
- 同四寸 同 同十二枚 同二寸五分打
- 同五寸 同 同十五枚 同三寸五分打

- 同六寸 同 同二十二枚 同三寸五分五分打
  - 同七寸 同 同廿五枚 同四寸五分打
  - 同八寸 同 同三十六枚 同四寸五分五分打
  - 同九寸 中腰太き三分四分 同四十九枚 同五寸五分打
  - 同一尺 同 同五十四枚 同六寸五分打
- 但し之を橋は遣小釘あり鉄目を積るより長の寸法を半分よりして  
鉄目を積り頭の鉄目を加ふるあり

平落釘

- 長四寸 中腰太き中三分一分 鉄目十一枚 長五寸 太同 同十四枚
  - 同六寸 同中三分一分 鉄目十九枚 長七寸 太同 同二十二枚
- 但し是ハ板を横に彫り打込釘の上と木を埋ると板の割目よ

ム釘あり頭へ槓皮を巻打とり俗よ之を船釘と云

家釘

- 長一寸五分 鉄目四分 長二寸 鉄目八分
- 長三寸 鉄目二又七分 同四寸 同四又三分
- 同五寸 同五又五分 同六寸 同六又五分
- 同七寸 同七又五分

但し之ハ鉄釘の大あるものあり普請より由之と遣人凡て何釘も  
も長ハ板の厚さと一倍と見て積るべし

正録手違ひ録

- 長四寸 斤爪一寸五分 鉄目三十二又
- 同五寸 斤爪三分四方 同三十五又

同六寸 斤爪二寸 同四十三又  
 同七寸 斤爪四寸 同五十九又  
 同八寸 斤爪四寸半 同六十三又  
 同九寸 斤爪五寸 同七十九又  
 同一尺 斤爪六寸 同九十九又

但し手違ひ録ハ斤爪裏表に成ヤを以て鉄目を正録と差ひりて之  
 し鉄目と積るよる長寸法は斤爪の長さを加へ太さの寸と掛合せ  
 るあり

橋の高欄等木より枕を巻く板鉄物

- 長二尺 中一寸五分 鉄目二十 鉄目二百七十又
- 厚一分半
- 同二尺五寸 中二寸 同二十四 同四百五十又
- 厚一分半

同三尺厚二分 同二十八 同七百二十枚

男柱より笠木地覆へ繋ぐ板鉄物

長一尺四寸 中一寸五分 厚一分半 鎮穴十二 鉄目百九十五枚

同一尺八寸 中一寸二分 厚一分半 同十五 同三百二十四枚

同一尺二寸 中一寸二分 厚二分 同十八 同五百二十八枚

板鉄物

長一尺 中一寸五分 厚一分半 鎮穴六 鉄目百三十五枚

同一尺二寸 中一寸二分 厚一分半 同八 同二百六十枚

同一尺五寸 中一寸二分 厚二分 同十 同三百六十枚

地覆継手繋ぎ板鉄物

長一尺二寸 中一寸五分 厚一分半 鉄目百六十二枚

同一尺四寸 中一寸二分 厚二分 同百八十九枚

同一尺八寸 中一寸二分 厚二分 同四百三十五枚

大丸頭鉄釘

長一尺頭 差渡八分 嵩平均七分 山下九寸三分 中腰三分 鉄目七十一枚

長八寸頭 差渡六分 嵩平均四分 山下七寸四分 中腰同断 鉄目四十枚

長六寸頭 差渡五分 嵩平均三分 山下五寸五分 中腰二分半 鉄目廿枚

但し男柱の境巾扣ち打付鉄あり

小鎮釘

長二寸頭 差渡二分 嵩一分 山下一寸九分 中腰一分四分 鉄目三枚

長三寸頭 差渡二分半 嵩同断 山下二寸九分 中腰同断 鉄目四枚七分

但し鉄物の幅厚さ大小は随分鉄釘の寸は色々長短ありて水道

具と鉄留カネドメはまるあり

堯巾頭鉄物

内法六寸四方 高二寸二分五厘 中腰一寸五分 鉄目一貫八百

内法八寸四方 高三寸中腰二寸 厚一分半 鉄目二貫八百

内法一尺四方 高三寸七分五厘 中腰二寸 厚二分 鉄目三貫八百

但し橋男柱袖柱の頭は被せし鉄物あり往還寺ハ鉄物と畧し堯巾

板と打あり

木口包拵鉄物

内法三寸四方 中腰三寸 厚一分半 鉄目二百廿四匁

内法五寸四方 中腰五寸 厚二分 鉄目一貫三百匁

但し門の垂木其外木口を包む鉄物あり

石鉄物類の鉄目積り方々一寸四方六面掛目六十匁の割りと何れも中  
丈厚と掛合せの積りあり

一土石貫目積り之事

土一尺六面十貫目程 砂同十一貫目程 水同七貫六百目程 但し升

四貫五六百 石同十七貫程 栗石六尺六面三千貫目程

但し土砂石水とも其土地より由て委く貫目は軽重なり土も真土青

土泥土山土海土等りと差ひあり石も堅石山石海石岩石など色く

ちりて目方も大に相違りねども石の貫目を普請等より重し用る

処の土石を拳て凡よ記したるものあり

一材木尺メ之事

材木尺メ一本と云と長二間の一尺角と云一寸才より百才あり尺メ

と付るより中厚と掛合せ長の尺と乗じ尺メ法十二より除き何本何  
分何厘と出る十二の法と六々二間一尺二寸あるが角一尺四方と掛け  
合まれば一と成る夫より長さ一丈二尺を乗じれば十二と成夫より十二  
より除きば元の一と成る是則ち尺メ一本あり依て十二と尺メの法と  
するなり

一 通挽木挽一人より三通挽定法之事 但長さ二間中一尺板を通り  
挽と女丸も厚より構を依  
通挽の仕方後令が丸太長さ三間末口一尺之より一間一寸の太りを入き  
元口一尺三寸と元末平均もねが一尺五分と成之より圓法十九と乗じ九  
寸八厘五毛と角と成る之を五枚割り挽くれば之を四段通る中九寸八厘  
五毛より長さ一丈八尺と乗じ十二より除り尺メ一本三分六厘二毛七五  
より成る是より口通りと乗じれば五通り四分五厘五毛と成る一人三通り

挽の定法より木挽一人八分の手間あり

但し通り挽の儀通例の鋸代と五分引く定法あり念入板へ一寸引く  
あり角物何枚割り積るとも鋸代と五分宛引きて枚数と積るとし元  
も在る官林の木と挽き割り木品の太りたる木と取るありは鋸代を  
引くより及む

一 杣一丈より長二間一尺角一本角取定法之事

右より何寸角とせり中厚と掛合せ長さ七掛け十二より除り尺メ二  
て一本と乗じれば杣何人何と知るなり

一 大工坪掛定法之事

板一坪より付大工四人掛り 大坂樋大板橋の大工三人掛り  
小坂樋橋へ但し江戸切組在切組は樋も二枚戸三枚戸橋二十間以上以



下夫々大工掛り少く宛多少のきども大凡書面の當りて以て積るべし  
委しきてい地方大全は詳らざるあり

一 鳥人足も右同断大を三人小を二人掛りと積るべし是又在切組にて鳥  
人足多た処を平人足多た処を鳥三人の処を平四人より四人半より積  
るべし鳥人足と土の江戸にて女仕事師の工あり

一 官林の木を以て桶橋等の普請を造るよ木道具を尺又を付け板貫木  
を通り挽を付け桶橋等の材木組を長さ二間一尺角三本入用の処官林  
の木を根伐するよ長さ六間目通り六尺の木一本と根伐して二間一  
尺角三本は成る此仕法を角一尺は一四一四二を兼し差渡し一尺四寸  
一分四厘二毛の丸太と成ると一四一四二を兼し一尺四方の角隅違ひ法  
角より丸太差渡し一尺四寸一分四厘二毛の本を四方隅取はすは九尺  
角より丸太依て何寸角より一四一四二を兼すは丸木の差渡し成る

ゆへ一四一四二は丸長さ六間末口一尺四寸あはれ一間一寸の太りを  
木の法とするよあり長さ六間末口一尺四寸あはれ一間一寸の太りを  
入目通りを差渡し一尺九寸と成る之より三一六を兼すは六尺廻  
りよ成る又林木を積るとを二間一尺角三本此根伐長さ六間目通  
り六尺廻り一本此管切三本の管切と土の二間本三本の遣ひ方は六間  
目入用大等何本を目論見帳に記し勿論長を六間に限るとあり二三間  
の木より又を四五間の木より林木の延次第は應じ何本より根  
伐するあり併し一尺角より成る木を何を長四五間位より六七間程  
延ちるものあり桶貫短木等の小木を此積りて林木何百本と積  
り木挽拙并は根伐持運び入足の本と積る尤右体の大木を根伐するよ  
を依令が元の方四間を二間一尺角二本取り末木短木等は一尺角よ及  
むは道具木を遣ひ林木の費は成る様は積るあり

一赤口物太り之事

赤口より一間毎に一才太りを伐入る定法あり

五六尺より一寸太り 一丈二尺より一寸太り 一丈八尺より一寸  
一丈一尺より一寸太り 一丈七尺より一寸太り 二丈三尺より一寸  
太り 二丈四尺より一寸太り 四寸太り

但し右割合うそ太りを入る九尺を一寸五分まで入るは長さ三  
四尺寸まで本末太りなし

一蛇籠坪詰之事

長五間 差渡一尺五寸 此石二合四勺七才 唐竹十五本 目通四  
五  
籠作り一人七  
長五間 差渡一尺七寸 此石三合一勺七  
才 唐竹十八本 目通 籠作り一人五  
尺 此石四合三勺九才 唐竹廿三本 目通 籠作り一人四

但し拾竹の幅一寸五分より二寸迄は籠目四寸五分より作り重し籠  
並び籠等宝曆年中より二尺籠と止め一尺七寸は限り谷川小川  
より一尺五寸籠を用ゆる定法は成たり

右籠詰石の積り算法は差渡しと自乗し圓法七九を繰り長の間を繰り  
三十六より除きを三十六より除るは差渡し寸尺あり之を自乗する  
前の数より除くは六六三十六より除る一本の石何合何勺の石坪出る  
あり

一蛇籠歩當の儀一本と云は長五間より定まりたるものあり依て二間籠三  
間籠或は四間籠を用ゆるとありたり一本何分と目論見帳は出さ  
とあり

長二間五分 長二間半五分 長一間五分 長一間半五分 長三間

ハ六 長三間半ハ七 長四間ハ八 長四間半ハ九

但し長の間数と五より除きハ歩當出るあり

一國役普請出金の割方ハ目論見金高の内普請願の村方之高百石十兩の當り私領出金残金の内一分通り村方五百石官費九分國役割割成る

私領普請願の村方 一普請金百兩 此款

村高百石 五十兩 私領出金 三金廿兩の 五兩官人用 同上九 四十五

兩國役割

大凡石の如し尚季しまことハ地方大全と看るべし

改正補訂地方凡例録卷之九下 畢

村高五百石

一普請金百兩

此款

村高百石 五十兩

村高百石 五十兩

村高百石 五十兩

村高百石 五十兩

私領普請願の村方

私領出金

官人用

口役割

